

第 6 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（11月20日）（木曜日）

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期決定の件	9
日程第 3 諸般の報告（議長・監査結果報告）	9
日程第 4 行政報告（市長報告）	9
永山市長報告	9
日程第 5 承認第 6 号 専決処分（損害賠償の額を定め和解を成立させること）につき承認を求め ることについて	10
永山市長提案理由説明	10
田口産業建設部長兼建設課長	10
福元 悟君	11
田口産業建設部長兼建設課長	11
福元 悟君	11
田口産業建設部長兼建設課長	11
日程第 6 議案第 6 5 号 財産の減額譲渡及び無償貸付について（旧藤元小学校）	11
日程第 7 議案第 6 6 号 財産の減額譲渡について（旧美山植木山住宅）	11
永山市長提案理由説明	11
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	12
日程第 8 議案第 6 7 号 日置市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の 策定について	13
永山市長提案理由説明	14
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	14
日程第 9 議案第 6 8 号 日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指 定管理者の指定について	15
日程第 10 議案第 6 9 号 日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について	15
日程第 11 議案第 7 0 号 日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指 定について	15
日程第 12 議案第 7 1 号 日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定	

	管理者の指定について	15
日程第13	議案第72号 日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定について	15
日程第14	議案第73号 日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定について	16
	永山市長提案理由説明	16
	黒田澄子さん	16
	上村商工観光課長	17
	黒田澄子さん	17
	上村商工観光課長	18
	黒田澄子さん	18
	上村商工観光課長	18
	黒田澄子さん	19
	上村商工観光課長	19
	黒田澄子さん	19
	入佐社会教育課長	19
日程第15	議案第74号 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	19
	永山市長提案理由説明	20
	瀬戸口総務企画部長兼総務課長	20
日程第16	議案第75号 日置市森林体験交流センター等条例の一部改正について	21
日程第17	議案第76号 日置市観光案内所条例の一部改正について	21
	永山市長提案理由説明	21
	瀬戸口総務企画部長兼総務課長	21
	黒田澄子さん	22
	上村商工観光課長	22
	黒田澄子さん	23
	上村商工観光課長	23
休 憩		23
日程第18	議案第77号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	23

永山市長提案理由説明	24
馬場口市民福祉部長兼子ども未来課長	24
日程第19 議案第78号 日置市火災予防条例及び日置市火入れに関する条例の一部改正について	25
永山市長提案理由説明	25
福田消防本部消防長	25
佐多申至君	26
久保園消防本部次長兼警防課長	26
佐多申至君	26
久保園消防本部次長兼警防課長	26
日程第20 議案第79号 日置市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	27
永山市長提案理由説明	27
田口産業建設部長兼建設課長	27
日程第21 議案第80号 令和7年度日置市一般会計補正予算(第8号)	27
日程第22 議案第81号 令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	27
日程第23 議案第82号 令和7年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)	27
日程第24 議案第83号 令和7年度日置市介護保険特別会計補正予算(第3号)	27
日程第25 議案第84号 令和7年度日置市水道事業会計補正予算(第3号)	27
日程第26 議案第85号 令和7年度日置市下水道事業会計補正予算(第2号)	27
永山市長提案理由説明	28
佐多申至君	29
成田農林水産課長	30
佐多申至君	30
成田農林水産課長	30
日程第27 発議第2号 日置市自治会への加入及び自治会活動への参加の促進に関する条例の制定について	30
山口政夫君	31
散 会	31
<hr/>	
第2号(11月28日)(金曜日)	
開 議	36

日程第1 一般質問	3 6
是枝みゆきさん	3 6
永山市長	3 7
是枝みゆきさん	3 8
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	3 9
是枝みゆきさん	3 9
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	3 9
是枝みゆきさん	3 9
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	3 9
是枝みゆきさん	3 9
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	4 0
是枝みゆきさん	4 0
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	4 0
是枝みゆきさん	4 0
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	4 0
是枝みゆきさん	4 0
永山市長	4 1
是枝みゆきさん	4 1
松村健康保険課参事	4 1
是枝みゆきさん	4 1
松村健康保険課参事	4 1
是枝みゆきさん	4 1
松村健康保険課参事	4 1
是枝みゆきさん	4 2
松村健康保険課参事	4 2
是枝みゆきさん	4 2
松村健康保険課参事	4 2
是枝みゆきさん	4 2
松村健康保険課参事	4 2
是枝みゆきさん	4 2
松村健康保険課参事	4 2
是枝みゆきさん	4 2

	松村健康保険課参事	4 3
	是枝みゆきさん	4 3
	松村健康保険課参事	4 3
	是枝みゆきさん	4 3
	松村健康保険課参事	4 3
	是枝みゆきさん	4 4
	松村健康保険課参事	4 4
	是枝みゆきさん	4 4
	永山市長	4 4
	長倉浩二君	4 4
	永山市長	4 7
休	憩	4 8
	長倉浩二君	4 9
	成田農林水産課長	4 9
	長倉浩二君	4 9
	成田農林水産課長	4 9
	長倉浩二君	4 9
	成田農林水産課長	4 9
	長倉浩二君	4 9
	成田農林水産課長	4 9
	長倉浩二君	4 9
	成田農林水産課長	4 9
	長倉浩二君	5 0
	成田農林水産課長	5 0
	長倉浩二君	5 0
	成田農林水産課長	5 0
	長倉浩二君	5 0
	成田農林水産課長	5 0
	長倉浩二君	5 0
	成田農林水産課長	5 0
	長倉浩二君	5 0
	成田農林水産課長	5 1

長倉浩二君	5 1
園田企画課長	5 1
長倉浩二君	5 1
小園財政管財課長	5 1
長倉浩二君	5 1
上村商工観光課長	5 1
長倉浩二君	5 2
上村商工観光課長	5 2
長倉浩二君	5 2
上村商工観光課長	5 2
長倉浩二君	5 2
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	5 2
長倉浩二君	5 2
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	5 2
坂口洋之君	5 3
永山市長	5 4
坂口洋之君	5 5
永山市長	5 6
坂口洋之君	5 6
宮前福祉課長	5 7
坂口洋之君	5 7
宮前福祉課長	5 7
坂口洋之君	5 7
宮前福祉課長	5 7
休 憩	5 8
坂口洋之君	5 8
宮前福祉課長	5 8
坂口洋之君	5 8
宮前福祉課長	5 8
坂口洋之君	5 8
宮前福祉課長	5 9
坂口洋之君	5 9

宮前福祉課長	5 9
坂口洋之君	5 9
宮前福祉課長	5 9
坂口洋之君	6 0
永山市長	6 0
坂口洋之君	6 0
宮前福祉課長	6 0
坂口洋之君	6 0
宮前福祉課長	6 0
坂口洋之君	6 0
宮前福祉課長	6 1
坂口洋之君	6 1
宮前福祉課長	6 1
坂口洋之君	6 1
永山市長	6 1
坂口洋之君	6 2
永山市長	6 2
坂口洋之君	6 2
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	6 2
坂口洋之君	6 2
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	6 3
坂口洋之君	6 3
園田企画課長	6 3
坂口洋之君	6 3
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	6 3
坂口洋之君	6 3
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	6 3
坂口洋之君	6 3
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	6 4
坂口洋之君	6 4
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	6 4
坂口洋之君	6 4

小園財政管財課長	6 4
坂口洋之君	6 4
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	6 5
坂口洋之君	6 5
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	6 5
坂口洋之君	6 5
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	6 5
坂口洋之君	6 5
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	6 5
坂口洋之君	6 5
園田企画課長	6 6
坂口洋之君	6 6
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	6 6
坂口洋之君	6 7
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	6 7
坂口洋之君	6 7
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	6 7
坂口洋之君	6 7
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	6 7
坂口洋之君	6 7
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	6 7
坂口洋之君	6 7
永山市長	6 7
黒田澄子さん	6 8
永山市長	6 9
奥教育長	7 1
休 憩	7 2
黒田澄子さん	7 2
田口産業建設部長兼建設課長	7 2
黒田澄子さん	7 2
田口産業建設部長兼建設課長	7 3
黒田澄子さん	7 3

田口産業建設部長兼建設課長	7 3
黒田澄子さん	7 3
田口産業建設部長兼建設課長	7 4
黒田澄子さん	7 4
永山市長	7 4
黒田澄子さん	7 4
瀬戸口市民生活課長	7 5
黒田澄子さん	7 5
瀬戸口市民生活課長	7 5
黒田澄子さん	7 5
瀬戸口市民生活課長	7 5
黒田澄子さん	7 5
瀬戸口市民生活課長	7 6
黒田澄子さん	7 6
瀬戸口市民生活課長	7 6
黒田澄子さん	7 6
瀬戸口市民生活課長	7 6
黒田澄子さん	7 6
瀬戸口市民生活課長	7 6
黒田澄子さん	7 6
瀬戸口市民生活課長	7 7
黒田澄子さん	7 7
瀬戸口市民生活課長	7 7
黒田澄子さん	7 7
瀬戸口市民生活課長	7 8
黒田澄子さん	7 8
成田農林水産課長	7 8
黒田澄子さん	7 8
成田農林水産課長	7 8
黒田澄子さん	7 9
成田農林水産課長	7 9
黒田澄子さん	7 9

成田農林水産課長	7 9
黒田澄子さん	7 9
成田農林水産課長	7 9
黒田澄子さん	8 0
段原学校教育課長	8 0
黒田澄子さん	8 0
段原学校教育課長	8 0
黒田澄子さん	8 1
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 1
黒田澄子さん	8 1
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 1
黒田澄子さん	8 1
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 2
黒田澄子さん	8 2
東教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 2
黒田澄子さん	8 2
永山市長	8 2
散 会	8 2

第3号（12月1日）（月曜日）

開 議	8 6
日程第1 一般質問	8 6
大川畑宏一君	8 6
永山市長	8 6
大川畑宏一君	8 7
園田企画課長	8 7
大川畑宏一君	8 7
園田企画課長	8 7
大川畑宏一君	8 7
園田企画課長	8 7
大川畑宏一君	8 8
園田企画課長	8 8

大川畑宏一君	8 8
園田企画課長	8 8
永山市長	8 8
大川畑宏一君	8 9
園田企画課長	8 9
大川畑宏一君	8 9
園田企画課長	9 0
大川畑宏一君	9 0
園田企画課長	9 0
山口秀人君	9 0
永山市長	9 1
奥教育長	9 1
山口秀人君	9 2
馬場口市民福祉部長兼子ども未来課長	9 2
山口秀人君	9 2
馬場口市民福祉部長兼子ども未来課長	9 2
山口秀人君	9 2
馬場口市民福祉部長兼子ども未来課長	9 2
山口秀人君	9 2
馬場口市民福祉部長兼子ども未来課長	9 2
山口秀人君	9 2
入佐社会教育課長	9 3
山口秀人君	9 3
入佐社会教育課長	9 3
山口秀人君	9 3
入佐社会教育課長	9 3
山口秀人君	9 3
入佐社会教育課長	9 3
山口秀人君	9 3
福田晋拓君	9 3
永山市長	9 5
奥教育長	9 5

	福田晋拓君	9 6
	東教育委員会事務局長兼教育総務課長	9 6
	福田晋拓君	9 6
	東教育委員会事務局長兼教育総務課長	9 7
	福田晋拓君	9 7
	東教育委員会事務局長兼教育総務課長	9 7
	福田晋拓君	9 7
	東教育委員会事務局長兼教育総務課長	9 7
休	憩	9 7
	福田晋拓君	9 7
	東教育委員会事務局長兼教育総務課長	9 8
	福田晋拓君	9 8
	園田企画課長	9 8
	福田晋拓君	9 8
	上村商工観光課長	9 8
	福田晋拓君	9 9
	上村商工観光課長	9 9
	福田晋拓君	9 9
	上村商工観光課長	9 9
	福田晋拓君	1 0 0
	上村商工観光課長	1 0 0
	福田晋拓君	1 0 0
	田代吹上支所長	1 0 1
	福田晋拓君	1 0 1
	田代吹上支所長	1 0 1
	福田晋拓君	1 0 1
	田代吹上支所長	1 0 1
	福田晋拓君	1 0 1
	田代吹上支所長	1 0 1
	福田晋拓君	1 0 2
	園田企画課長	1 0 2
	福田晋拓君	1 0 2

永山市長	103
山口政夫君	103
永山市長	104
奥教育長	105
山口政夫君	105
神之門地域づくり課長	106
山口政夫君	106
入佐社会教育課長	107
山口政夫君	107
入佐社会教育課長	107
山口政夫君	107
入佐社会教育課長	107
休 憩	107
山口政夫君	107
入佐社会教育課長	107
山口政夫君	108
馬場口市民福祉部長兼子ども未来課長	108
山口政夫君	108
馬場口市民福祉部長兼子ども未来課長	108
山口政夫君	108
馬場口市民福祉部長兼子ども未来課長	108
山口政夫君	108
馬場口市民福祉部長兼子ども未来課長	109
山口政夫君	109
馬場口市民福祉部長兼子ども未来課長	109
山口政夫君	109
永山市長	111
山口政夫君	111
馬場口市民福祉部長兼子ども未来課長	111
散 会	111

開 議	1 1 6
日程第1 一般質問	1 1 6
佐多申至君	1 1 6
永山市長	1 1 6
奥教育長	1 1 7
佐多申至君	1 1 8
馬場口市民福祉部長兼こども未来課長	1 1 8
佐多申至君	1 1 8
馬場口市民福祉部長兼こども未来課長	1 1 8
入佐社会教育課長	1 1 8
佐多申至君	1 1 8
入佐社会教育課長	1 1 8
佐多申至君	1 1 8
馬場口市民福祉部長兼こども未来課長	1 1 9
佐多申至君	1 1 9
馬場口市民福祉部長兼こども未来課長	1 1 9
佐多申至君	1 1 9
馬場口市民福祉部長兼こども未来課長	1 1 9
佐多申至君	1 1 9
永山市長	1 2 0
佐多申至君	1 2 0
馬場口市民福祉部長兼こども未来課長	1 2 1
佐多申至君	1 2 1
馬場口市民福祉部長兼こども未来課長	1 2 1
佐多申至君	1 2 1
段原学校教育課長	1 2 1
佐多申至君	1 2 1
段原学校教育課長	1 2 2
佐多申至君	1 2 2
段原学校教育課長	1 2 2
佐多申至君	1 2 2
段原学校教育課長	1 2 3

佐多申至君	1 2 3
成田農林水産課長	1 2 3
佐多申至君	1 2 3
成田農林水産課長	1 2 3
佐多申至君	1 2 3
永山市長	1 2 3
下園和己君	1 2 4
永山市長	1 2 4
下園和己君	1 2 5
瀬戸口市民生活課長	1 2 5
下園和己君	1 2 5
瀬戸口市民生活課長	1 2 5
下園和己君	1 2 5
瀬戸口市民生活課長	1 2 6
下園和己君	1 2 6
上村商工観光課長	1 2 7
下園和己君	1 2 7
上村商工観光課長	1 2 7
下園和己君	1 2 7
休 憩	1 2 7
中村清栄君	1 2 7
永山市長	1 2 8
奥教育長	1 2 9
中村清栄君	1 2 9
段原学校教育課長	1 2 9
中村清栄君	1 3 0
段原学校教育課長	1 3 0
中村清栄君	1 3 0
段原学校教育課長	1 3 0
中村清栄君	1 3 0
段原学校教育課長	1 3 0
中村清栄君	1 3 0

段原学校教育課長	1 3 0
中村清栄君	1 3 1
段原学校教育課長	1 3 1
中村清栄君	1 3 1
段原学校教育課長	1 3 1
中村清栄君	1 3 1
段原学校教育課長	1 3 1
中村清栄君	1 3 1
奥教育長	1 3 2
永山市長	1 3 2
中村清栄君	1 3 2
入佐社会教育課長	1 3 2
中村清栄君	1 3 2
入佐社会教育課長	1 3 2
中村清栄君	1 3 2
入佐社会教育課長	1 3 2
中村清栄君	1 3 3
入佐社会教育課長	1 3 3
中村清栄君	1 3 3
入佐社会教育課長	1 3 3
中村清栄君	1 3 3
入佐社会教育課長	1 3 3
中村清栄君	1 3 3
入佐社会教育課長	1 3 3
中村清栄君	1 3 3
入佐社会教育課長	1 3 4
中村清栄君	1 3 4
入佐社会教育課長	1 3 4
中村清栄君	1 3 4
奥教育長	1 3 4
中村清栄君	1 3 4
入佐社会教育課長	1 3 5

	中村清栄君	1 3 5
	入佐社会教育課長	1 3 5
	中村清栄君	1 3 5
	入佐社会教育課長	1 3 5
	中村清栄君	1 3 5
	入佐社会教育課長	1 3 5
	中村清栄君	1 3 5
	奥教育長	1 3 6
	中村清栄君	1 3 6
	馬場口市民福祉部長兼子ども未来課長	1 3 6
休	憩	1 3 6
	中村清栄君	1 3 6
	徳重企画課長補佐	1 3 6
	中村清栄君	1 3 6
	馬場口市民福祉部長兼子ども未来課長	1 3 7
	中村清栄君	1 3 7
	馬場口市民福祉部長兼子ども未来課長	1 3 7
	中村清栄君	1 3 7
	馬場口市民福祉部長兼子ども未来課長	1 3 7
	中村清栄君	1 3 7
	馬場口市民福祉部長兼子ども未来課長	1 3 7
	中村清栄君	1 3 8
	馬場口市民福祉部長兼子ども未来課長	1 3 8
	永山市長	1 3 8
	阿多聖弥君	1 3 9
	永山市長	1 4 0
	奥教育長	1 4 0
	阿多聖弥君	1 4 1
	小園財政管財課長	1 4 1
	阿多聖弥君	1 4 1
	小園財政管財課長	1 4 1
	阿多聖弥君	1 4 1

馬場口市民福祉部長兼こども未来課長	1 4 1
阿多聖弥君	1 4 1
入佐社会教育課長	1 4 1
阿多聖弥君	1 4 2
小園財政管財課長	1 4 2
阿多聖弥君	1 4 2
有馬税務課長	1 4 2
阿多聖弥君	1 4 2
小園財政管財課長	1 4 2
阿多聖弥君	1 4 2
小園財政管財課長	1 4 3
阿多聖弥君	1 4 3
小園財政管財課長	1 4 3
阿多聖弥君	1 4 3
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 4 3
阿多聖弥君	1 4 3
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 4 4
阿多聖弥君	1 4 4
東総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 4 4
阿多聖弥君	1 4 4
段原学校教育課長	1 4 4
阿多聖弥君	1 4 4
奥教育長	1 4 5
散 会	1 4 5

第5号（12月19日）（金曜日）

開 議	1 5 1
日程第1 議案第67号 日置市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想 の策定について	1 5 1
長倉総務企画常任委員長報告	1 5 1
日程第2 議案第68号 日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る 指定管理者の指定について	1 5 2

日程第 3	議案第 6 9 号	日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について	1 5 2
	長倉総務企画常任委員長報告		1 5 2
日程第 4	議案第 7 0 号	日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について	1 5 4
日程第 5	議案第 7 1 号	日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について	1 5 4
日程第 6	議案第 7 2 号	日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定について	1 5 4
日程第 7	議案第 7 3 号	日置市 B & G 東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定について	1 5 4
	坂口文教厚生常任委員長報告		1 5 4
日程第 8	議案第 7 5 号	日置市森林体験交流センター等条例の一部改正について	1 5 8
日程第 9	議案第 7 6 号	日置市観光案内所条例の一部改正について	1 5 8
	長倉総務企画常任委員長報告		1 5 8
日程第 1 0	議案第 7 7 号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1 5 9
	坂口文教厚生常任委員長報告		1 6 0
日程第 1 1	議案第 7 9 号	日置市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	1 6 1
	福元産業建設常任委員長報告		1 6 1
休 憩			1 6 2
日程第 1 2	議案第 8 0 号	令和 7 年度日置市一般会計補正予算（第 8 号）	1 6 2
日程第 1 3	議案第 8 1 号	令和 7 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	1 6 2
日程第 1 4	議案第 8 2 号	令和 7 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 2 号）	1 6 2
日程第 1 5	議案第 8 3 号	令和 7 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	1 6 2
日程第 1 6	議案第 8 4 号	令和 7 年度日置市水道事業会計補正予算（第 3 号）	1 6 2
日程第 1 7	議案第 8 5 号	令和 7 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	1 6 2
	下園予算審査特別委員長報告		1 6 2
日程第 1 8	議案第 8 6 号	日置市職員の給与に関する条例の一部改正について	1 6 7
日程第 1 9	議案第 8 7 号	日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	1 6 7

永山市長提案理由説明	167
瀬戸口総務企画部長兼総務課長	167
日程第20 議案第88号 令和7年度日置市一般会計補正予算(第9号)	169
日程第21 議案第89号 令和7年度日置市水道事業会計補正予算(第4号)	169
日程第22 議案第90号 令和7年度日置市下水道事業会計補正予算(第3号)	169
永山市長提案理由説明	169
日程第23 発議第3号 日置市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の 制定について	171
山口政夫君趣旨説明	171
休憩	172
日程第24 閉会中の継続審査の申し出について	172
日程第25 閉会中の継続調査の申し出について	173
日程第26 行政視察結果報告について	173
日程第27 議員派遣の件について	173
閉会	173
永山市長	173

令和7年第6回（12月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
11月20日	木	本 会 議	予算・議案上程、質疑、表決、委員会付託
11月21日	金	休 会	定例全員協議会
11月22日	土	休 会	
11月23日	日	休 会	勤労感謝の日
11月24日	月	休 会	振替休日
11月25日	火	休 会	
11月26日	水	休 会	
11月27日	木	休 会	
11月28日	金	本 会 議	一般質問
11月29日	土	休 会	
11月30日	日	休 会	
12月 1日	月	本 会 議	一般質問
12月 2日	火	本 会 議	一般質問
12月 3日	水	委 員 会	条例・予算審査特別委員会分科会（補正予算）
12月 4日	木	委 員 会	条例・予算審査特別委員会分科会（補正予算）
12月 5日	金	委 員 会	条例・予算審査特別委員会分科会（予備日）
12月 6日	土	休 会	
12月 7日	日	休 会	
12月 8日	月	休 会	
12月 9日	火	休 会	
12月10日	水	休 会	
12月11日	木	委 員 会	予算審査特別委員会（全体会）
12月12日	金	委 員 会	議会運営委員会、議運結果報告・追加議案等配信
12月13日	土	休 会	
12月14日	日	休 会	
12月15日	月	休 会	
12月16日	火	休 会	

12月17日	水	休	会	
12月18日	木	休	会	
12月19日	金	本	会	議 付託事件等審査結果報告・質疑・表決

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
承認第 6 号	専決処分（損害賠償の額を定め和解を成立させること）につき承認を求めることについて
議案第 6 5 号	財産の減額譲渡及び無償貸付について（旧藤元小学校）
議案第 6 6 号	財産の減額譲渡について（旧美山植木山住宅）
議案第 6 7 号	日置市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定について
議案第 6 8 号	日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について
議案第 6 9 号	日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について
議案第 7 0 号	日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について
議案第 7 1 号	日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について
議案第 7 2 号	日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定について
議案第 7 3 号	日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定について
議案第 7 4 号	アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第 7 5 号	日置市森林体験交流センター等条例の一部改正について
議案第 7 6 号	日置市観光案内所条例の一部改正について
議案第 7 7 号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第 7 8 号	日置市火災予防条例及び日置市火入れに関する条例の一部改正について
議案第 7 9 号	日置市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
議案第 8 0 号	令和7年度日置市一般会計補正予算（第8号）
議案第 8 1 号	令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第 8 2 号	令和7年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 8 3 号	令和7年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第 8 4 号	令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第 85 号 令和 7 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 86 号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第 87 号 日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

議案第 88 号 令和 7 年度日置市一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 89 号 令和 7 年度日置市水道事業会計補正予算（第 4 号）

議案第 90 号 令和 7 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

発議第 2 号 日置市自治会への加入及び自治会活動への参加の促進に関する条例の制定について

発議第 3 号 日置市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定について

第 1 号 (1 1 月 2 0 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	承認第 6号 専決処分（損害賠償の額を定め和解を成立させること）につき承認を求めることについて
日程第 6	議案第 65号 財産の減額譲渡及び無償貸付について（旧藤元小学校）
日程第 7	議案第 66号 財産の減額譲渡について（旧美山植木山住宅）
日程第 8	議案第 67号 日置市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定について
日程第 9	議案第 68号 日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について
日程第 10	議案第 69号 日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について
日程第 11	議案第 70号 日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について
日程第 12	議案第 71号 日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について
日程第 13	議案第 72号 日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定について
日程第 14	議案第 73号 日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定について
日程第 15	議案第 74号 アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 16	議案第 75号 日置市森林体験交流センター等条例の一部改正について
日程第 17	議案第 76号 日置市観光案内所条例の一部改正について
日程第 18	議案第 77号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 19	議案第 78号 日置市火災予防条例及び日置市火入れに関する条例の一部改正について
日程第 20	議案第 79号 日置市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
日程第 21	議案第 80号 令和7年度日置市一般会計補正予算（第8号）
日程第 22	議案第 81号 令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 日程第 2 3 議案第 8 2 号 令和 7 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第 8 3 号 令和 7 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 5 議案第 8 4 号 令和 7 年度日置市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 8 5 号 令和 7 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 7 発議第 2 号 日置市自治会への加入及び自治会活動への参加の促進に関する条例の制定について

本会議（11月20日）（木曜）

出席議員 19名

1番	阿多聖弥君	2番	大川畑宏一君
3番	山口秀人君	4番	中村清栄君
5番	福田晋拓君	6番	長倉浩二君
7番	下園和己君	8番	佐多申至君
9番	是枝みゆきさん	10番	重留健朗君
11番	福元悟君	12番	山口政夫君
13番	中村尉司君	14番	留盛浩一郎君
15番	黒田澄子さん	17番	坂口洋之君
18番	並松安文君	19番	池満渉君
20番	富迫克彦君		

欠席議員 1名

16番 下御領昭博君

事務局職員出席者

事務局長	濱崎慎一郎君	次長兼議事調査係長	諸正一久君
議事調査係	野崎元気君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	上秀人君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	瀬戸口亮君
市民福祉部長兼こども未来課長	馬場口美宗香さん	産業建設部長兼建設課長	田口悦次君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	東正和君	消防本部消防長	福田幸記君
東市来支所長	内山良弘君	日吉支所長	坂上誠君
吹上支所長	田代誠治君	総括兼選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	小園秀作君	企画課長	園田賢一君
地域づくり課長	神之門英樹君	税務課長	有馬純一君
商工観光課長	上村裕文君	市民生活課長	瀬戸口和彦君
福祉課長	宮前美紀さん	健康保険課長	宇都敏君
介護保険課長	奥田美穂さん	農林水産課長	成田郷君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	神余徹君

学校教育課長 段原修司君
監査委員事務局長 濱崎慎一郎君
会計管理者兼会計課長 今村幸代さん
消防本部総務課長 藏菌健一郎君

社会教育課長 入佐好彦君
農業委員会事務局長 有島春己君
消防本部次長兼警防課長 久保園幸一君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（富迫克彦君）

ご報告申し上げます。

下御領昭博議員から体調不良のため本会議を欠席する旨の連絡がありましたのでお知らせいたします。

ただいまから、令和7年第6回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（富迫克彦君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富迫克彦君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって下園和己議員、佐多申至議員を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（富迫克彦君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月19日までの30日間にししたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月19日までの30日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（富迫克彦君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議会の報告及び例月現金出納検査結果報告並びに定例監査結果報告につきましては、お

手元に配付いたしました資料のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（富迫克彦君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありました。これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。

8月12日からの主な行政執行についてご報告を申し上げます。

8月31日に大雨と地震の複合災害を想定しました日置市総合防災訓練を関係機関と共同で実施しました。今回は通信障害に対応するため、通信衛星を活用したWi-Fi環境の設置や県警本部のヘリによる孤立集落からの避難支援など多様な想定での訓練を実施しました。

次に9月4日に日置市市政施行20周年記念事業新・BS「日本のうた」の公開収録を伊集院文化会館でNHKと共催で開催しました。

次に9月18日に株式会社Schoo社と地域共創型人材育成サービスの導入について合同の記者会見を行い、10月16日より日置市つながる学び合いカレッジを開講しました。

次に9月25日に資源循環プラザ アクロスひおき落成式が開催され、出席しました。アクロスひおきは民設民営のリサイクル施設で資源ごみの再資源化を目指し、10月1日から稼働しています。

次に10月1日に市役所組織の働き方を見直し、職員一人一人がよりよい将来の展望を持てる組織を目指し、市職員による市長付働き方改革プロジェクトチームを設置し、

37名の職員に辞令を交付しました。

次に10月23日に日置共創コンソーシアム設立のためのイントロセミナーを開催しました。このまちで働き続けたい、キャリアを築きたいと思える環境づくりを進めるため、市内の企業等が集まり、働きやすい環境を広げていく場として日置共創コンソーシアムを立ち上げ、日置市の抱える人口減少など、課題解消に向けて働き方の先進地を目指します。

次に本市が今年5月に市制施行20周年を迎えたことを記念し、10月25日に日置市市制施行20周年記念式典を開催し、20年の節目を祝いました。このほか主要な行政執行につきましては報告書に掲載しましたのでご確認をお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 承認第6号専決処分（損害賠償の額を定め和解を成立させること）につき承認を求めることについて

○議長（富迫克彦君）

日程第5、承認第6号専決処分（損害賠償の額を定め和解を成立させること）につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

承認第6号は専決処分（損害賠償の額を定め、和解を成立させること）につき承認を求めることについてであります。

令和7年7月11日に日置市伊集院町地内で発生した都市公園の樹木の樹脂により隣接地に駐車されていた車両に損害を与えた事故について緊急を要したため損害賠償の額を定め及び和解を成立させたものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明をさせますのでご審議をよろしく願いいた

します。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

第6号専決処分についてご説明いたします。2ページをご覧ください。

このたびの専決処分につきましては、損害賠償の額を定め、及び、和解を成立させることについて地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するもので、本市の都市公園で起きました事故について緊急を要したため、令和7年10月27日付で専決処分したものでございます。

相手方は個人です。和解の概要につきましては、市は本件の損害賠償金として332万1,000円の支払い義務があることを認め、これを支払い、当事者双方は本件に関し、示談書に定めるほか、債権債務関係が存在しないことを確認しております。

なお、損害賠償金につきましては、日置市が加入する全国町村会総合賠償保険により支払いが行われますので市の歳入歳出予算の補正はございません。

3ページをご覧ください。

事故の概要としましては、令和7年7月11日に日置市伊集院町地内において都市公園の敷地内に生えている樹木の樹脂が当該都市公園に隣接する民間駐車場に駐車されていた車両に付着し、当該車両の塗装・ガラス面等に損害を与えたものです。

記載の図は事故発生状況概略図になります。左側部分が都市公園、中央部分が相手方の車両が駐車されている駐車場でありまして、樹木が公園の外周フェンス付近から相手方の車両に覆いかぶさるようになり伸び出しており、当該樹木の樹脂により車両の塗装やガラス面等に損害があったものです。

4ページをご覧ください。

4ページには本件で相手方と取り交わした示談書、5ページには示談交渉に当たり本市顧問弁護士へ委任契約を行いましたのでその

契約書を添付してございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく
お願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから本件について質疑を行います。質
疑ありませんか。

○11番（福元 悟君）

全協でも先ほど説明をいただきましたけれ
ども、非常に金額も大きい案件になっており
ます。これを示談、さらには先ほどの全協で
は十分に弁護士との協議の経過でなされて提
案がされるというのはよく理解いたしました
が、議会として本来なら議案として和解議案
とすべきところをこうして専決をされたとい
う、このことを、先ほど、これは説明が部長
のほうからありましたが、再度確認ですが、
なぜ専決をしなければならなかったのかにつ
いて質疑をいたします。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

専決処分につきましては、顧問弁護士の示
談交渉により相手方が損害賠償金の早期支払
いを求めて示談に応じるという意思を見せた
ものでございましたので、早期解決のため損
害賠償の額を定め、専決処分を行ったもので
ございます。

あと、長引けば長引くほど台車等の金額と
いうのも上がるということもございましたの
で、そういったことで専決処分にいたしました。

○11番（福元 悟君）

補償をしていかないといけないということ
で、今、ありましたとおり、長引けば補償額
が大きくなるということで理解してよろしか
ったですか。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

はい。そのとおりでございます。

○議長（富迫克彦君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第6号は会議規則第
37条第3項の規定により委員会付託を省略
したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、承認第
6号は委員会付託を省略することに決定しま
した。

これから承認第6号について討論を行いま
す。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、承認第6号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、承認第
6号専決処分（損害賠償の額を定め和解を成
立させること）につき承認を求めることにつ
いては承認することに決定しました。

△日程第6 議案第65号財産の減額譲
渡及び無償貸付について
（旧藤元小学校）

△日程第7 議案第66号財産の減額譲
渡について（旧美山植木山
住宅）

○議長（富迫克彦君）

日程第6、議案第65号財産の減額譲渡及
び無償貸付について（旧藤元小学校）及び日
程第7、議案第66号財産の減額譲渡につ
いて（旧美山植木山住宅）の2件を一括議題と
します。

2件について提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第65号は財産の減額譲渡及び無償貸付についてであります。旧藤元小学校に係る財産を減額譲渡及び無償で貸し付けたいので地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものであります。

次に議案第66号は財産の減額譲渡についてであります。旧美山植木山住宅に係る財産を減額譲渡したいので地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、以上2件ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

それでは、議案第65号財産の減額譲渡及び無償貸付について補足説明を申し上げます。

今回、減額譲渡及び無償貸付するのは旧藤元小学校であります。

1. 減額譲渡する財産の概要について、財産の種類は土地及び建物とこれに附帯する構造物設備等で土地及び建物の内容は土地3筆、面積は合計で1万554平方メートル、建物4棟、延床面積は合計で1,208.86平方メートル、評価額は335万7,846円、減額後の譲渡金額は40万円。

2. 無償で貸し付ける財産の概要について、財産の種類は土地。土地の内容は1筆、面積は108平方メートル。貸付期限は令和12年3月31日まで。

3. 減額譲渡及び無償貸付の相手方は、鹿児島市西千石町16番4号、株式会社Y's（ワイズ）カンパニー代表取締役武永雄太でございます。3ページに株式会社Y'sカンパニーの概要を記載してございます。設立年月日は平成27年12月17日、社員数は45人、目的は建物の内装及び外装のリフォーム工事などの事業を行っています。

4ページに旧藤元小学校の位置図、5ページに地番図、建物配置図をお示ししています。

これまでの旧藤元小学校の売却の経緯につきまして、8月に公募により資産活用を図る事業提案を募集し、3者の意向表明後1者を取り下げたため2者の提案から最も優れた事業提案者へ売却することとしました。財産の譲渡後の活用計画の概要としましては、屋内・屋外で楽しむことができるレジャー施設、校舎の雰囲気を生かした校舎カフェを行うこととしており、将来的には宿泊もできる施設として計画しているところでございます。

減額譲渡については、市が建物を解体すると約3,000万円の費用が見込まれること、譲渡後は固定資産税の収入が見込まれ、提案内容には20人程度の雇用、グラウンドについては地域住民に可能な範囲で開放し、地域にとって協力的であることなど、事業提案を総合的に判断し、40万円で減額譲渡することとしたところでございます。また、無償貸付する土地については暗渠が入っていることから今回の売却には含めず、無償での貸付を行うこととしております。

次に議案第66号財産の減額譲渡について補足説明を申し上げます。

今回、減額譲渡する旧美山植木山住宅の概要について、財産の種類は土地及び建物とこれに附帯する構造物設備等で土地及び建物の内容は土地1筆、面積は939.38平方メートル、建物4棟、延床面積は合計で269.58平方メートル、評価額は422万8,153円、減額後の譲渡金額は230万円で、譲渡の相手方は日置市東市来町美山1076番地、社会福祉法人美山福社会理事長馬場譲二でございます。3ページに社会福祉法人美山福社会の概要を記載してございます。設立年月日は平成4年5月20日、職員数64人、目的は保育所運営など第2種社会福祉事業を行っています。4ページに旧美山

植木山住宅の位置図、5ページに地番図、建物配置図をお示ししています。

これまでの旧美山植木山住宅の売却の経緯につきまして、9月に公募により資産活用を図る事業提案を募集し、3者の意向表明及び提案があり、最も優れた事業提案者へ売却することとしました。

財産の譲渡後の活用計画の概要としましては、敷地を活用して園児のための園庭の拡張を行うなど、保育環境のさらなる充実を図るとともに、既存の建物については1棟から2棟を生かし、学童施設として整備することです。併せて今回の市有地取得に合わせまして利用定員の増も計画しているとのこととあります。

減額譲渡については、市が建物を解体すると約1,000万円の費用が見込まれること、提案内容には保育環境の充実を図るとともに敷地を地域との交流スペースに活用するなど、地域にとって協力的であることから事業提案を総合的に判断し、230万円で減額譲渡することとしたところでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから2件について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第65号及び議案第66号の2件は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号及び議案第66号は委員会付託を省略

することに決定しました。

これから議案第65号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。これから議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号財産の減額譲渡及び無償貸付について（旧藤元小学校）は原案のとおり可決されました。

これから議案第66号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号財産の減額譲渡について（旧美山植木山住宅）は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第67号日置市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定について

○議長（富迫克彦君）

日程第8、議案第67号日置市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第67号は日置市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定についてであります。

現計画の計画期間が令和7年度をもって満了することに伴い、次期基本構想を策定したいので日置市議会の議決すべき事件を定める条例第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては総務企画部長に説明させていただきますのでご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

それでは、議案第67号日置市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定について補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、現行の第2次日置市総合計画が令和7年度をもって終了することから令和8年4月1日から令和16年3月31日までの8年間を期間とする第3次の基本構想として策定するものでございます。

策定に当たりましては、日置の未来を描くための活動体「ひおき未来探検隊」を結成し、これまで以上に市民参画を重視する対話活動を行うとともに総合計画審議会に諮問し、パブリックコメント手続を経て答申いただいたところです。

それでは、別紙により説明を申し上げます。

まず表紙から5ページまでをご覧くださいと、今回の計画については漫画やイラストを積極的に活用しています。これは多くの市民の皆様に読んでもらいたいこと、かつ、その内容を分かりやすくお伝えし、一緒になってまちづくりを進めてまいりたいということを目的としています。

次に8ページをご覧ください。

策定の趣旨になりますが、本計画は日置市における総合的かつ計画的な運営の基本となる計画であり、目指すべき将来像を市役所、市民、事業者が共有し、その実現に向けた取組の方向性を示すことで各主体が行動するための指針となるものとしています。

その下、位置づけと期間になります。位置づけについては目指す将来像を「日置のありたい姿」とし、その姿を実現するために6つの市民の暮らしと取組の方向性で構成し、各分野の個別計画の最上位計画として位置づけています。

なお、具体的な施策は、実効性や機動力を確保するため、各分野の個別計画で定めることとしており、その主な関連する個別計画については後ほど出てきます「6つの市民の暮らし」ごとに記載しています。

10ページをご覧ください。

計画策定のプロセスとしまして、本計画が市役所と市民の皆様が共に考え、共に行動するための指針となるよう、策定に当たっては市民や事業者の皆様と一緒に活動や対話を通じて理想とする将来像を描いてまいりました。

一番下に記載のとおり、策定のプロセスの詳細は付属資料として43ページ以降にまとめています。

11ページ以降は第2章として「日置のありたい姿」と「市民の暮らし」を記載しています。

人口減少や少子高齢化の進行など、社会は大きく変化しており、この変化に対応しよりよいまちづくりを進めるためには市民や事業者の皆様との協働は欠かせないものとなっています。そのため、本計画の特長の一つでございりますが、今回は市民一人一人の「わたし」を主語にし、「市民の暮らし」を中心にして考え、理想の未来を描き、それを実現するための方向性を示す内容として策定をしています。

12ページをご覧ください。

目指す未来となります「日置のありたい姿」につきましては、「わたしから始まる。仲間とつながる。思いが、魅力が、活力がめぐり広がるまち。」としています。

これは本計画の2ページの初めにも記載をしておりますが、市民や事業者の皆様、お一人おひとりの「わたし」が、尊重され、互いに認め合いながら、理想とするまちをともに創っていくことを目指すものでございます。

13ページをご覧ください。その「日置のありたい姿」を実現するため目指す6つの「市民の暮らし」をまとめています。

1つ目は、日々の幸せを実感しながら、健やかな生活を送ることを目指した「日置の未来は「わたし」からはじまる」。

2つ目は、年齢を問わず、誰もが学び、挑戦できる機会を目指した「多様な世代の学びから挑戦と応援がひろがる」です。

3つ目は、社会の変化と未来に向き合い、しなやかに暮らし続けていることを目指した「社会の変化と日置の未来に向き合う」。

4つ目は、個性を尊重し合い、信頼を育んでいることを目指した「一人ひとりの違いと個性を認めて他者と共生する」。

5つ目は、地域資源を生かした産業の活性化・好循環を目指した「地域資源が活かされ、経済と魅力が循環する」。

最後の6つ目は、暮らしの基盤である豊かな自然を守り育てながら。自然と共生した社会経済活動を行っていくことを目指した「豊かな自然環境と共生し、未来の世代につなげる」としています。

14ページから37ページにかけては、その6つの「市民の暮らし」ごとにその実現に向けた取組の方向性や「ひおき未来探検隊」の活動で得られた市民の思い、暮らしの中で取り組めること、関連する主な個別計画などを記載しています。

38ページをご覧ください。

39ページにかけては、その市民の暮らしと取組の方向性について一覧でまとめています。

最後に42ページをご覧ください。

第3章の推進体制としまして、市役所及び市民、事業者の本計画における各主体の役割につきまして明示しています。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第67号は総務企画常任委員会に付託します。

△日程第9 議案第68号日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について

△日程第10 議案第69号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について

△日程第11 議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について

△日程第12 議案第71号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について

△日程第13 議案第72号日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理

者の指定について

△日程第14 議案第73号日置市B & G東市来海洋センター、日置市東市来球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定について

○議長（富迫克彦君）

日程第9、議案第68号日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定についてから、日程第14、議案第73号日置市B & G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定についてまでの6件を一括議題とします。

6件について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第68号は日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

次に議案第69号は日置市観光案内所に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市観光案内所の指定管理者を指定したいので地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

次に議案第70号は日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

次に議案第71号は日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指

定管理者の指定についてであります。

日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターの指定管理者を指定したいので地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

次に議案第72号は日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

次に議案第73号は日置市B & G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市B & G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

以上6件ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから議案第68号から議案第73号までの6件について一括して質疑を行います。

発言通告がありますので、黒田澄子議員の発言を許可します。

○15番（黒田澄子さん）

私は今回は付託を受けていない委員会ですので総括で質疑をさせていただきたいと思っております。

議案第68号の森林体験交流センター陶遊館、それから登り窯の指定管理について、今回の指定管理者を選定されるその前にここは譲渡の検討とかはなかったのか。もうそろそろ民間譲渡していい時期ではないかと。あまりぼろぼろになってからよりもまだ使えるうちに民間に買っていただけるのではないかな

と想像したので検討をされなかったのか、庁内で。そこを一つお尋ねをいたします。

あと、登り窯が先般の全員協議会で出された資料によりますと、令和4年、5年、6年度の利用実収入はありませんでした。ゼロ、ゼロ、ゼロになってございました。4年度だけが3,750人の利用報告があります。令和5年、6年度はゼロ、ゼロになってございます。これは何が3,750人で行われて、でも、行われたのに収益がない理由は一体どういふものなのかということ。それと、もう一点、今後の登り窯の利活用の提案がこの指定管理者からどのような提案がされているのか、その点についてお尋ねをいたします。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

本施設はその事業特性から収益性が高く、民間によるサービスも可能な施設に分類され、これまでも民営化の方向性について継続的に探ってきたところでございます。

また、今回の指定管理の期間の終了に際し、今後の施設の在り方について譲渡も含め、指定管理者候補者等選定委員会において協議検討してまいりました。

最終的な結論としては、使用料改定による増収の状況や現行の収支状況、そして、施設の老朽化に対する今後の対応方法など総合的に勘案しまして前回と比較して指定管理料を減額した上での指定管理者継続という方針を固めたところでございます。

ただし、前回の指定管理継続と異なる点は、募集要項において指定期間中のさらなる民間活用の推進と民間譲渡などについての検討を盛り込んでおり、指定管理者に対しても今回の更新がこれまでとは違う形であるという市の将来的な方針を示してございます。

この5年間の指定期間において譲渡も含めた利活用について指定管理者、地域、関係団体と協議を進めてまいりたいと考えています。

以上です。

続きまして、同じく、登り窯の令和4年、5年、6年の利用実収入がないか、また、3,750人の利用報告があるが、何が行われ、収益がない理由はどのようなものか、今後の登り窯の活用についての提案についてお答えいたします。

まずは、令和4年度利用者3,750人の利用報告に関してお答えいたします。

陶遊館来館者の方の一部は登り釜も合わせて見学されることが多く、令和4年度以前は陶遊館来館者の一定割合を共同登り窯の見学者として計上しておりました。令和5年度以降は集計方法を変更し、全て陶遊館の来館者に集約したことから令和5年度以降は利用者ゼロ人となっているところでございます。

また、登り窯の設置条例にて使用料を設定しているところです。報告数値は登り窯の利用者ではなく、見学者であるため、収益は発生していないところです。

なお、登り窯の今後の利活用に関して指定管理者からは具体的な提案はございませんでしたが、この共同登り窯の敷地内には旧東市来町時代の平成10年に開催した薩摩焼400年祭の際に設置した韓国との友好に関するモニュメントなどがございます。

陶遊館来館者の方の一部は登り窯やモニュメントも見学されることが多いことから必要に応じて登り窯の案内業務を担っていただいております。

このようなことから陶遊館と一体となって管理していただくことが最も効率的であると考え、指定管理者の業務の範囲に含めているところでございます。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

おおよそ今の話で分かったんですけども、これまでやはり民営化をずっと探ってこられたということがあって、今回は次からはやは

りその辺をしっかりとやっていくよということ
をきちんと伝えた上での指定管理であるとい
うことを踏まえると、今回、民営化が進めら
れなかった何か大きな原因があるのでしょうか。
今回やってもよかったのではないかとい
うふうに聞こえるわけなんですけれども、そ
の大きな要因は何だったのか。あえて、今回、
そういうことまで盛り込んで5年間させる意
味がどこにあるのかがちょっとよく分からな
かったので、民営化を今回しなかった理由が
聞きたいことと、あと、見学を一定割合入れ
ていたという、これはそういうふうに入れな
さいということが、ここが指定管理になった
ときからよく分からない見学者っていうんで
すかね。陶遊館を使った人たちの数は分かる
んですけれども、例えば、そこで登り窯でカ
ウントしているわけでもない。陶遊館が使わ
れてその中の一定割合はという意味が分から
ないというか、そういう使用料も払わないわ
けですので、モニュメントを見ても何をして
も窯を使わない限りには使用料は発生しない
ということだったので、それは市がその数を
吸い上げたいという意図があって、これまで
はやってこられていたのか。それとも、指定
管理者が自分たちでそうやって一定割合入れ
たほうが良いというふうな形でしてこられて
いたのか。大変アバウトな数なのでその辺の
入り口的にはどういうふうであって、でも、
今はもうそれをやらないということで令和
5年、6年はやってないので今後やらないん
だとは思いますが、そこら辺がちょ
っと不明確だったのでもう一度お尋ねをした
いと思います。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

こちらのモダン薩摩様は平成22年から美
山陶遊館の運営を行って、現在4期目に当た
ります。その間に陶遊館は市を代表する体験
コンテンツの一つとして陶遊館を起点とした

美山地域への周遊など、市としては高く評価
しているところでございます。

一方で、今回の民営化状況に際しましては、
施設のほうも指定管理者のモダン薩摩さんの
ほうも施設の老朽化などを抱えながら引き続
き運営していくことについては施設の維持管
理費の負担を非常に懸念されているような部
分もございました。そういったことについて、
また、地域と指定管理者、関係者と協議を進
める期間が必要であると判断した上で今回指
定管理者の継続という選択をさせていただきました。

先ほどのその一定割合につきましては、指
定管理者と市との協議の下に進めてきてい
るところでございます。

議員からご指摘のありましたように、カウ
ントの曖昧なやり方というものを令和5年か
らは正して、その使用料の条例の関係とのバ
ランスも取りながらそういったやり方をして
おります。

市と指定管理者と今後とも協議をしながら
しっかりと進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

よろしいですか。

○15番（黒田澄子さん）

引き続きということで、69号の日置市観
光案内所、今回、随契から指定管理に変わ
りました。これはいいことだと大変思ってい
ます。

1点気になるところは、構成員が2人の事
業者だという点で、いろいろと運営される部
分でどうなるのかなというのがとても不安な
感じでしたのでその点についてお尋ねしたい
と思います。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

構成員の申請の時点で2人の事業者で大丈
夫かというふうなことでのご質問だと思いま

すので、そちらについて回答させていただきます。

ご指摘のとおり、Local is vivid 自体の構成員は議案提出時に2名ということでの報告でございました。

今後、新たに指定管理者が正式に決定し次第、従業員となる人材を募集される予定であることから運営には支障はないものと考えています。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

今後募集されるということですが、大体、何人ぐらいで運営される予定なのかお分かりでしたらお尋ねをしたいと思います。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

具体的に今後何人の方を雇用していくかというふうな具体的な人数まではまだ把握はしていないところでございます。

○15番（黒田澄子さん）

引き続き、第71号伊集院文化会館及び東市来文化交流センターに係る指定管理についてお尋ねをしたいと思います。

この指定管理の中には指定管理者が自主文化事業などを求められて様々いろいろな事業を、引っ張ってくるという言い方はあれなんでしょうけれども、文化会館でそういう開催をするところまで求められているんですけれども、それを求めずに専門的な音響とか照明、舞台装置の装置をする、そういった部分だけを委託をされているという自治体もございません。とても大きな金額、高額な指定管理料になるので今回そういったことは何にも検討はされなかったのか、そうなる委託なので金額ももっと下がるんじゃないかなと思ったりもしてですね。今、市もなかなか収益が厳しかったり、皆さんがいろいろやりたいことも少しずつへがめられながら事業を進めていらっしゃる部分もあると少しでも収益が収益と

か出すお金が少なくなるのではないかと思ったりしてのお尋ねですけれども、そういったことは全然検討がなかったのか、その辺だけお尋ねします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

文化会館等の運営は、施設の維持管理に加え、舞台技術を含む運營業務が密接に関係しており、施設管理、舞台技術、運営スタッフが日常的に連携し、一体的に業務を行うことにより公演等の安全確保や円滑な振興、施設の維持が図られると考え、専門的な音響、照明等を分けた委託については検討しておりません。

しかし、今後の文化施設の指定管理料を積算するに当たっては専門的な部分を委託した場合の費用も比較材料とするよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（富迫克彦君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第68号及び議案第69号の2件は総務企画常任委員会へ、議案第70号から議案第73号までの4件を文教厚生常任委員会へ付託します。

△日程第15 議案第74号アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（富迫克彦君）

日程第15、議案第74号アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第74号はアナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

アナログ規制の見直しに伴い、関係条例の整備を図りたいので地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては総務企画部長に説明させていただきますのでご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

それでは、議案第74号アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。別紙をご覧ください。

改正の趣旨といたしましては、デジタル化の進展に適応した市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るとともに関係法令の改正に伴う条文整理を行いたいので7つの条例について改正するものでございます。

第1条は日置市公告式条例の一部改正についてで地方自治法の改正に伴い、条例の交付時における市長の署名の方法に電子署名を追加し、条例、規則等の交付は庁舎掲示場へ掲示して行うと規定しているところ、原則として市のホームページ上に設置する電子掲示場に掲示する方法により行うよう改正するものです。

このほか規則の制定改廃における署名手続を記名へと変更し、規定の公表における市長印等の押印を廃止するとともに議会その他市の機関で定める規則及び規定で公表を要するものについても市の手続と同様の手続で行うよう改正します。

3ページをご覧ください。

第2条は日置市行政手続条例の一部改正についてで行政手続法の改正に準じて聴聞の通

知に係る公示の方法をデジタル化するため、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を講ずることとするよう改正するものです。

3ページ下から5ページ初めまでの第3条日置市監査委員条例の一部改正、第4条日置市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、第5条日置市財政状況の作成及び公表に関する条例の一部改正、第6条日置市都市公園条例の一部改正については庁舎掲示場へ掲示する方法により行う手続について、第1条による日置市公告式条例の改正後の規定の例により、原則、市ホームページ上の電子掲示場への掲示の方法により行うこととし、併せて字句の整理を行うものでございます。

次に5ページの第7条は、日置市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正についてで、全国市議会議長会が示した議会に係る手続等のオンライン化・デジタル化の具体的方法により政務活動費の交付、個人情報保護等に関する手続等のオンライン化への対応については執行機関のデジタル手続条例の対象とする方法が望ましいとされていることから、議会を本条例の対象とするよう改正するほか、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の改正に準じて他の条例等においてフロッピーディスク等の記録媒体を提出することとしている手続についてオンラインによる手続を可能とするよう改正するものでございます。

附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行し、第7条の規定は公布の日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（富迫克彦君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第74号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第74号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第75号日置市森林体験交流センター等条例の一部改正について

△日程第17 議案第76号日置市観光案内所条例の一部改正について

○議長（富迫克彦君）

日程第16、議案第75号日置市森林体験交流センター等条例の一部改正について及び日程第17、議案第76号日置市観光案内所条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第75号は日置市森林体験交流センター等条例の一部改正についてであります。

日置市森林体験交流センター美山陶遊館の使用料を見直すため、条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に議案第76号は日置市観光案内所条例の一部改正についてであります。

日置市観光案内所の使用区分を見直すため条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、以上2件ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

それでは、議案第75号日置市森林体験交流センター条例の一部改正について補足説明を申し上げます。別紙をご覧ください。

今回の改正は、日置市森林体験交流センター美山陶遊館の陶芸体験に係る使用料について原材料価格の変動を迅速かつ適正に反映できる料金体系へ移行するため、これまで材料費及び指導料を含む表記を指導料を含むとし、体験に係る材料費は実費相当額を別途徴収するよう改めるものであります。

別表に記載のとおり、区分のろくろ体験の使用料については材料及び指導料を含む3,270円から指導料を含む3,250円に、手ひねり及び絵付け体験は同様に2,400円から2,350円に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

また、経過措置として、改正後の規定は施行日以降の使用に係る使用料に適用し施行日前については従前の例によるものになります。

次に議案第76号日置市観光案内所条例の一部改正について補足説明を申し上げます。別紙をご覧ください。

今回の改正は観光案内所の会議室を事務室に変更するため、また、パブリックビューアーを設備廃止するため、使用料をそれぞれ削除するものであります。

第8条については、使用料から会議室及びパブリックビューアーを削除することに伴う条文整理になります。別表については使用料の表から「会議室及びパブリックビューアー」を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（富迫克彦君）

これから議案第75号及び議案76号の2件について一括して質疑を行います。

発言通告がありますので黒田澄子議員の発言を許可します。

○15番（黒田澄子さん）

観光案内所の76号の条例の一部改正についてお尋ねをいたします。

そもそも観光案内所ができるまでに警察との場所の交代とか、また東市来のほうの観光協会様のほうがこちらのほうで運営されとかいろいろなことがあって、その前後では駅の改修があったり、今の形になってすばらしい建物を設置した際にパブリックビューアーって1,000万円ぐらいのものが予算計上されてきた経緯がございました。そのとき、委員会審査ではあの前に木もありますし、あと、台風などが来たときに物が飛んで「あの大きなビューアーは大丈夫なんですか」という質疑も委員会でした覚えがございまして、担当課は「大丈夫ですよ。問題ありません」というところが翌年にもう壊れてしまって、画面が破損してすぐ修理をしたという、ちょ

っといわくつきのビューアーだったんです。大変高額だったので1,000万円のビューアーというのが日置市にとって。それで、今回はそれが今回削られるという。それも修理費がちょっと高めだということで伺っています。

今回の修理費は高額ということですが、いくらぐらいかかるのもうこれはやらないということに決められたのか、その費用について修理費の件とそれから今回指定管理者が指定管理者制度になって替わって、部屋の使用料も取らないということなんですけれども、2階部分にたしかお部屋が大きなものが2つあったと思うんですけれども、観光協会様と市の担当のほうとが事務室みたいにして使うということなんですけれども、観光協会への使用料などは一切取らないものなのか。

それと、指定管理料が1階部分にしかならないわけですが、若干上がっている理由などをお尋ねしたいと思います。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

まずはパブリックビューアーの修理代についてお答えいたします。

修理代については、令和5年度に専門業者に、現場確認の上、積算いただきました。その際に頂いた概算見積額としては1,145万円でした。

次に観光協会に対する使用料の取扱いについてお答えいたします。

観光協会は日置市の観光戦略を共同で推進していくパートナーです。そのため、市の観光部門と観光協会が同じスペースで事務を行うことで連携をよりスムーズにし、これまでの課題を共に解決へと導き、新たな施策の展開につなげてまいりたいと考えています。

観光協会が実施する事業は本市行政を推進、補完するものであり、公共性、公益性を有する用途等に該当するものと整理しているところでございます。そのため、他の公共的団体

と同様に使用料は免除する方向で進めているところでございます。

最後に指定管理料の積算に関するご質問についてです。

指定管理料の積算については、指定管理者候補者等選定委員会において定めた基準より直近2年間の実績に基づき標準的な支出と収入の差額を管理運営基準額としております。

観光案内所においては、支出面で2回の管理にかかる経費が不要となる一方、収入面ではパブリックビューアーや会議室の配置に伴い、利用料収入の減収が見込まれることから指定管理料が従前より3万1,000円増額となった次第でございます。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

今、答弁を頂いたんですけれども、2階の部屋の両方ともに観光協会の事務と市の事務が別々に入るのか、イメージとして観光協会様というのは何人の方が事務方としてあのスペースを使われ、市の職員の方は何人ほどがあそこに入られて、それは1部屋で事務方と一緒にできないものなのか。もう一つの部屋は空くんじゃないかなというふうに見えるんですけれども、その使用料自体も削除されていますけれども。空いた部屋の利活用なども何もない中でこの条例改正がされているのか。何か計画はほかに、上がってはいないんですけれども、今後考えてあるのかその辺を再度お尋ねしたいと思います。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

まず2階の事務スペースについてでございます。

観光案内所の2階に市の観光部門、あと、観光協会の事務所の職員5名程度、あと、地域おこし協力隊もそちらのスペースのほうで業務をしていただこうということで考えております。また、空いたスペースにつきまして

は、甲冑の着付け体験などにも使っていこうというふうなことで考えているところでございます。

いずれにいたしましても、あのスペースを使いながら観光施策をより推進して観光拠点施設としての機能強化をまずは第一に考えているところでございます。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第75号及び議案第76号の2件は総務企画常任委員会へ付託します。

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時20分とします。

午前11時07分休憩

午前11時19分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第18 議案第77号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（富迫克彦君）

日程第18、議案第77号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第77号は児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴い、関係条例の整備を図りたいので地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますのでご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼子ども未来課長（馬場口美宗香さん）

それでは、議案第77号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について補足説明をいたします。

本条例は、児童福祉法の改正により、虐待対応の強化、健康診査の省略、地域限定保育制度の一般制度化について規定されたことにより日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を一部改正する必要が生じたため制定するものでございます。

具体的な改正内容について説明いたします。別紙をご覧ください。

まず、本条例第1条に規定する第25条、第2条に規定する第12条、第3条に規定する第12条の改正につきましては虐待対応の強化に関する法改正がありましたことに伴い、

引用条文の見直しと新たに認定子ども園法学校教育法の条文を引用するために行うものでございます。

なお、補足説明になりますが、法改正により強化された虐待対応は、保育所等職員による虐待や不適切保育の現状を考慮し、非措置児童等虐待の対象に保育所等に入所している児童が追加されたこと、また、職員により当該児童に対する虐待が行われた際に施設に通報義務が課せられたこととなります。

次に、本条例第2条に規定する第17条の改正は、基準省令が改正され、保育所等が乳幼児の健康診断の全部または一部を省略できる健康診断として従来の児童相談所等における乳幼児の利用開始前も健康診断に加えて母子保健法に基づく乳幼児健診が追加されたことに対応するものでございます。

改正規定は参酌基準ではございますが、条例の改正を行うべきであるとの認識から改正を行います。

最後に本条例第2条に規定する第23条、第29条、第31条、第44条、第47条、附則第9条、第3条に規定する第10条の改正は、地域限定保育士制度が一般制度化されたことに対応するため、保育士について規定されている箇所地域限定保育士についての規定を追加するものでございます。

なお、地域限定保育士制度とは、保育士不足の現状を考慮して都道府県等が国に地域限定保育士制度活用の登録を行った場合、通常の保育士ではない者に当該都道府県等限定の保育士として保育士業務を行うことを可能とする制度でございますが、鹿児島県では本制度活用予定はないとの現状でございます。

最後になりますが、附則といたしましてこの条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第77号は文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第19 議案第78号日置市火災予防条例及び日置市火入れに関する条例の一部改正について

○議長（富迫克彦君）

日程第19、議案第78号日置市火災予防条例及び日置市火入れに関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第78号は日置市火災予防条例及び日置市火入れに関する条例の一部改正についてであります。

林野火災予防の実効性を高めるための消防庁次長通知の発出に伴い、所要の改正をし、併せて条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、消防本部消防長に説明させますのでご審議をよろしくお願いいたします。

○消防本部消防長（福田幸記君）

それでは、議案第78号日置市火災予防条例及び日置市火入れに関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受けて消防庁が開催した検討会で取りまとめられた報告

書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、消防庁から発出された通知を基に関係条例の一部を改正するものでございます。別紙をご覧ください。

第1条は、日置市火災予防条例の一部を改正するもので、今回の改正により新たに林野火災の予防に関する規定を設けることから目次の改正を行います。

次に第29条の改正では、火災予防条例上の火災に関する警報について消防法第22条第3項に規定するものをいうことを明確化します。

次に新設する第29条の8では、林野火災に関する注意報について定め、第1項の規定で気象の状況が、林野火災の予防上、注意を要すると認めるときは林野火災に関する注意報を発することができることとします。

また、第2項の規定で林野火災に関する注意報が発せられている間は、市の区域内にあるものは条例第29条に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととし、第3項の規定で、市長は林野火災の発生の危険性を勘案し、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとします。

次に新設する第29条の9では、市長は林野火災警報を発令したとき、火の使用の制限対象となる区域を指定できることとします。

次に第45条の改正では、消防庁への届出を要する、火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為にたき火が含まれることを明確化するとともに、当該行為ごとに届出の対象となる期間及び区域を指定できることとします。

3ページの4行目からは、第2条といたしまして日置市火入れに関する条例の一部を改正するもので、火入れの中止等の条件等とし

て、林野火災に関する注意報について規定し、併せて各種警報について整理を行うものです。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年1月1日から施行することとします。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（富迫克彦君）

これから本案について質疑を行います。

発言通告がありますので、佐多申至議員の発言を許可します。

○8番（佐多申至君）

この件に関しては先ほどの全員協議会においても一部の説明がなされましたが、発言通告の段階で議会運営委員会の資料のほうからということで質問させていただきます。その資料の説明資料の中に林野火災注意報を発した際に消防庁への届出を要する火災と紛らわしい煙、または火災を発するおそれのある行為にたき火が含まれることを明確にするともに、当該行為ごとに届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとあります。日頃、枯草火災が多発する中にこのたき火、または紛らわしい煙を発することへの注意喚起やその火災予防について野焼きとたき火についてどう市民に周知し、認識理解を図っていくのかお尋ねします。

○消防本部次長兼警防課長（久保園幸一君）

お答えいたします。

野焼きやたき火の危険性や届出の必要性についてはホームページや広報紙、SNSなど、様々な媒体を活用いたしまして周知に努めるとともに、林野火災注意報を発令した際にはこれらに加えて防災行政無線や消防車両による広報に努めてまいります。

以上です。

○8番（佐多申至君）

ただいま周知に関しての質問をいたしました。文章的に理解はするところでございます。今後、今、大分でも本当に大変な火災が

起きております。この野焼き、たき火、これが時期的に大変風が強いところだったり、意識も当然地域の、自分たちの地域性の意識も大事だと思うので、ただ周知するだけでなく、消防団を通じて地域性、いろんな風が強いとかそういったときの指導も徹底していただきたいと考えますが、どうお考えでしょうか。

○消防本部次長兼警防課長（久保園幸一君）

お答えいたします。

今、おっしゃったように風の強い日とかそういうときにこれは周知、広報していきたいと考えております。

○議長（富迫克彦君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第78号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第78号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第78号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。これから議案第78号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第78号日置市火災予防条例及び日置市火入れ

に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

△日程第20 議案第79号日置市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○議長（富迫克彦君）

日程第20、議案第79号日置市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第79号は日置市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。

企業職員に支給する手当として特殊勤務手当を設けるため条例の一部を改正したいので地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させていただきますのでご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

それでは、議案第79号日置市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。別紙をご覧ください。

給与の種類として第2条第3項に特殊勤務手当を追加し、第6条で特殊勤務手当について著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上、特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められる者に従事する職員に対して、その勤務の特殊性に応じて支給する条文を追加し、以下を一条ずつ繰り下げるものであります。

補足として県内19市で特殊勤務手当を条例に記載していない市は日置市のみで、特殊勤務手当の内容としては、時間外の漏水等の緊急対応に対する緊急現場作業手当、消毒用の薬品を取り扱う有毒薬品等取扱手当を現在検討中であります。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております議案第79号は産業建設常任委員会に付託します。

△日程第21 議案第80号令和7年度日置市一般会計補正予算（第8号）

△日程第22 議案第81号令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第23 議案第82号令和7年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第24 議案第83号令和7年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第25 議案第84号令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）

△日程第26 議案第85号令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（富迫克彦君）

日程第21、議案第80号令和7年度日置

市一般会計補正予算（第8号）から、日程第26、議案第85号令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）までの6件を一括議題とします。

6件について提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第80号は令和7年度日置市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億2,713万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を330億5,829万円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、地域経済循環創造事業費や保育所等給食支援事業費、土地区画整理事業費などの予算措置のほか、来年度の施設維持管理業務等で年度内に契約を行う必要があるものに係る債務負担行為の設定など、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入では地方特例交付金につきまして新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増額により49万5,000円を増額計上いたしました。

分担金及び負担金につきまして老人福祉施設入所措置費負担金の増額により428万5,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金につきまして、地域経済循環創造事業交付金や土地区画整理に係る社会資本整備総合交付金の増額などにより3,499万6,000円を増額計上いたしました。

県支出金につきまして保育所等給食支援事業費県補助金や活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金の増額などにより3,285万4,000円を増額計上いたしました。

財産収入につきまして財政調整基金利子の増額などにより308万4,000円を増額計上いたしました。

寄附金につきまして指定寄附金の増額によ

り227万9,000円を増額計上いたしました。

繰入金につきまして財政調整基金繰入金の増額により2億3,426万7,000円を増額計上いたしました。

諸収入につきまして地域生活支援事業費返納金や後期高齢者医療市町村療養給付費負担金還付金の増額により57万1,000円を増額計上いたしました。

市債につきまして広域漁港整備事業債や土地区画整理事業債の増額などにより1,430万円を増額計上いたしました。

次に歳出では総務費につきまして庁舎管理費や地域経済循環創造事業費の増額などにより5,116万5,000円を増額計上いたしました。

民生費につきまして保育所等給食支援事業費や生活保護総務管理費の増額などにより1億6,747万7,000円を増額計上いたしました。

衛生費につきまして水道事業会計事業費や子ども医療費給付事業費の増額などにより4,149万2,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費につきまして活動火山周辺地域防災営農対策事業費や有害鳥獣捕獲事業費の増額などにより2,356万2,000円を増額計上いたしました。

商工費につきまして、ふるさと納税推進事業費や観光拠点施設管理費の増額などにより405万1,000円を増額計上いたしました。

土木費につきまして土地区画整理事業費や公営住宅管理費の増額などにより3,701万6,000円を増額計上いたしました。

消防費につきまして消防本部費や消防施設整備費の減額により765万5,000円を減額計上いたしました。

教育費につきまして中央公民館総務管理費

や図書館管理運営費の増額などにより270万8,000円を増額計上いたしました。

公債費につきまして市債の償還に伴う長期償還利子の増額などにより731万5,000円を増額計上いたしました。

次に議案第81号は令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ246万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億4,535万8,000円とするものであります。

歳入では、普通預金利率増に伴う国保給付準備基金利子の増額などを計上いたしました。

歳出では前年度精算に伴う県支出金精算返納金の増額などを計上いたしました。

次に議案第82号は、令和7年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ47万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,459万4,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金の増額を計上いたしました。

歳出では、温泉設備修繕などに伴う管理事業費の増額を計上いたしました。

次に議案第83号は令和7年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ49万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億249万7,000円とするものであります。

歳入では、普通預金利率増に伴う介護給付費準備基金利子の増額などを計上いたしました。

歳出では給付見込みに伴う高額介護サービス費負担金の増額などを計上いたしました。

次に議案第84号は、令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収入は総額に2,708万8,000円を追加し、総額を10億4,044万8,000円と、支出は総額に2,151万5,000円を追加し、総額を10億746万3,000円とするものであります。

収益的収入では、官民連携導入可能性調査に伴う国庫補助金の増額を計上いたしました。

収益的支出では、水道事業費用の営業費用につきまして排水管破損等修繕の増額を計上いたしました。

資本的収入及び支出について、収入は総額に4,495万円を追加し、総額を1億9,915万円と、支出は総額に5,000万円を追加し、総額を7億6,611万円とするものであります。

資本的収入では、水道水源自動監視施設等整備に伴う国庫補助金の増額などを計上いたしました。

資本的支出では、水道水源自動監視施設等整備に伴う工事請負費の増額を計上いたしました。

次に議案第85号は令和7年度下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

来年度のシステム保守管理業務等で年度内に契約を行う必要があるものに係る債務負担行為を設定いたしました。

以上6件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから議案第80号から議案第85号までの6件について一括して質疑を行います。発言通告がありますので佐多申至議員の発言を許可します。

○8番（佐多申至君）

議案第80号令和7年度日置市一般会計補

正予算（第8号）についてでございます。予算説明資料では19ページ、06款02項02目林業振興費の中の負担金補助金及び交付金における予算計上でございます。

これにおいて有害鳥獣捕獲事業費に480万円が計上されています。48団体への電気柵補助金事業の新設とあります。事業の新設の概要と補助金交付の経緯を説明してください。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

鳥獣被害の声が多く寄せられている中、その対策としまして侵入防止柵の設置に対する国の事業を活用しているところですが、ニーズに対しまして条件や時期など、不十分などところがあるため今回補助金を交付することといたしました。

多面的機能支払交付金事業の組織、いわゆる水土里サークル、また、中山間地域直接支払事業の集落協定に対しまして電気柵を購入する費用の2分の1、10万円を上限としております。12月補正での計上はイノシシによります田んぼの畦畔を壊す事例があったことから早期米の準備に影響が出ないよう3月までに対応ができるための措置であります。

以上です。

○8番（佐多申至君）

それでは、この48団体を選択した根拠をお示してください。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

48団体、早期米を耕作しているところが主に吹上、日吉地域となっておりますので、そちらの団体数の数を想定しております。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第80号から議案第85号までの6件については全議員20人の委員で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

△日程第27 発議第2号日置市自治会への加入及び自治会活動への参加の促進に関する条例の制定について

○議長（富迫克彦君）

日程第27、発議第2号日置市自治会への加入及び自治会活動への参加の促進に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提出者に趣旨説明を求めます。

〔12番山口政夫君登壇〕

○12番（山口政夫君）

ただいま、議題となっております発議第2号日置市自治会への加入及び自治会活動への参加の促進に関する条例について提案理由について説明いたします。

近年、少子高齢化や核家族化の進行、市民の生活形態や価値観等の変化により自治会加入の低下、自治会活動への参加減少、地域の連帯感の希薄化が見受けられています。地域活性化を目指し、基本理念を定め、地域住民が親睦や交流を深め、支え合い、助け合いながら活力のある地域社会の実現を目指していけないものかと考えています。

そこで、この条例は自治会への加入及び自治会活動への参加を促進することに関し、基本理念を定め、市民・自治会・市内の事業者及び日置市のそれぞれのあるべき姿や役割を明らかにし、市民が共に支え合える強いまちづくりの推進に資することを目的とした条例

を制定したいので、地方自治法第112条第2項及び日置市議会会議規則第14条第1項の規定により提案するものであります。

お手元に別紙資料がお届けされていると思いますのでご理解いただきますようご審議よろしくお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（富迫克彦君）

これから発議第2号について質問を行います。

質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質問なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第2号は総務企画常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（富迫克彦君）

以上で、本日の日程は終了しました。

11月28日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午前11時57分散会

第 2 号 (1 1 月 2 8 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（9番、6番、17番、15番）
-------	---------------------

本会議（11月28日）（金曜）

出席議員 18名

1番	阿多聖弥君	2番	大川畑宏一君
3番	山口秀人君	4番	中村清栄君
5番	福田晋拓君	6番	長倉浩二君
7番	下園和己君	8番	佐多申至君
9番	是枝みゆきさん	10番	重留健朗君
11番	福元悟君	12番	山口政夫君
13番	中村尉司君	15番	黒田澄子さん
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	池満涉君	20番	富迫克彦君

欠席議員 2名

14番	留盛浩一郎君	16番	下御領昭博君
-----	--------	-----	--------

事務局職員出席者

事務局長	濱崎慎一郎君	次長兼議事調査係長	諸正一久君
議事調査係	野崎元気君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	上秀人君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	瀬戸口亮君
市民福祉部長兼こども未来課長	馬場口美宗香さん	産業建設部長兼建設課長	田口悦次君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	東正和君	消防本部消防長	福田幸記君
東市来支所長	内山良弘君	日吉支所長	坂上誠君
吹上支所長	田代誠治君	総括監選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	小園秀作君	企画課長	園田賢一君
地域づくり課長	神之門英樹君	税務課長	有馬純一君
商工観光課長	上村裕文君	市民生活課長	瀬戸口和彦君
福祉課長	宮前美紀さん	健康保険課参事	松村千代実さん
介護保険課長	奥田美穂さん	農林水産課長	成田郷君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	神余徹君
学校教育課長	段原修司君	社会教育課長	入佐好彦君

監査委員事務局長 濱 崎 慎一郎 君
会計管理者兼会計課長 今 村 幸 代さん
消防本部総務課長 藏 菌 健一郎 君

農業委員会事務局長 有 島 春 己 君
消防本部次長兼警防課長 久保園 幸 一 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（富迫克彦君）

皆様にご報告申し上げます。下御領昭博議員、留盛浩一郎議員、宇都敏健康保険課長から体調不良のため本会議を欠席する旨の連絡がありましたので報告いたします。

なお、9番議員の一般質問においては、松村千代実健康保険課参事が代理で出席いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（富迫克彦君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、9番、是枝みゆき議員の質問を許可します。

〔9番是枝みゆきさん登壇〕

○9番（是枝みゆきさん）

皆さん、おはようございます。12月議会3日間に及ぶ一般質問の最初に登壇させていただきます。

まずは、11月18日、大分市佐賀関の住宅街で発生しました大規模火災により犠牲になられた方、避難所での生活を余儀なくされている方々、焼け落ちる自宅を目の当たりにし、どんなにか不安と絶望の中でお過ごしかと思うと胸が締めつけられる思いがいたします。

さらに、続けての11月25日の熊本県と大分県の地震災害に見舞われた方々に対しても、重ねまして心よりお見舞いを申し上げます。

さて、2025年の自然災害等に目を向けますと、地震では鹿児島県のトカラ列島群発地震は大変記憶に新しいところです。水道管漏水事故、豪雨や竜巻、大雨浸水、林野山林火災、起こってしまう自然災害は防ぎようが

ありませんが、少しでも被害を少なくする減災は自治体や個人の意識の持ち方に関わってくるのではないのでしょうか。

今年、本市も大雨や台風接近により避難所が開設されました。今回は昨年質問いたしました支援や配慮が必要な方を含め、多くの方々が安心して避難できる避難所について再度質問をいたします。

2問目には、乳がん検診の意識向上の取組について質問させていただきます。

10月は乳がんに対する意識を高め、早期受診を促進するための世界的な啓発キャンペーン、ピンクリボン運動月間でした。毎年、本市の健康保険課窓口には、ピンクリボンを結ぶコーナーが設けられています。皆さんお気づきになられ、立ち止まってリボンを結べれましたか。

意識向上の一つの取組であるリボン運動は、ある問題やテーマに対する気づき、アウェアネスを広げ、特定の色やデザインのリボンを身につけることで支援や連帯の意思を示す活動です。広報ひおきの11月号にも特集として掲載されておりました。

11月12日から25日はパープルリボン、パープルリボンは女性に対する暴力をなくし女性の人権を守るための重要な取組のシンボルマークです。

そしてまた、11月は児童虐待防止推進月間で、オレンジ色のリボンで子どもへの虐待をなくすることを呼びかける月間でもあります。その色には未来が太陽のように明るく、暖かくあるようにという願いが込められています。

そして、毎年12月3日から9日は障がい者週間として、障がいのある人もない人も互いを理解し、支え合う社会を目指すための大切な期間となっております。障がい者週間に関連するリボンの色はイエローです。気づきを広げることはとても大切なことだと思って

おります。

それでは、通告書に従い質問させていただきます。

大きな1番です。避難行動要支援者や要配慮者の状況と避難所の充実について伺います。

その1、令和3年度に避難行動要支援者について、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされています。昨年の一般質問答弁で、要介護認定3から5の方が341人、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者手帳、難病患者、小児慢性特定医療費受給者など合わせて対象の方々が1,444人との回答を得ております。現在の状況はどうか伺います。

また本市では、民生委員のご協力をいただきながら、在宅される配慮を必要とされる方の把握をされたと聞いておりますが、状況はどうか伺います。

その2、鹿児島市では、防災計画を見直し、高齢者、障がい者、妊産婦、医療的ケアを必要とする方々など避難生活において何らかの特別な配慮を要する方及びその家族等が避難できる指定避難所を13か所設置し、自宅から直接避難できるようになりました。

本市では、車椅子でも移動できる身体障がい者用トイレ、多目的トイレ改めまして多機能トイレの設置などバリアフリーに配慮され、健常者と障がい者等の避難スペースが分けられるような指定避難所は何か所あるか伺います。

その3です。本市では、大災害になると協定を結んでいる福祉避難所との連携を行うこととしていますが、鹿児島市のように避難生活において何らかの特別な配慮を要する方及びその家族が直接避難できる指定福祉避難所を設置しないか伺います。

続きまして、大きな2番です。乳がんの早期発見早期治療のために、受診率の向上とマンモグラフィと超音波受診併用の意識向上を高める取組について伺います。

その1です。本市のマンモグラフィ乳がん検診対象者の受診状況はどうか伺います。

その2です。マンモグラフィと併用しての超音波受診状況はどうか伺います。

その3、検査報告の際、乳腺濃度の通知は行っているか伺います。

その4、40歳未満の若年層への乳がん検診受診の大切さ、また検査の際のマンモグラフィと超音波検査の併用の大切さの呼びかけはどのように行っているか伺います。

その5、超音波受診は非課税・生活保護世帯の方も含め一律4,400円となっております。超音波検査の受診率を上げるために助成はできないか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。それでは、お答えをしてみたいです。

質問事項の1つ目、避難行動要支援者や要配慮者の状況と避難所の充実についてのその1、状況について回答します。

避難行動要支援者について、本年11月末現在で要介護認定3から5の方が419人、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者手帳、難病患者、小児慢性特定医療費受給者の方などから自力で避難できる方や施設入所者等を除き1,128人となっております。

また、在宅の配慮を要する方については、民生委員の協力をいただき、本年2月から要援護者台帳の整備を行っております。途中経過ではありますが、高齢者のみ世帯や要介護者、障がい手帳等保持者など1万4,578人に対し民生委員が訪問等を行った結果、地域生活において見守りが必要な方が1,089人という結果となっております。

その2、バリアフリーに配慮され避難スペースが分けられるような指定避難所は何か所あるかという点につき回答します。

開設優先度3の指定避難所26か所のうち、多機能トイレが設置されている避難所が21か所、入り口などがバリアフリー化されている避難所が24か所、複数の部屋で仕切られる避難所が24か所となります。多機能トイレの設置、入り口のバリアフリー化、複数部屋、いずれも満たしている避難所は21か所です。

その3、直接避難できる指定福祉避難所について回答します。

特別な配慮を有する方が直接避難できる指定福祉避難所について、本市では施設の状況や人員など受入れ体制を整えることが困難であることから、慎重な検討が必要であると考えています。現時点では、市内の福祉施設との協定に基づく運用を行うこととしております。

質問事項の2つ目、乳がんの早期発見・早期治療についてのその1、マンモグラフィー乳がん検診対象者の受診状況について回答します。

令和6年度の受診率は、40歳から69歳で17.8%となっており、これは40歳以上となりますが、全体で11%となっています。

その2、併用しての超音波受診状況について回答します。

令和6年度のマンモグラフィー受診者のうち、10.1%の方が超音波検査を併用して受診しています。

その3、乳腺濃度の通知について回答します。

乳腺濃度については通知しておりませんが、早期発見のために日頃から自分の乳房を意識する生活習慣であるブレスト・アウェアネスの啓発を推進しています。

その4、呼びかけについて回答します。

市の検診は、乳がんの死亡率が上昇する40歳以上を対象に行っています。

若年層への乳がん検診受診の大切さについては、広報紙等での周知を行っており、今年度からは高校生向けのプレコンセプションケアの講演の中でがん検診の大切さを伝えています。

超音波検査の併用については、早期発見を目的とした個人の判断に基づく任意型検診として令和2年度から実施しています。

その5、超音波検査の助成について回答します。

現在のところ国が推奨する乳がん検診はマンモグラフィー検査であることから、超音波検査については任意検査として行っていきたいと考えております。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

それでは、順を追って2回目の質問させていただきます。

令和7年当初の避難行動要支援者、配慮者など、それぞれ1,128人と1,089人という回答をいただきましたが、そこには重なりも出てきますので、おおよそ1,000人程度はいらっしゃるのではないかと想像しております。

昨年的一般質問でも申し上げましたように、内閣府の出す個別避難計画の作成制度内容を見ますと、かなり綿密な段階を踏まえて作成しなければならないことが伺えますし、個人からの聞き取りにおいては情報の同意も得られなければならないことなどが、作成に当たっての難しい要因になっていると思われまます。他自治体でも苦勞されている様子は聞いております。

しかしながら情報共有、具体的な避難方法や支援者の確認、そして災害時の迅速な支援活動につなげることを目的としておりますので、作成の必要性は大きいと考えます。今後の取組としてどのようにお考えか伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純

一君)

お答えいたします。

個別避難計画の作成につきましては、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域、津波や洪水等の浸水想定区域にお住まいの自力で避難できない方を優先して作成を進めるとともに、関係課及び関係機関と連携を図りながら取り組んでいるところでございます。

課題といたしましては、避難時において避難を支援する方が必要でございますので、支援する方の確保が上げられます。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

大変な作業だと思いますけれども、ぜひ地域の方のご協力をいただきながら、1人でも多くの方の個別避難計画の作成が進みますように頑張っていたきたいと思っております。

それでは、2番の再質問になります。

開設優先度3の指定避難所26か所中、多機能トイレが設置されていない5か所ですね、これは車椅子での利用ができない現状だと思います。その5か所の避難所はどこかをお聞きいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

多機能トイレが設置されていない5か所の避難所につきましては、美山地区公民館、土橋小学校体育館、花田小学校校舎、坊野備蓄倉庫、和田小学校校舎の5か所になります。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

現在、多機能トイレの名称はかなり定着してきておりますが、2020年5月バリアフリー法の改正によって、2021年4月、高齢者・障がい者等用施設等の適正な利用の促進が追加となり、国、地方公共団体、国民施設設置管理者の責務となりました。ガイドラインでは、多機能トイレ、多目的トイレなど

の名称を避けてバリアフリートイレに見直すように促しております。

では、国土交通省の言うバリアフリートイレとはどのような機能を備えたものかと言いますと、まずは車椅子使用者のための車椅子から乗り移るための手すりや広いスペースが必要である。

また、人工肛門、人工膀胱保有者、いわゆるオストメイトの方々のシャワー付きシンクが必要である。介助者の同伴が必要な方のために広いスペースや介助用のベッドが必要です。乳幼児連れの方のためにベビーチェアやおむつ交換台が必要ということが記されております。

通常のトイレが利用できない方にとっては、この設備があるかどうかで外出できるかどうかが決まるといっても過言ではないほど重要なものになります。

本市の避難所の多機能トイレ21か所でシャワーつきシンク、ベビーチェアやおむつ交換台が備わっている避難所は具体的にどこでしょうか。一つずつでも構いませんのでお聞きいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

開設優先度1及び2の避難所で、日置市中央公民館及び吹上中央公民館の多機能トイレにつきましては、ベビーチェアとおむつ交換台が設置している状況でございます。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

ただいまの回答から介護が必要な方、配慮が必要な方にとっては、まだまだ設備不十分ということが伺えます。建設時代が古い施設のトイレの中に、これだけの機能を備えるのはなかなか高いハードルとも思われますが、建物の中での機能分散させるのも一つの方法です。

開設優先度1、2の施設には今後このような設備を備えていく必要があると考えますが、そこはどのようにお考えでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

避難所におきましては、設備等が整っていない場合、プライベートルームなどでの仕切りや簡易ベッド、簡易トイレなど備蓄資機材での対応や大規模災害時におきましては、市民生活の安定を図るため、コンテナハウスやユニットハウス、仮設トイレなどの優先供給の協定も締結しているところでございます。

また、本市では備蓄はしておりませんが、災害対策用のオストメイトトイレの機材等もございますので、備蓄に向け検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

また、9月議会で15番議員からも指摘がありましたように、授乳室の確保も必要だと考えます。最近、育児中の女性から公共施設に授乳室をつくってほしいとの声が届いております。本市の避難所には1か所設置されておりますが、今後考慮していただきたいと、また私のほうからも申し添えておきます。

さて、避難所を開設のたびに気になるのは、やはり避難渋りです。避難所に何が備わっているかというのは、介護や配慮の必要な方にとっては重要なことです。避難所の開設時の放送で、要介護者や配慮者にも避難できる設備が整っている場所をお知らせするとかあるいは避難所ホームページに具体的な設置状況を掲載して市民へ知らせることができないのかをお尋ねいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

避難所開設時の防災行政無線におきまして

は、緊急放送でございますので避難をしていただくために簡潔にお伝えをする必要がありますので難しいと考えますけれども、平常時におきましてホームページ等で各避難所の具体的な設備を表示することは可能であると考えております。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

それでは、3番の再質問いたします。鹿児島市が指定福祉避難所の開設に至ったのは、福祉避難所へは直接避難できない課題もあることから、普段使い慣れたバリアフリーな避難所に直接避難したいとの声が上がって開設したと当局から聞いております。

そのような施設があればよいと提案いたしました。1回目答弁で受入れ体制を整えることが困難であることから慎重な検討が必要であるということでした。現時点では指定避難所開設には至れないというふうに理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

先ほど市長の答弁にもございましたように、施設の状況や人員など受入れができる体制を整えることが困難でありますので、現時点では直接避難できる指定福祉避難所の開設は難しいと考えております。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

それでは、最後に市長へ質問いたします。開設が厳しい、難しいなら、現在指定されている特に優先順位の高い施設、高齢者や障がいのある方、配慮が必要な方はもちろんですが、誰もが安心して移動や利用できる優しい施設整備の実現を目指して、併せて避難所に備わった設備等の丁寧な広報をしていただきたいと考えております。

最後に市長のお考えをお聞きして、1問目

の質問を終わります。

○市長（永山由高君）

まず避難所の設備についての広報、これは非常に重要であるというふうに考えますので取り組んでまいりたいと考えております。

また、高齢者や障がいのある方、障がい者の方など、誰もが安心して利用できるような環境整備という点においては、既存の防災備蓄品の活用等も踏まえながら、これを引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

それでは、大きな2番の再質問をさせていただきます。

まず、その1ですが、年齢のリスク因子には様々な要因が言われていますが、一つに40歳以上という因子がございます。本市では40歳以上の女性を対象として受診案内が送られているわけですが、ほかのがん検診に比べて受診状況はどうなのかをお伺いいたします。

○健康保険課参事（松村千代実さん）

お答えします。

令和6年度のがん検診の受診率については、乳がん検診11%、胃がん検診5.3%、肺がん検診10.3%、大腸がん検診12.3%、子宮頸がん検診9.8%となっており、大腸がん検診に次ぐ受診率となっています。

なお、分子の受診者数は市の検診の受診者数で、職場検診や個人検診の受診者は含まれておりません。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

最も少ない胃がん検診5.3%ですね。これ以外は10%前後というところで受診率が予想外に低いので、大変驚いているところです。大きな課題なのかなと言えらると思います。

さて、乳がんを患う日本人女性は年々増え続けております。1年間で新たに乳がんと診

断される方は9万人を超えております。

2020年の統計によると日本人女性の9人に1人が罹患すると言われております。しかし、早期に発見して適切な治療とアフターケアを行えば、乳がんはほとんどのケースで根治できるようになりました。多くの方が不安やつらさを乗り越えて社会生活に戻っておられます。

全国の9割以上の市町村でマンモグラフィーによる乳がん検診が実施できるようになりましたが、令和元年国民生活基礎調査によりますと、これは職場受診、先ほどおっしゃいました職場受診、それから人間ドック、個人受診など含めてですが、それでも47.7%と半数にも満たないのが現状です。

さらに付け加えますが、乳がんは女性だけの病気ではなく、国立がん研究センターの報告によりますと、男性も1,000人に1人は罹患しております。男性発症者が多いのは60代から70代ということも驚くべきことで認識すべきことであると思っております。

それでは、2問目のその2の質問、再質問いたします。超音波受診者10.1%、具体的に何人の受診者かをお尋ねいたします。

○健康保険課参事（松村千代実さん）

お答えします。

超音波検診を受けられたのは186人です。以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

マンモグラフィー受診者が1,845人、その中の186人ということになりますが、少ない理由は何にあると分析をされていらっしゃいますか。

○健康保険課参事（松村千代実さん）

お答えします。

市の検診では、超音波検査は任意型検診として個人の判断で受診することから、受診率が低くなっていると思われま。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

はい、分かりました。

続いて、3番の再質問いたします。

まず、市長答弁でブレスト・アウェアネス、また横文字が出てまいりましたので、それはどのようなことか詳しく説明をお願いいたします。

○健康保険課参事（松村千代実さん）

お答えします。

ブレスト・アウェアネスとは、乳房を意識する生活習慣のことです。具体的には普段から自身の乳房の状態に関心を持ち、僅かな変化に気をつけること、変化に気づいたらすぐに医療機関を受診すること、定期的に乳がん検診を受けることなどで、乳がんの早期発見・早期治療につながる可能性が高まります。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

大変大切なことだと思っております。

では、本市では、このブレスト・アウェアネスの啓発をどのような形で行っていらっしゃるのかお聞きいたします。

○健康保険課参事（松村千代実さん）

お答えします。

10月のピンクリボン月間時にツリーと一緒に啓発リーフレットを配布したり、行政出前講座や保健推進員の研修で啓発しています。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

若年層の方々には、どのような対応をとっていらっしゃいますか。

○健康保険課参事（松村千代実さん）

お答えします。

若年層の方へは、プレコンセプションケアという講話を高校生に行っているところです。今年伊集院高校の全校生徒を対象に実施しております。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

それでは、乳腺濃度についての質問に入らせていただきたいと思います。

マンモグラフィーによる乳腺濃度は4段階で分類されます。乳腺濃度が高くなるとマンモグラフィーでは乳がんの病巣を見つけにくくなりますので、マンモグラフィーによる乳がんの見つけやすさには個人差が出てきております。

アメリカでは既に高濃度乳腺デンスブレストと分かった場合、リスクが高いことを本人に通知することを義務化する新しいルール案を公表しております。日本人は体質として欧米に比べデンスブレスト、高濃度乳腺ですが——の割合が高く、50歳以下では80%近くに上るという報告もございます。

もちろんこれは病気ではなく、あくまで体質なので、現在任意型となっているのですが、自分の乳腺濃度を知った上で検査を選択するということが大変必要になると思います。ぜひ乳腺濃度の通知とともに高濃度乳腺の場合のリスクを知ることの大切さを知らせるべきだと考えますが、そこはいかがでしょうか。

○健康保険課参事（松村千代実さん）

お答えします。

乳腺濃度の通知については、厚生労働省でも議論されていますが、現時点では高濃度乳房と判定された方に対して効果があるとして進めることのできる有効な検査方法はなく、また通知することで不安を感じる方も多いため、通知後の対応についても課題があります。その後も通知については国で議論されていることから、今後の国の方針に注視してまいりたいと考えています。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

それでは、4番の再質問をいたします。

まず、市長答弁にございましたプレコンセプションケアとはどのような取組でしょうか、お聞きいたします。

○健康保険課参事（松村千代実さん）

お答えします。

プレコンセプションケアとは、若い世代が将来のライフプランを考えながら日々の生活や健康と向き合うことです。講話では、性や生殖に関する知識や将来の健康のために適正体重を保つこと、生活習慣やがん予防のために定期的な検診を受けることの大切さなどを伝えています。先ほども申し上げましたが、今年度は伊集院高校で全校生徒を対象に実施いたしました。来年度以降は実施校を増やしていく予定です。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

大変大切なことですので、ぜひ進めていただきたいと思えます。

超音波検査は体への負担が少ないため妊婦も受けることができます。30歳代は働き盛りであり、子育て中に忙しく検診を受ける機会を逸してしまう可能性があります。実は乳がんは30歳後半から増加傾向が強まり、要注意ゾーンとされています。ほかのがんに比べても若い世代でも発症しやすいのが特徴です。早期に見つければ職場復帰ももちろんできます。決して脅しではなく、まずは知らなければなかなか受診には至らないと考えます。

広く知らせる広報のスタイルとしては、例えば寝屋川市、大阪府です——のホームページを開きますと、これが大変見つけやすいホームページでございました。すぐ開くことができました。その中で「受けよう乳がん検診」、乳がん検診ポータルサイトがあり、かなり詳しく罹患の傾向や年代別の検診についてなど掲載されていました。

さらに30歳から39歳の女性対象に、超音波検査プラス視触診検査が行われており、女性技師が行うことが書かれておりました。費用は700円で生活保護受給者は費用免除

があります。

また、子ども連れの方には安心の保育つきで保育料無料とあり、若年層女性への厚い配慮は大いに参考にすべきと感じております。

本市もぜひ参考になさって、ポータルサイトを設けるなど一歩踏み込んだホームページの充実に取り組んでみられたらいかがでしょうか、お聞きいたします。

○健康保険課参事（松村千代実さん）

お答えします。

病気や検診内容など検診受診の動機づけとなるような内容が充実するように、先進事例等のある自治体のホームページを参考にしてまいります。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

ぜひ参考にされて、受診に行こうと背中を押してくれるような気づきになるホームページの作成を期待しております。

それでは、5番の再質問をいたします。ぜひ本市独自での取組として先駆けていただきたいところです。

先ほど紹介いたしました自治体での若年層への超音波検査の費用は700円でした。増加傾向にある30歳から39歳の女性対象に超音波の検診を受ける機会をつくるためには、大変助かる料金だなと考えます。

また、超音波検査は、おっしゃるとおり任意ではありますが、せめて生活保護世帯や非課税世帯への本市独自での助成枠は考えられないのか再度お聞きいたします。

○健康保険課参事（松村千代実さん）

お答えします。

国が推奨している乳がん検診の対象年齢は40歳以上としているため、現在のところ30歳から39歳の方への助成は想定しておりません。ただし、対象年齢に入っただけのタイミングで受診していただけるように、41歳の方に無料クーポン券を配布しており

ます。

また、加えて令和7年度からは本市独自の取組として、46歳、51歳、56歳、61歳の方を対象に無料クーポンの拡充を行っているところです。現時点では無料クーポンの利用による受診者は増えており、その効果は得られているところです。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

その取組は非常にありがたいと思っております。その効果が得られているなら、ぜひこれからも続けていただきたいですし、今後受診状況の結果を見ながら、市独自でも大切なことは啓発し、そして場合によっては助成などの取組も検討を重ねていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○健康保険課参事（松村千代実さん）

お答えします。

超音波検査の効果について研究し、今後の取組に生かしてまいりたいと思います。

以上です。

○9番（是枝みゆきさん）

ぜひ今後の取組、研究を期待してみたいと思います。

それでは、最後に市長にお尋ねいたします。今回は女性が9人に1人は罹患するという乳がんについて質問、それから提案をさせていただきました。病気についての詳しい情報の提供は、早期発見・早期治療、検診受診促進のために大変参考になり気づきとなります。積極的受診を促すための対策などを、ぜひこれからも進めていただきたいと考えます。市長のお考えをお聞きいたしまして、私の一般質問を終わります。

○市長（永山由高君）

早期発見、そして早期治療は、命を守り、その後の生活の質を維持するためにも重要なことだと考えています。住民の健康寿命の延伸と医療費の適正化という市の最重要課題に

直結をしておりますので、その実現に向けて若い世代からのプレコンセプションケア、そして広い世代へのプレスト・アウェアネス受診勧奨など、様々な機会を捉えて啓発活動を強力に推進してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

次に、6番、長倉浩二議員の質問を許可します。

〔6番長倉浩二君登壇〕

○6番（長倉浩二君）

おはようございます。それでは、先に通告した通告書に基づき一般質問をいたします。

今、特に東日本で毎日のようにニュースになっているのが市街地、すなわち人々が生活しているエリアに現れる熊による被害でございます。かつては森林と人里の間に里山と言われる緩衝地帯があり、野生生物と人間世界との結界のような役目を果たしていたと言われていたのですが、現代ではまきを取ったり里山を使った経済活動がほとんどなくなり、その役目が消えてしまいました。熊の出現の理由はそれだけではありませんが、私たち人間の生活様式の変化も何かしら影響しているのかもしれない。

森林の役目は、地球温暖化に影響している二酸化炭素を吸収する働き、降ってくる雨を一時的に蓄え、ゆっくりと川へ流す働き。先ほどの熊など多くの動植物が生きる場所としての生物多様性を守るなど、環境保護維持機能があります。

また、天然の樹木や人工的に植栽した樹木を育て、経済的価値を生み出す機能もあります。

また、森林に樹木が生えていることで土砂崩壊を防ぐ役目や洪水の緩和機能などもあります。さらに適切に手入れされた森林内を歩くことは精神的、健康的にも効果があると言われております。

このように森林には、現代社会においてその価値はより一層高まってきており、森林の保全と活用は地域政策にとって無視できない状態になってきています。

しかしながら、高齢化、人口減少、山林所有者の地元不在、木材の価格低迷など森林林業を取り巻く環境は他産業より厳しい状況にあります。

このような社会情勢を鑑み、国では森林経営管理法の制定を踏まえ、温室効果削減目標の達成や災害防止等を図るため、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律を制定、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

法律では、譲与税の使い道としては、森林の整備に関する施策、森林の機能を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する広域的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他の森林の整備促進に関する施策が掲げられています。

日置市では、この森林環境譲与税をこれまでの森林整備等に加え、令和6年度から吹上キャンプ場跡地に整備されているフォレストアドベンチャー・吹上浜に活用しています。

そこで1問目の質問です。フォレストアドベンチャー・吹上浜の利用状況と今後の課題は何ですか。

さて、森林の役割は冒頭述べましたが、その中で経済的価値を生み出す機能に着目します。

今、市内では特に日吉のほうでも人工林の伐採が各所で進んでいます。今朝も伐採された木材をトラックに積み込む作業を確認してまいりました。

戦後、植栽した杉、ヒノキが伐期を迎えているので当然と言えば当然であります。森林所有者にとっては待ちに待った機会でありませぬ。国道では切り出された材を積んだ大型トラックが南へ北へ毎日のように走っています。

調べたところによれば、伐採により所有者の手元には場所や条件にもよりますが、1ヘクタール当たり30万円という話があります。これは実際私のところに話があった、1反歩3万円を基にして30万円という話です。

そして再生林コストとして、県の標準単価で97万8,000円、ヘクタール当たりがあります。所有者負担は補助金を入れてヘクタール当たり40万円という試算があります。再生林には地ごしらえ、植栽、下刈りなどの作業が伴い、ほとんどが伐採と違い人力による作業になります。場合によっては獣害を防ぐためのネットの設置も行われることもあります。そして多くの手を加え、数十年後の収穫を待つのです。

そこで、2問目の質問です。森林伐採が進む中で、森林環境譲与税を活用した再生林への取組の状況はどうなっていますか。

冒頭、森林の役目を幾つか上げましたが、その中で森林内を歩くことで精神的、肉体的に効果があることを述べました。いわゆる森林の持つレクリエーション機能であります。森林を活用したレクリエーションとして代表的なものは、山頂を目指す登山、この登山には高度な技術、体力、専用の道具が必要であります。

また、登山ほど高度な技術は必要としませんが、キャンプを伴ったりする複数日を要するトレッキングがあります。

そしてトレイルがあります。このトレイルは自然の道や人工的に造られた小道を自然を楽しみながらできる森の中で行うウォーキングやハイキングであります。途中の樹木、岩、景観をめでたり、神社を参拝したり、自分のペースで楽しむことができます。

今、飯牟礼諸正地区には、矢筈岳登山道、諸正岳登山道、そしてそれらを結ぶ縦走路が整備されています。

先日、矢筈岳に登ってみました。東シナ海

と錦江湾両方の海を見られ、なるほど東市来の遠見番山で上げられたのろしを確認し、その情報を鹿児島城下に伝えたと言われる歴史を感じる事ができました。

矢筈岳は標高302メートル、諸正岳は301メートル、そして近くに304メートルの向江山があります。そして、これら300メートル級の山々を結べば、およそ10キロメートルのコースができます。トレイルを通じて精神的、肉体的に効果があることは先に問いましたが、加えて自然保護の観点、観光振興にも期待ができるのではないのでしょうか。

そこで、3問目の質問です。森林環境譲与税を活用し、矢筈岳、諸正岳及び向江山を巡るネイチャートレイルコースを整備しませんか。

続いて、合併20年の成果と今後のブランド力向上についての質問であります。

平成17年5月1日の日置市誕生から20年、先日市内外から多くの方々にお祝いに駆けつけていただき記念式典が盛大かつ厳粛に開催されました。

これまでの旧4町の歴史や文化とこれまでの発展の成果を継承しながら、新しい日置市の都市像、すなわちより豊かな市民生活と次の代に誇れる市政を進めるため、多くの方々が20年の歩みをそれぞれの立場から支えてきていただいたことに敬意を表します。

しかしながら、地方自治体を取り巻く環境は当初の予想をはるかに上回る速さで変化してきています。人口減少、少子高齢化、自然災害の激甚化、地球環境問題の重大化、ICTの急速な発達などです。

また、厳しい財政状況が続く中での市政運営は、なみなみならぬ苦労があったものと感じています。合併後の円滑な運営の確保と4町の均衡ある発展を図るために重要な財源としてあったのが合併特例債ではないでしょ

うか。しかしながら、本年度令和7年度をもってこの財源はなくなることになっています。

そこで、1問目の質問です。これまでの合併特例債の活用成果は何ですか。

さて、人口減少、高齢化、それに伴う税収が伸び悩む中、選ばれる自治体を目指し、ブランド戦略に取り組んでいます。本市でも定住人口の増加だけでなく、関係人口の拡大を目的にお試し住宅の整備やICT技術を駆使していますが、その成果が見えにくいという指摘もあります。今後も改良を加えながら継続することは大切かと思えます。

また、地域産品の開発、販路開拓などブランディング支援を受け取り組んでいます。農業、木産業、商業、観光、文化、歴史、自然など点としては輝いているものがたくさんあると思います。それを日置市としてのブランドとしてどのようにまとめていくかを支援していただくものと理解しています。

そこで、2問目の質問です。日置市のブランド力向上に対する現状と課題は何ですか。

先日、日置市の大きな行事がありました。妙円寺詣りです。盛大に開催されました。市内外からの多くの参拝者があり、武者行列も厳かに行われました。日吉からも2つの武者行列、すなわち吉利共学舎と日置責善舎が参拝しました。日置のそれは全て日吉学園の子どもたちです。片道約9キロを歩き参拝します。

参拝後は地元の公民館で慰労会を開いて子どもたちに感想を述べてもらう時間を設けるのですが、その際、自分が住んでいる集落、学年、名前も言ってもらえます。そこで集落が分からない子どもたちが多くいることに驚きました。

また、その後、子どもたちと話をすることで、昔はあそこの〇〇坂を歩いて伊集院まで参拝に行っていたと話しても、「〇〇坂てどこ」と返ってきます。地域に残る地名は地域の歴

史の記憶とも言われています。自分が住むところをどう呼ぶかによって、地域への帰属意識も育つのではないのでしょうか。

地域の山や川や池に触れる機会が減り、名前を必要としなくなった生活様式が関わっているのではないかと考えます。地域の山や川、そして坂道などの名前に対する市民の誇りは地域社会の結束や文化の継承に重要な要素だと考えます。まずは地元の財産に光を当ててほしいと思います。

そこで、3問目の質問です。市内の坂道、山、川、池などの名称表示に取り組みませんか。

ところで皆さん、日置の名前の由来を考えたことございますか。「謎の日置線」という本によれば、日置の本来の意味は、日——太陽ですね。日が置ける日置、すなわち日の出であるとあります。太陽を東の空に出す、すなわち日の出を促す機能の集団をヒキ——日置と言ったそうでもあります。教育委員会が進めているおひさま運動は、このことにちなんでいるのではないのでしょうか。

その集団は日の出を求め、東へ東へ行き住み着いたところに日置、読み方としてはヒキ、ヘキ、ヒオキですが——の地名を置いていったともあります。

先ほどのブランドの話と関係してきますが、日置市内のそれぞれのものが持つ価値は高く、高いがゆえに全体としてのブランド力が弱いイメージがあります。日置市内外の多くの方々に日置のことを知ってもらい、日置の物語をつくり、日置のブランド力を上げるために日置がつく市町村との交流シンポジウムであり、フォーラムなどですが——を提案したいのですが、残念ながらこれまでの合併により、本市日置市以外では日置がつく市町村はないようです。

しかし、その市町村内に大字名などで残っているところはありますので、日置のブラン

ドを上げるための手段として、そのような市町村との新たな交流はいかがでしょうか。

地名にはその土地が歩んできた歴史、文化が強く反映されています。それらの市町村と力を合わせ日置ブランドをさらなる高みに持っていけないのでしょうか。

そこで、最後の質問です。日本各地に点在する日置の土地名を持つ市町村との交流を始めませんか。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

それでは、お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、森林環境譲与税の活用についてのその1、フォレストアドベンチャー・吹上浜の利用状況と今後の課題について回答します。

フォレストアドベンチャー・吹上浜は、令和7年3月15日のオープンから令和7年10月末まで、延べ4,777人が利用し、樹上体験に満足する声が多数寄せられています。

一方、利用者の多くが、土日・祝日に訪れる家族などの少人数グループであり、平日利用が期待される修学旅行や企業等の団体利用が進んでいない状況です。

また、現在整備されているコースは、安全器具のハーネスを必要とし、未就学児は利用できず、小学生が利用する際も、コース上への保護者同伴が必須となっています。

このようなことから、企業団体向けのPR強化や未就学児などが利用しやすいコースの整備が課題であると考えています。

その2、再生林への取組状況について回答します。

現在、再生林への補助として、国及び県から森林環境保全直接支援事業等があり、市としてはその活用を推進しています。森林環境譲与税を活用した市としての補助等は行って

いません。

その3、矢筈岳、諸正岳及び向江山を巡るネイチャートレイルコースの整備について回答します。

矢筈、諸正2か所については、平成27年に県の地域振興推進事業によって整備されたトレイルコースがあり、現在に至るまで地域の皆様によって丁寧に管理いただいています。

縦走イベントには、市外からも参加が見られるなど人気のコースになっています。

これらのコースに向江山を接続するには、距離的・ルートの課題が多いことから、地域の声を前提に慎重な検討が必要と考えます。

質問事項の2つ目、合併20年の成果と今後のブランド力の向上についてのその1、合併特例債を活用した成果について回答します。

合併特例債は、新市の一体性の確立と均衡ある発展、住民福祉の向上の実現を目指し、合併時に策定された日置市まちづくり計画に基づき多くの事業に活用してきました。

具体的には、旧町間を結ぶ幹線道路の整備や公共交通の整備充実を実施し、市民の交流促進と広域移動の円滑化を図りました。

また、防災行政無線のデジタル化や市民の安全に直結する見守りカメラの整備等を進め、地域防災力の強化と安全で安心して暮らせるまちづくりを推進しました。

このほか、農業基盤整備事業、学校や体育施設、本庁・各支所の整備、基金を活用した自治会育成交付金や伝統文化伝承事業などソフト事業にも取り組み、これらの合併特例債を活用した事業によって、本市の発展に大きく寄与してきたものと捉えています。

その2、ブランド力向上に対する現状と課題について回答します。

市では総合計画に基づき、活力ある産業とにぎわいのあるまちづくりを目指し、全庁的にブランド力向上を推進してきました。その結果、県主催の特産品コンクールで市の商品

開発支援事業費補助金を活用した市内事業者の県知事賞受賞や民間企業が公開している住み心地ランキングで本市が上位に位置づけられるなど、対外的に一定の成果を得ています。

しかし、これらの個別の評価が市全体の知名度向上に十分に反映されているとは言えないのが現状の課題です。

今後は事業者の収益力強化と継続的な情報発信を両輪とし、統一的なイメージを確立することでさらなるブランド力向上に努めてまいります。

その3、市内の坂道、山、川、池などの名称表示について回答します。

遠見番山や矢筈岳、諸正岳、亀原池など、山や池などの中で歴史的・文化的価値が認められる一部のものについては、名称表示に取り組んでいます。

身近な地域の山や川などに愛着を持っていただくことは、郷土愛やシビックプライドを育む一つの有効な方法であると思います。市として、全ての坂道などの名称表示に取り組むことは考えていませんが、地域の中で長く親しまれた愛称などを語り継ぐ取組が、地域の中で行われる際には、情報発信などで協力をしたいと考えています。

その4、日置の土地名を持つ市町村との交流について回答します。

ブランド力の向上を含め、多様な視点から住民福祉の向上につながる場合、検討してまいります。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時15分とします。

午前11時06分休憩

午前11時14分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（長倉浩二君）

ちょっとゆっくりと話をしたみたいで、想定した時間をちょっと使い過ぎていたようでした。ちょっとピッチを上げていきたいと思います。

吹上浜のこのF A吹上のことですが、事業者は計画として市内小学生や市民向けの割引サービスの利用状況もやっているようですが、この利用状況はどうなっていますか。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

まず、小学生向けの割引ですが、日置市小学生2,808人に無料招待券を配布いたしました。211人が利用しております。

また、市民向け割引の利用ですが、市民向けには300円の割引で割引券の利用実績は102名となっております。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

さらに事業者のほうではインバウンドの利用も見込んでいたようですけれども、そのインバウンドの利用状況はどうでしょうか。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

外国人の利用者は合計で65名です。うち日本国内に在住している日本語学校の学生などが全体の8割に当たります52名を占めております。この結果からインバウンドの取組につきましても、現時点では大きな課題があると認識しているところです。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

分かりました。

また、この施設は自然の立木にワイヤーを張り巡らし、木々の間を人が移動するものがございます。専門的な見地から樹木を選定しているとは思いますが、松の木も大変な苦勞だと思います。

そこで、松の木へのワイヤーの設置などで

樹木への負荷も大きいと思いますが、樹木への変化はないですか。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

コースを設置しました松については、ワイヤー等で与える影響特に変化は見られません。しかしながら南さつま市の金峰町周辺で松枯れがかなり発生しておりまして、入来浜周辺から吹上浜公園周辺にも被害が進んでおります。その影響もありまして、フォレストアドベンチャーの辺りも松枯れが発生している状況であります。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

今、松くい虫の被害がじわじわと来ているということですが、ちょうど阪神・淡路大震災が起こった1995年、ちょうど30年前ですが、これのときも南のほうから松くい虫の被害が拡大してきて、当時沿岸の市町村は臨戦態勢で毎日伐倒し、それをまたチップにするという作業を行ったことを覚えておりますが、このフォレストアドベンチャー内の松の木に対する松くい虫の防除作業はどのようなことを行っていますか。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

基本的には地上散布をしておりますが、樹木の内容におきましては、樹幹注入をして予防的措置をとっているところがございます。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

分かりました。

それでは、令和6年度における森林伐採面積と、それに伴う再造林面積の数字はどうなっていますか。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

令和6年度に伐採された山林は68.58ヘクタールです。このうち約4分の1に当たり

ます15.75ヘクタールは、既に植栽されたか今後植栽される予定となっております。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

4分の1にも満たない再造林率しかない現状です。これでは森林の持つ機能は十分に発揮されないのではないかと危惧します。

また、伐採の際、重機が林内を縦横無尽に動き回り、天然木も大きなダメージを受けているのではないかと思います。この再造林が進まない理由は何だというふうに認識していますか。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

主な原因としまして、5点あるかと思っております。

まず1点目ですが、初期投資、植栽やら下刈り作業に係る経費がかかるという面であります。2つ目が、林業に関わる労働力の不足、また3点目ですが、伐採の造林届出の取扱いの事務について、再造林を推進するものとなっていないというところがございます。4点目ですが、伐採をする業者と造林をする業者の接点が少ないというところ。あと5点目ですが、森林の所有者が持っている情報が、森林の価値であったりとか再造林の委託先であるという情報が少ないというところが原因かと思っております。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

いろんな理由があるんですね。これが複雑に絡み合っていて、森林所有者の行動に結びついていないんだらうと思いますが、その中でも先ほども言いました経済的理由、ざっくり言って30万円の収入がないのに40万円の支出しかないというようなことでは、とても植林をしようという気は起こらないんです。このため再造林を進めるため、何かインセンティブを与える手だてはないもんですかね。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

他市の取組の成果、また本市の状況も踏まえまして、関係機関と連携して最適な方法を検討していきたいと考えております。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

それでは、トレイルコースですが、市が実施するしないは別として、このトレイルコースの設置事業そのものは、この森林環境譲与税の対象事業として適切なのかどうか、ご判断はどうですか。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

先ほど議員も最初におっしゃいましたが、森林環境税の趣旨があるかと思えます。その趣旨に合致すれば、トレイルのほうも対象になるかと考えております。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

フォレストアドベンチャーが、この森林環境譲与税の対象事業となっておりますので、同じように森林の有する広域的機能に関する普及啓発という面で事業としては該当するのかなというふうには思います。

それでは、今考えている先ほどの言った矢筈岳、諸正岳、そして向江山へのコースなんですけれども、向江山の頂上付近の所有者は誰になっていきますか。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

日置市の名義となっております。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

市の市有林ということですね。先ほどの回答で距離的、ルートの課題が多いということでしたが、市で直接実施できないとなれば、矢筈岳の事業を参考に地元で事業に取り組んだり愛好家の方で取り組んでいただいたり、

いろんな方法はあろうかと思いますが。いずれにせよ、この森林環境譲与税を事業者に、地元へ補助金として交付する制度の設計は可能ですか。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、森林環境譲与税の趣旨に合致すれば、支出することは可能かと考えておりますが、民間等に実施する場合は補助金要項等の整備も併せて必要になると考えております。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

それでは、今後のブランド力のことでございます。合併後20年、長きにわたり道路、学校、防災設備など生活環境の改善や庁舎建設など活用されてきたようでございます。

多額の資金が多くソフト・ハード事業に継ぎ込まれ、均衡ある発展のために使われてきたと思いますが、この効果として住民アンケートなどによる市民満足度の面で、何か数値として顕著な変化が現れていますか。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

第2期まち・ひと・しごと総合戦略におきまして、市民アンケートにおける日置市の住みやすさの満足度について数値目標を掲げてございまして、本評価を行う上で把握している数値について申し上げます。

各種計画策定時に行うアンケートにおきまして、「日置市は住みやすいか」という設問に対しての満足度は、令和元年は70.5%、令和3年は79.1%、令和4年は76.0%となっておりまして、また令和6年の日置市の「今の住まいに住み続けたいか」という設問に対しては、「住み続けたい」との回答が83.1%となり、市民の皆様の住みやすさの満足度の面では一定程度高い水準で推移

しているものと認識をしているところでございます。

以上でございます。

○6番（長倉浩二君）

民間のいろいろな調査でも住みやすさもかなり上位のほうにランクされているようですので、今後引き続き努力していくべきだというふうに考えます。

合併特例債は、事業費95%の充当率に加えて70%以上が交付税措置されるなど非常に高い優遇措置が手当されてきていましたが、今限りとなりました。これに代わる起債というのは新たにあるのでしょうか。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

合併特例債に代わるものとして、市町村建設計画に基づいた幅広い事業に活用でき、かつ同等の優遇措置を持つ新たな起債制度は現在のところ設けられておりません。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

今後は、この元利償還が残されるわけで、非常に厳しい財政運営が予想されます。事業の優先順位など誤らないようしっかりと取りをさせていただきたいというふうに考えます。

ブランディングの肝は、強みとらしさが際立っていること、強みをさらに強めていくこと、ほかにないものを磨き上げることだと思いますが、日置市の強みは何だというふうに認識していますか。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

日置市の強みは、高い利便性と豊かな自然、そして伝統文化であると考えます。鹿児島市に隣接する地理的な優位性に加え、国道、高速道路、JRなどの交通網が整備されており、高い利便性を誇っています。

また、妙円寺詣りや薩摩焼、温泉、吹上浜、

さらに豊かな自然が育んだ特産品など多様な地域資源に恵まれていることなどが上げられます。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

多くの強みを抱えております。その強みを磨いていくことはもちろん大事なことなのですが、それだけではブランド力は向上しないというふうに考えます。これを外にどうやって発信していくかということも大切になってくると思いますので、その強みを今後どのように外に発信されていけますか。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

情報発信については広報紙、ホームページ、インスタグラムなどのSNS、ウェブメディアの「ひおきと」などを活用して本市の魅力を発信しております。

また、県内外イベントなどあらゆる機会を捉えて、直接本市の特産品や魅力を紹介するなどの取組を行っております。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

市外への発信は非常に大事なことだと思います。それと、やはり市民の方がそのことを誇りに思って、外で話すことも大事なかなというふうに思います。市民の方々に日置市の強み、魅力を知っていただく手だてはどういうふうに考えていますか。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

議員ご指摘のとおり市民の皆様が本市の魅力を誇りに思い、自ら発信できる環境を整える取組が必要です。そのための手だてとして、知る機会の提供と体験の促進が重要であると考えます。

知る機会については、広報紙やSNSを通じた本市の歴史、自然、特産品などの情報発信や郷土学習の機会の提供に引き続き取り組

んでまいります。

体験の促進としては、妙円寺詣りなどの伝統行事への参加促進や特産品に親しむ機会の提供などを継続的に取り組みます。これらの施策を通じて本市の強みや魅力を市民の皆様とともに深く知り、誇りを育みながら市民の皆様と一体となって本市の魅力を発信してまいります。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

今回、私は地名が持つブランド力の向上に希望を託し質問しています。冒頭、地名が消えていくのではないかと子どもたちとの会話から、まずは地域の方々が地域の地名が持つ歴史や文化を知り、自分の町を誇れないとブランドは広がっていかないのかなというふうに思います。

そこで、坂道などの名称表示は地域の物語を伝え、地域の誇りにもつながるだけでなく、地域の利便性向上、災害時の避難行動にも有効と考えますが、どのようなご認識でいらっしゃいますか。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

古くからの地名は、その地域の歴史、伝統文化、地形的特徴を表していることが多く、地名等の表示は場所の識別を容易にし、災害時を含め社会生活全般の利便性の向上をもたらすと認識しております。

以上です。

○6番（長倉浩二君）

それでは、最後に市長、最後の質問です。地理的、歴史的つながりを示すこの日置の名を持つ日本唯一の自治体として、今後どのようにして統一的イメージを確立の上、日置市のブランド力を上げていかれる考えなのかお聞かせください。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

関係人口の創出や情報発信に力を入れ、日置を思う全ての人の力が結集し、挑戦できる町の実現を目指し、日置のブランド力を高めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

次に、17番、坂口洋之議員の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場で、社民党の自治体議員として82回目となります一般質問いたします。

初めに、民生委員・児童委員の成り手不足解消に向けた今後の取組について、6項目質問いたします。

1つ目です。12月より新たな民生委員・児童委員が任命される予定ですが、4地域ごとの民生委員・児童委員数の男女別の状況を伺います。

2つ目です。委員の平均年齢と今回が初めて任命された民生委員・児童委員の数を伺います。

3つ目です。民生委員・児童委員の成り手不足、新たな民生委員が見つからず、やむを得ず再任された方もいるとお聞きします。民生委員・児童委員の成り手不足が指摘されていますが、現状と成り手不足への課題は何か伺います。

4つ目です。民生委員活動の負担の軽減、担い手不足解消に向けての本市の取組状況、施策を伺います。

5つ目です。現在、伊集院町下方限自治会では子ども民生委員が活動しております。自治会・子ども会等の協力の下に可能な地域で、子ども民生委員の取組を広げる考えはないのか伺います。

6つ目です。岡山県津山市、奈良県天理市など全国の自治体で、民生委員協力員制度を

導入している自治体がございます。本市において地域の必要性の高い地域から導入・検討できないのか、本市の考えを伺います。

2つ目です。日置市職員の働きやすく、働き続けられる環境について6項目質問いたします。

初めに、本市において深夜までの時間外業務や休日出勤も多いようだが、現状とその要因を伺います。

2つ目です。9月議会一般質問で市職員の早期退職について質問がありましたが、その後、市としてどのように取り組まれたのか伺います。

3つ目です。2026年10月にカスタマーハラスメントに関する法律を施行する方向性が厚生労働省から示されております。市民や事業者等からのカスタマーハラスメントが全国的に問題になっておりますが、本市の現状と今後の対策について伺います。

4つ目です。日置職員の働き方改革プロジェクトチームが10月に設置されましたが、その目的と基本的な考えを伺います。

5つ目です。会計年度任用職員の中には資格があり、専門性の高い職員も働いております。処遇の改善、働きやすい環境についても意見が反映させる職場環境をつくるべきと考えますが、本市の現状と考えを伺います。

3つ目です。川内原発の安全対策について、2項目質問いたします。

1つ目です。九州電力は2029年度に完成を目指し、使用済み核燃料を保存する乾式貯蔵施設の建設計画を発表しました。建設されることで安全対策、核燃料の長期保存が心配されますが、本市の見解を伺います。

2つ目です。建設計画については、日置市民への理解・説明を市として求めるべきではないか。

以上3問質問し、1回目を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、民生委員・児童委員の成り手不足解消についてのその1、男女別の状況について回答します。

新たに委嘱予定の民生委員・児童委員の予定人数は、市全体で133名、11月1日時点で民生委員・児童委員が1名決定していない状況です。

地域別内訳としては、民生委員・児童委員について、東市来地域が男性13名、女性20名、伊集院地域が男性13名、女性31名、日吉地域が男性10名、女性12名、吹上地域が男性13名、女性20名となっています。

その2、平均年齢と今回初めて任命となった各委員の数について回答します。

民生委員・児童委員の平均年齢は69.16歳です。

また、今回初めて民生委員・児童委員になる方は63名です。

その3、成り手不足への課題について回答します。

現状としては、民生委員を推薦いただく自治会長からも選任に大変苦慮しているとの意見を複数いただいている状況です。成り手不足の背景としては、共働き世帯の増加や担い手となる世代の減少、活動分野の多様化、複雑化による負担感の増大、制度や活動内容の認知度不足などが上げられます。

その4、本市の取組状況と施策について回答します。

地域の安心ネットワーク構築の一環として、在宅福祉アドバイザーを委嘱し、高齢者等の見守りや声かけを行っていただいております。民生委員の業務負担軽減にもつながっています。

民生委員と在宅福祉アドバイザーが連携し、地域の見守り体制を構築いただいておりますが、双方の役割が不透明であり、連携がうま

く図れていないなどの声を受け、連携に関わる実態把握を目的に民生委員へのアンケートを実施しました。その結果を踏まえ、今年度8月に双方の役割について理解するための研修会を開催しました。

その5、子ども民生委員の取組を広げる考えについて回答します。

下方限自治会の子ども民生委員は、地域の子育てサロンで育った子どもたちが、自分たちが役に立てることはないかという提案から活動が生まれ、市としてはその活動に対し、後押しとして子ども民生委員を委嘱し、後方支援を行っています。

他地域では、異世代間交流などを実施している子ども会や高齢者クラブなどもあり、その中から子どもたちの主体的な地域貢献活動の要望等がある際は、子ども民生委員の紹介など行っていきたいと考えます。

その6、民生委員協力員制度についての本市の考えについて回答します。

民生委員協力員につきましては、民生委員の活動を補佐し、その負担を軽減することを目的として複数の自治体で設置が広がっておりますが、本市における在宅福祉アドバイザーと役割、任期、個人情報取り扱い等、類似している部分も多く、在宅福祉アドバイザーの役割等について充実できるよう民生委員協力員について研究してまいります。

質問事項の2つ目、日置市職員の働きやすく、働き続けられる環境についてのその1、深夜までの時間外業務や休日勤務について、現状とその要因、回答いたします。

勤務形態が不規則な消防本部を除く、対象職員の今年度4月から10月までの深夜の時間外勤務及び休日等の時間外勤務の合計は4,600時間で、1か月の1人当たりの平均は1.8時間となっています。参議院選挙や市制施行20周年記念事業、避難所対応、災害復旧事務などが主な要因と考えています。

その2、市職員の早期退職についての取組につき回答します。

10月から職員一人一人がよりよい将来の展望を持てるような組織を目指すためのプロジェクトチームを設置し活動を行っており、12月には現在の活動状況について職員対話会を実施予定です。引き続きこのプロジェクトチームの取組を加速させ、組織改革を行っていきたいと考えています。

その3、カスタマーハラスメントについて、現状と今後の対策を回答します。

カスタマーハラスメントが原因で、事務の停滞や職員の健康障害を引き起こすことがあってはならないと考えており、昨年4月に不当要求行為等の定義や具体的な対応策を定めた日置市不当要求行為等対応マニュアルを策定しました。

引き続き、このマニュアルに基づき組織的な対応に努め、安心して職務が遂行できる環境の整備を進めていきたいと考えています。

その4、職員の働き方改革のプロジェクトチームの目的と考えについて回答します。

市役所の最大目的は、市民の幸福度向上へ寄与することです。その実現のためには現在の社会情勢を踏まえた市役所組織の在り方を見直す必要があると考えています。

より高い成果を発揮するために、市役所で働く一人一人の生き方、働き方を再度考え、職員一人一人が最大の成果を発揮できる組織に切り替えていくことが必要と考え、このチームを設置したところです。

その5、会計年度任用職員の職場環境につき、現状と考えを回答します。

地方公務員法の改正により、令和2年度から会計年度任用職員の報酬や勤務時間、休暇等については、条例等により規定されています。報酬等の決定については、職務給の原則、均衡の原則に基づいた上で地域の実情等を踏まえて決定しており、休暇等についても国を

参考に定めています。

心理的安全性を確保し、職場環境等を含めて様々な意見を自由に言える組織を目指していきたいと考えています。

質問事項の3番目、川内原発の安全対策についてのその1、乾式貯蔵施設の建設計画につき本市の見解を回答します。

乾式貯蔵施設の建設計画については、今後、原子力規制委員会において審査がなされるとともに、県の原子力安全避難計画等防災専門委員会においても議論がなされるものと考えます。

また、原子力発電所の運転に伴い発生した使用済み燃料については、再処理するために日本原燃の再処理工場に搬出することを基本方針と伺っておりますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

その2、市民への理解・説明について回答します。

川内原発については、これまでも市民に不安があることを念頭に、九州電力に対して安全の最優先と情報公開の徹底を求めており、今後も引き続き丁寧な説明を求めてまいりたいと考えています。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

17番。まず、今回の民生委員のことについて質問いたします。あらかじめ議長の許可を得まして、執行部の方、また各議員の方に天理市の民生委員協力員制度の手引、また岡山県津山市の民生委員協力員設置要綱について資料を配布をさせていただいております。

今回、民生委員の成り手不足について民生委員の方からご意見をいただきました。

まず、民生委員の現状と課題について、精神的な負担の増加、現状と課題はどういったものがあるかということをお聞きしましたら、まず「民生委員の仕事内容がよく分からず引き受けてしまったので、最初の頃は困惑して

しまった」というのがありました。

また、「担当の市民の方が夜に急に入院して、対応に困った」というご意見もありました。

また、「民生委員も高齢化している。近所付き合いが希薄になり、訪問してもなかなか対応してもらえない」という、そういった声もございました。

あと地域の協力体制についてお聞きしましたら、「自治会長の協力があり、困ったときもすぐに対応してもらえてありがたい」というご意見もありました。

また、「連絡すれば自治会長等も協力していただけるが、自力でしないといけないことが多い」ということです。

そして女性の民生委員の方、男性の民生委員の方に、異性の方の相談対応についてお聞きしましたら、「民生委員だけで対応するのではなく、必ず相談内容を聞いて自治会長や前任の民生委員等に立ち会っていただく。女性は訪問しても、すぐに打ち解けているんな話はできますけれども、男性はなかなか自分から相談されることが多く、時間をかけて何度も足を運ばなければならない」ということでした。

民生委員の成り手不足についてどういった原因があるかというのをお聞きしましたら、「民生委員は大変な仕事という考えがあり、頼んでも無理だとお願いしても断られるケースもあります。民生委員の仕事内容が初めはよく分からないということと、仕事内容が多すぎる」という、そういったご意見をいただきました。

そういった中で再度質問いたします。

まず市長に、民生委員・児童委員の活動についてお考えをお聞きします。

本市において、現在132名の方が活動されております。活動については、活動費等は支給されますが、基本無報酬です。本市の地

域の福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動、取組について、市長としての思い、考え、また魅力ある民生委員活動について、今後何が必要であると考えますか、市長の見解を伺います。

○市長（永山由高君）

まず、民生委員・児童委員の皆様の活動については、地域福祉の根幹を支えていただいているというふうに認識をいたしております。改めて心から感謝を申し上げたいと思っておりますのでございます。

社会奉仕の精神を持って地域住民の最も身近な相談役として、行政や関係機関、住民同士を結びつける、これはつなぎ役という意味がかなり強くあるのではないかとこのように感じております。

近年、多様化、複雑化するニーズに対応する議員おっしゃるような負担感という部分がございます。

また、後任の人材の確保に苦慮するといったような課題も、これはあるであろうというふうに認識をしているところです。

やりがいを感じられるような魅力的な活動については、民生委員の皆様の負担感の軽減であったり、地域内ネットワークの充実、活動の魅力を理解していただくための啓発活動、こういったものが必要であろうと認識をしています。

○17番（坂口洋之君）

民生委員の市内4地域の受持ち戸数の状況について再度伺います。

厚生労働省の民生委員・児童委員の受入れ担当世帯の状況を調べますと、人口10万人以下の市ではおおむね120世帯から280世帯に1人の配置基準であります。ただし、弾力的な定数配置は可能であるとのことでございます。

本市において、4町ごとの受持ち戸数の地域ごとの状況はどうか。一番受持ち戸数

の多い地域の受入れ世帯の状況と、また少ない地域の受持ち戸数の状況を伺います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

平均的な受持ち戸数については、東市来地域156世帯、伊集院地域259世帯、日吉地域96世帯、吹上地域110世帯となっております。

日置市で最大の受持ち戸数は554世帯、最小受持ち戸数は20世帯となります。

地域別状況としまして、最大の受持ち戸数であります伊集院地域は、標準上限の280世帯以上を受け持つ民生委員が18名おまして、うち7名は400世帯を超えている状況でございます。

一方、最小の日吉地域は、標準下限の120世帯を下回る地区が9割を占めているような状況でございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほどのご答弁の中で一番多いところが554世帯、一番少ないところが20世帯ということで、受持ち戸数についてもかなり差があるということを理解しました。

今後、本市も人口面積等を考慮しながら、民生委員の担当区域の見直し、受持ちの戸数の見直し等を検討するとお聞きしておりますけれども、地域の理解と協力をいただきながら、次回改選2028年になると思いますけれども、受持ち担当区域、受持ち戸数の見直しを今後市としてどのように進めていく考えなのか、本市の考えを伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

現在、次期検討に向けまして、最大の受持ち戸数を持つ伊集院地域の全民生委員に対し、担当世帯数に関するアンケートを実施しているところでございます。

今後、市全域で民生委員に対するヒアリン

グを行いまして、現状把握を行った上で民生委員の方々や自治会長の方々へ協議をお願いする予定でございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

1自治会で1民生委員の方もいらっしゃれば、1民生委員が複数の自治会を把握しなければならないという、そういった状況もありますので、今後の進め方については、地域と連携しながら進めていただきたいと思います。

次に、民生委員・児童委員の本市における活動内容について、基本的な考えを伺います。

現在、日置市の民生委員・児童委員の主な活動内容、市がお願いしている調査項目等の状況を伺います。

また、令和6年度日置市における民生委員の相談総数の状況と、また主な相談内容、平均的な一月当たりの活動、民生委員の活動日数の状況について伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

主な民生委員の活動内容としまして、訪問による配慮を必要とする要援護者の見守り活動と相談業務が主になります。

市が依頼する調査としまして、敬老祝い金関連の調査や要援護者名簿の調査になりますが、複数年に一度、高齢者の実態調査や重層的支援体制整備に係る対象者調査等を依頼しているところでございます。

令和6年度中の相談件数は、総数として6,363件、主な内容としまして件数の多いものから申し上げますと、まず民生委員業務の相談区分に当てはまらないその他の相談、例えば野良猫とか空き地の草とか愚痴とか、そういうものになりますけれども。続いて2番目に多いのが、ごみ出しなどの日常的な支援。3番目に健康医療に関する相談の順となっております。業務外の相談に多大な時間を要しているということが課題となってい

るところでございます。

平均的な一月当たりの活動日数としては、約13日となっておりますが、個人差が非常に見られる状況でございます。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を13時とします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（坂口洋之君）

先ほどの民生委員の活動におきまして、本来の業務外の相談が多いというご答弁をいただいたところでございます。

毎月1回定例会として4地域ごとに民生委員・児童委員の協議会、民事協が開催されますけれども、民生委員・児童委員活動としての委員から出された活動への意見、どのような業務が負担と感じたのか。

また、次の世代への民生委員・児童委員の担い手づくりなど市への要望等はどのようなご意見が出されているのか伺います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

現在、民生委員を対象にアンケートを実施しておりまして、途中経過になりますけれども、一部ご紹介いたします。

民生委員の業務量については、「思っていたより多かった」もしくは「思っていたとおりの量だった」がほとんどで、活動の負担感については「とても負担だった」が5%、「やや負担だった」が48%、「それほど負担に感じなかった」が42%、「負担に感じなかった」が5%となっております。

負担に感じていたことは、訪問の回数や間隔、調査物、自身の家族の介護との両立、先

ほど申しあげましたけれども、野良猫、空き地等の草等の業務外の相談、あと異性への訪問時のトラブル、生活困窮者から借金の依頼等などになります。

市への要望としまして、連携の強化や情報開示の拡大、担当区への転入者の情報などというところでの要望、区割見直し、あと成り手不足の解消等の意見がありました。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほどアンケートにつきましてご答弁いただいたんですけれども、今後このアンケートも含めまして、施策にどのように反映させていく考えなのか伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

現在アンケートを取っているところですが、その意見を集約しまして負担感の軽減に向けての施策等の参考にさせていただいたり、活動内容の見直し、また先ほどもありましたように業務外の相談に対する非常に相談も多いというところ、役割を市民の方々への周知というところについて必要かなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほど市民への民生委員活動の周知ということで、再度伺いたいと思います。

民生委員・児童委員の活動が市民にはまだまだ知られておりません。認知度が高まっていない課題があります。日置市地域福祉推進計画22ページ、市民アンケートの中で、民生委員・児童委員の認知度が8割ありますが、居住地の民生委員・児童委員が、議員の児童委員の認知度、どんな活動をされているのかとの質問に、認知度が3割から4割しかございません。地域福祉推進計画には市民に対する周知・啓発の必要性がうたわれております。

これまでの日置市の民生委員・児童委員、

また活動への周知啓発の活動の取組状況を伺います。

また、今後の啓発、新たな取組等があればお答え願いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

地域ごとに活動の違いはございますが、民生委員の日にのぼり旗、横断幕を設置するほか、小学校での全校集会での挨拶、立哨でPRティッシュ、PRチラシの配布などを実施し、啓発に努めていただいているところでございます。

今後の活動については、民生委員の活動内容が分かるよう広報紙やホームページ等での広報啓発など検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほどのご答弁で、市のホームページ等の活動の充実の情報を発信したいということでございます。私も市のホームページの民生委員のところを読ませていただきますけれども、なかなかこの内容では活動が分かりづらいかなど思っております。自治体においては民生委員活動の具体的な取組、民生委員の方々から頂いたアンケートのホームページ上での公開とか、また実際、民生委員がされている方々の様々な意見要望、そしてよかったこと、中には困ったことも具体的に公開しているような自治体もありますので、こういった取組を市としても検討できないのか再度伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

具体的な活動内容とか業務内容、議員のほうからお声がありましたけれども、実際の民生委員さんのお声だったりとか、そういったところについても具体的内容を掲載し、ホームページや広報紙などで啓発していき

いと考えているところでございます。

また併せて、情報が行き届きにくい小さな子どもさんのいるご家庭の保護者や高齢者、障がいのある方など見守りの対象となる方への直接的なPR活動についても取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

民生委員・児童委員は、民生委員法第10条により「給与等は支給されていない」とうたわれております。原則無報酬です。しかし、必要経費は支給されていることとなっております。民生委員の成り手不足が指摘される中で、全国市長会でも人材不足が深刻で、原則無償を有償すべきであると国や厚生労働省に要望が出されております。

そこで、再度質問いたします。本市においての民生委員の必要経費についての基本的な考えを伺います。

また、本市においても必要経費の金額は、5年前、10年前と比較して増額されているのか伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

民生委員・児童委員協議会から民生委員個人への必要経費として、活動手当1,692万円、出会手当487万1,000円、旅費等405万380円を支出しております。民生委員1人当たりの必要経費の支払いとしては、お一人当たり年間約17万円程度になります。

ただ、この金額に関しましては5年前と比較しても活動手当の基準は変更はしていませんのでございます。

経費の見直しについては、まずは民生委員の活動内容、負担軽減に向けた取組等を行うことが優先と考えておまして、その後、内容等を検討した経費の検討というのも今後必要になってくるかなというふうに考えている

ところでございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

市長に再度お伺いたいと思います。必要経費の見直しは、自治体としても早急にすべきではないかと私は感じておりますけれども、その点について市長の見解を伺います。

○市長（永山由高君）

物価高騰等の状況は、まずはあるというところは認識をまずは踏まえておく必要があるかと思えます。その上で先ほど担当課長が申しあげましたとおり、まずは民生委員の活動内容、負担軽減、これらに向けた取組を行うことのほうが、まずは優先度が高いであろうというふうに考えております。その上で、そういった内容を考慮した上で、経費の検討が必要であろうというふうに感じております。

○17番（坂口洋之君）

全国の市長会も有償化を要望されております。民生委員・児童委員の役割は飛躍的に活動量や担う役割が大きく変化しております。有償化は時代の流れと考えます。持続可能な民生委員制度をつくるため、国への要望と自治体独自の処遇改善を今後考えるべきではないかと思えますけれども、本市の考えを伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

高齢化や社会の変化により、成り手不足と民生委員活動の負担が増大しております。

有償化については、国において現在議論が行われておりますけれども、令和6年度より、国のほうで民生委員の活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けた地方自治体の創意工夫による取組を支援するという考えを打ち出しておりますので、この考えに沿った業務負担の軽減や理解度の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

次に、子ども民生委員について再度お伺いしたいと思います。

子ども民生委員については、2022年7月に行われました日置市子ども議会で当時の伊集院小学校6年生の児童から提案され、2023年度から伊集院下方限自治会の14名の子ども民生委員が任命されております。

主な内容は、高齢者世帯との交流、ごみ出しボランティア等であるとお聞きしておりますけれども、現在の状況と参加した子どもたちや高齢者への感想等を伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

子ども民生委員につきましては、令和7年度は13名に委嘱をしているところでございます。現在も高齢者との交流やごみ出しボランティアを中心に地域イベントへの参加も行っていると伺っております。最近では市外からも注目されまして、子ども民生委員についての視察研修も増えている状況でございます。

高齢者の声として、みんなの声が聞こえると元気が出るとか、毎週頑張ってくれてありがとうございますとか、子どもたちの声としては、ごみ拾いで少しでも地域がきれいになればうれしい、おじいちゃん、おばあちゃんの言葉で続けていけるなどの感想をいただいているところでございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

子ども民生委員につきましては、やはり子どもさんたちとの理解がまず一番大事だと思いますので、まずは高齢者と子どもたちの交流を今後とも引き続き取り組んでいただければと思っております。

この民生委員について最後の質問の民生委員協力制度について再度伺いたいと思います。市長の許可をいただきまして、天理市の民

生委員協力員制度と岡山県津山市の民生委員協力員制度の設置規約について皆様方にお目通しをしております。

天理市につきましても現在、手引におきましては市から協力員に対して月額1,000円の協力員に対しての活動費が支給されております。岡山県津山市は、岡山県で初めて民生委員の協力員制度ということで、まずは必要性の高いところから今年度におきましては10名の方が今年度について活動しているという。いずれも両自治体も、日置市同様民生委員がなかなか成り手がいないと。

一つは、やっぱり複数体制で活動することがまず望ましい。男性の民生委員であれば女性の協力員が望ましく、また女性の協力員であれば男性の協力員が望ましいということで、先ほどのご答弁の中でも異性の方の対応について非常に難しいという、そういった回答もありましたので、複数体制で私は望むのが、できれば男性、女性を分けて、そして一番の目的は、民生委員の成り手不足で、民生委員が辞めた後に協力員の方が次を担うということで、経験しておりますのでかなりスムーズにいくのが非常に、この協力員制度の一番の効果ではないかと私は感じております。

そういった中で再度、伺いたいと思います。これまで各地域自治会で民生委員については協力されていると思いますけれども、本市の状況について再度伺います。地域における民生委員・児童委員、自治会等との市の情報共有、連携状況はどうなのか伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

現在、市のほうからは、民生委員・児童委員へ職務上必要な情報を提供いたしておりますけれども、地域の見守り活動に必要な情報についても共有の要望等をいただいているところではあります。

今後、必要とする情報を取りまとめ、個人情報保護等も考慮した上で提供する内容とタイミングについて検討してまいります。民生委員、自治会長、市等が連携することで、手助けが必要な援護者を漏れなく見守るネットワークを構築できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

先ほど1回目の答弁で市としてもこの民生委員協力制度につきましても、調査研究をしたいというご答弁でございました。非常にこの民生委員協力制度のこういった取組についての見解を伺いたいと思います。

○福祉課長（宮前美紀さん）

先ほども答弁で申し上げましたけれども、この職務内容や処遇等に関して非常に市のほうで設置をしております在宅福祉アドバイザーと類似している部分が多うございますので、その職務について内容等を見直し、より充実させた形で運用してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

最後に、今回の民生委員成り手不足について質問をいたします。

地域の福祉の担い手である民生委員・児童委員制度、私も福祉の仕事を担当しております。仕事と両立できれば民生委員・児童委員を担える人材はいっぱいいます。仕事をしながら両立できるような環境づくり、今後の取組についての市長自身のお考えを最後にお聞きして、次の質問に移ります。

○市長（永山由高君）

民生委員制度につきましても、これはもう100年を超える制度であるというところがございまして、社会奉仕の精神が根幹となる非常に歴史のある、そして日本独自の制度であると、このような仕組みはあまり海外では類

を見ないというふうなこともよく言われているところでございます。

民生委員活動の複雑多様化、人材確保の課題、地域力の低下など制度開始の当時からすると大きく時代も変遷をしています。このすばらしい活動を継承していくためには、今の時代に即した民生委員の活動内容の変更や民生委員活動を支援する関係機関とのさらなる連携、活動内容の啓発などについて今後さらに取り組んでまいりたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

次に、日置市職員の働きやすく、働き続けられる環境について再度質問いたします。

9月議会においても、同僚議員から市職員の早期退職者が多いという指摘が質問されました。近年、他自治体においても早期に辞められる職員も増えているとお聞きしております。

日置市も、市長、市職員、そして私たち市議会が市民の皆様方の住みよいまちづくりに果たす役割は大きいと思います。

まず質問いたします。市長に伺います。市長が望む、期待する日置市の職員像についての市長のお考えを伺いたしたいと思います。

○市長（永山由高君）

行政には対応が求められる分野が年々拡大する中で、常に状況の変化を把握し、その対処について学び続けることが必要であると考えています。職員には変化の時代に市民サービスを守り続けるために変化を恐れずに挑戦を続けるということ、そのために対話の場を自らつくり、その中で生まれた挑戦にしっかり向き合い続ける勇気を持ち続けていただきたいと、このように思っています。

○17番（坂口洋之君）

今、全国的に自治体職員の希望者が減少していると言われております。他自治体においても若年者の離職、中堅世代、また本市においても管理職になるのではないかとと思われる

職員が、近年では複数辞められております。この問題は本市だけではなく、各自治体でも同様のようです。

時代の流れで終身雇用、定年まで働き続けるのが当たり前でなくなった時代背景かもしれません。現状への認識、また対策として、働き方改革プロジェクト等を設置されましたが、今何が必要であると市長はお考えなのか伺いたしたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えします。

社会情勢としては、新卒一括採用や終身雇用の考え方が薄れてきたことや内定辞退者の増加や転職をポジティブに捉える割合が増えてきており、民間企業の間での人材の流動化だけではなく、民間と行政または行政と行政の間での人材の流動化が進んでいると認識しております。

対策として、職務経験者枠を含む日置市の職員募集における魅力の発信強化、内定後の内定者との関係構築の強化に加え、特に若者や女性が自ら能力を発揮しやすい環境の整備や一人一人の生き方や価値観に寄り添ったキャリア構築の環境整備が必要と認識しております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

時間外業務や休日出勤について再度伺います。昔に比べましたら、相対的に見れば時間外労働は減少したのではないかという声をいただきましたが、今なお夜の10時を過ぎても本庁や産業建設部局など複数のフロアで電気がついております。

そこで、再度質問いたします。時間外労働について令和6年度の状況はどうであったのか、5年度と比較して改善されたのか。今年度は各種選挙、日置市20周年記念イベントが開催されましたが、時間外休日出勤は現在増加しているとお聞きしておりますけれども、

今年度の時間外労働の改善状況はどうか伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

時間外、いわゆる休日労働、そして深夜勤務につきましては、先ほど述べました選挙や20周年記念あるいは災害対応という形で一定の時間数は必要になってきております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

時間外労働につきましては、先般私は本庁支所の在り方につきまして質問しまして、働き方改革の中で市役所の窓口時間の見直しの質問しました。その理由として窓口対応があり、会議や専門的なスキルを高める時間を確保したいとの答弁でございました。どうしてもやっぱり業務時間が5時15分までありますと、窓口対応にやっぱり時間がかかるといふそういった課題が指摘されまして、一つの改善策として時間外労働の縮減の一つの対策であると考えます。

窓口の市役所の開庁時間の見直しについて、現時点でどのように進められているのか伺いたいと思います。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

議員のご認識のとおり来客が多い部署においては、業務改善を検討する打合わせや政策立案などにかかる時間が限られているという課題を抱えております。

また、市民の皆様の働き方も多様化していることなどによりまして、夜間の開庁日をつくってほしいという声もあるところでございます。これらの状況を踏まえまして、市役所の機能強化と市民サービスの向上を目的に現在窓口開庁時間の短縮と夜間開庁日の設定について検討を進めているところでございまして、職員の勤務体制などの環境が整った場合は、可能な限り早期に実施してまいりたいと

いうところでございます。

以上でございます。

○17番（坂口洋之君）

次に、市職員の早期退職について再度伺いたいと思います。

さきの9月議会の同僚議員の答弁で、55歳未満の退職者が令和2年度5名、令和3年度5名、令和4年度6名、令和5年度7名、令和6年度9名、5年間で32名の55歳以下の職員が退職されております。

また、3年未満が3名、3年以上6年未満が10名、6年以上10年未満が5名、10年未満だけ見ますと退職者が18名退職され、若い世代の退職者が一定数いると考えます。

そこで、再度質問いたします。令和6年度の退職者数の現時点での状況を伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

令和6年度につきましては、ちょっと確認をしておりますけれども、令和7年度の現時点での中途退職者は4人となっております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

すいません、再度確認します。令和7年度の退職者数は現時点で何名か再度伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

令和7年度の現時点での中途退職者は4人となります。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

令和7年度の現時点での中途退職者が4名というご答弁をいただいたところでございます。

令和5年度から経験豊かな先輩職員が、双方向の対話を通じて新規職員をサポートする役割を果たすメンター制度が導入されております。後輩職員が先輩職員のメンティと個別に相談されているとお聞きいたします。これ

までの取組状況と新規職員等からどのような意見、またどのような相談が寄せられているのか伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

メンター制度は、先輩職員が新規採用職員を1年間サポートする仕組みとして導入しております。サポートする先輩職員は可能な限り新規採用職員とは異なる職場にいる職員とし、年3回のメンタリング、面談を行います。面談以外にも日常的な声かけ等をお願いしているところでございます。

昨年度までの結果で申しますと、新規採用職員メンティからは、先輩職員が明るく相談しやすく安心感があった。違う課だからこそできる話もある、仕事の悩みや私生活についても相談でき、同世代だけでない幅広い関係を構築できる。

また、1年間の振り返りができ、成長を実感できたなどの声があり、年度末には情報交換会も実施することとしております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

一定の効果があったことを評価したいと思います。

9月議会同僚議員からも質問がございました。職員が何でも相談できる風通しのよい職場環境、特に若い世代、仕事と子育てしながら両立に悩む女性職員も多いかもしれません。働きがいのある職場環境、今後の本市のお考えを伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

現在、働き方改革プロジェクトチームの中で働き方の議論を進めています。その中では、女性や若者のワーク・ライフ・バランスとしてライフ、趣味や子育て、介護などに関する時間の確保についての検討を行うと同時に、ワーク、やりがいを持って一人一人が高い成

果を発揮できる仕事の在り方についても検討をしています。

働きがいはワークとライフのバランスを取りながら、一人一人が自らの思い描く働き方を実現することによって達成すると考え、働き方改革プロジェクトチームの議論を踏まえ、職場の環境の見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

次に、本市のカスタマーハラスメント、カスハラについて再度質問いたします。

2026年10月からカスタマーハラスメントの法整備がなされ、事業者としての対策も求められております。現在、本市市役所内における防犯カメラ、録音つき電話の設置状況を伺います。設置されていない庁舎があった場合も整備をすべきではないかと考えますが、本市の現時点の見解を伺いたいと思います。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

現在、防犯カメラについては本庁のみ設置しており、1階に7台、2階に2台、合計9台設置しております。録音つきの電話はございませんが、固定電話に接続する録音機を3台所有しており、必要に応じて貸出しをしている状況です。

今後は各庁舎の状況等も調査した上で、必要性を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

各部状況について調査をしながら検討したいというご答弁いただきました。

総務省が今年4月25日、全国2万人、一般職員が1万4,000人、会計年度職員6,000人に調査をしました。地方公共団体において各種ハラスメント調査に関する職員アンケートによると、過去3年間にカスタ

マーハラスメントを受けたと回答した自治体職員は35%と3割を超えております。行政サービスの利用者、取引先の不満、はげ口、嫌がらせが72.5%で、多くが電話などの対応によるカスハラと感じた事案だと考えております。特に20代から30代の世代への被害が多いとのことでございました。

本市においても、調査結果からカスタマーハラスメントと感じる事案は一定数あるのではないかと私は感じております。他自治体においてはカスハラと感じた事例は多いです。再度本市の見解を伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えします。

職員がカスタマーハラスメントと感じる案件は一定数あると思われませんが、大切なことは全職員がカスハラの実態をしっかりと理解し、相談しやすい体制を整え、周囲のフォローや組織的な対応をすることが大切であるというふうに考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

来年10月には法律も施行される予定でございます。本市もより一層対策を求められます。本市においてもカスタマーハラスメントのアンケート調査を実施検討できないのか、本市の考えを再度伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えします。

日置市不当要求行為等対応マニュアルに基づき、カスハラの実態をしっかりと理解して声を上げやすい環境を整えることが重要と思っておりますので、現時点ではアンケート調査は考えておりません。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

次に、働き方改革プロジェクトについて再度伺います。

10月より実施されておりますけれども、

実施に向けた日置市としての基本的な考えを再度伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

市民の幸福度向上へ寄与するために、職員一人一人が最大の成果を発揮できるような組織に変えていくことが必要だというふうに考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

現在、日置市働き方改革プロジェクトは、正規職員のみ37名で構成されております。本市は正規職員だけでなく会計年度任用職員も多いです。その中でも専門性が高く資格が必要で長く働いていただきたい職種職員もいます。そういった方々の声もぜひ反映させていただきたいですが、本市についての考えを伺いたいと思います。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

多様な職種の声を働き方に反映させることは大切だと考えておりますので、今後必要に応じて検討していきたいと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

会計年度職員の方も、やっぱり長期で働いていただきたい。

また、専門性の高い、この資格を持っていないと雇用できないという職員もかなりいらっしゃいますので、そういった方々が長く日置市で働いていただく、そういった取組が必要ではないかということで、今回提案したところでございます。

最後にこの質問で、会計年度職員も働きやすい環境について再度質問いたします。

専門性の高い資格が必要な会計年度職員の方も一定数おります。改善策としてまず一つは、賃金等の処遇の改善であります。もう一つは働きやすい環境です。

前日も私質問しましたがけれども、1階の障がい者基幹支援センターが本庁税務課の前に設置されております。多くの職員が専門性が高く、また職員の多くが会計年度職員であります。業務スペースがとても狭く、手狭であると私は感じております。本庁機能の分散について6月議会で質問しましたが、早急な改善が必要ではないかと感じます。そのことについて市の見解を伺い、次の質問に移ります。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

本市の障がい者基幹相談センターにつきましては、現時点においては業務内容の性質上、福祉課の近くに設置をしたほうが望ましいと考えているところでございます。

その中で議員ご指摘のとおり、執務スペースのご指摘でございますが、これは本庁舎及び産業建設部が設置してあります県鹿児島地域振興局日置庁舎の全体としての課題でもあるものと十分認識をしているところでございます。

そういった中で、議員もおっしゃれているとおり、この課題に対応することも一つの目的といたしまして、現在、支所庁舎を活用いたしました本庁機能の分散配置について検討をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○17番（坂口洋之君）

最後に、川内原発の安全対策について再度伺います。

九州電力は10月24日、川内原発の使用済み核燃料の保管容量を増やすため、敷地内に乾式貯蔵施設の新設を決め、国の原子炉設置変更許可を申請しました。同日九州電力は、県庁、薩摩川内市役所を訪れ、安全協定に基づく事前協議書を提出しました。県や薩摩川内市は、今後原子力専門委員会や国の審査を踏まえ、事前了承するかを判断いたします。

今回の整備費が約350億円で、2027年10月着工、29年度供用を目指しております。

私は、原発に頼らない社会を目指しております。現在、川内原発1・2号機が稼働しており、安全対策の必要性を感じ今回質問いたします。

そこで、再度質問いたします。川内原発については、九州電力が2035年度まで新経営計画で新たな新世代の原発の計画が示されました。マスコミ報道に対して九州電力は川内原発に決まったものではないと否定し、ホームページで公表されております。しかし、佐賀の玄海原発か川内原発以外の選択肢がなく、今の状況から判断すると川内原発の3号機増設の可能性は高いと考えます。

一方で、核のごみの最終処分の見通しが立っておりません。この問題は国のエネルギー政策であり、1自治体だけで判断できる問題ではありませんが、そこで再度質問いたします。川内原発の30キロ圏内の市長として、川内原発の安全対策、核のごみ処分の問題等について、現状と将来への課題についてどのような認識を持たれているのか伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

使用済み燃料の貯蔵につきましては、課題があることは認識しており、国及び事業者の責務において対策がなされるものと考えております。

これまでと同様に脱原発という国民的な世論をしっかりと踏まえた姿勢を示し続ける必要があると考えておりまして、原発に頼らないエネルギー政策が確立されるべきであり、川内原発に関しては、市民に不安があることを念頭に九州電力には安全を最優先していただきたいと伝えてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

残り時間1分です。

○17番（坂口洋之君）

川内原発の乾式貯蔵施設について再度伺います。川内原発1号機、2号機の使用済み核燃料プールは現状では何年で満杯になる見通しなのか伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

再処理工場への搬出しない場合、1号機は2034年、2号機は2028年で制限容量に到達すると伺っております。

九州電力におきましては、使用済み燃料の貯蔵対策としまして、使用済み燃料プールの共用化の申請中のごさしまして、共用化が許可され、かつ再処理工場へ搬出しない場合、1・2号機ともに2031年で制限容量に到達すると伺っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

乾式貯蔵施設の建設について、九州電力から日置市に事前に説明等があったのか伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

九州電力からの事前の説明につきましては、担当者に対しまして説明がございました。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

市民の中には、今回の乾式貯蔵施設の建設は、使用済み核燃料が永久的に保存されるのではないかと、事実上の最終処分場になるのではないかと、そんな心配の声がございます。市としての認識、またそのような市民の声は本市に寄せられていないのか伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

九州電力からは再処理工場に搬出するまでの一時的な貯蔵施設と伺っているところでございます。

市民からの声につきましては、今のところ寄せられていないところでございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

使用済み核燃料の処理は、現状で私は難しく、また最終処分場の見通しもなかなか進みません。ぜひ川内原発30キロ圏内に2万5,000人を超える市民が生活する日置市として、使用済み核燃料の問題について真剣に考えていただきたいと思います。

また、再処理施設を建設している青森県六ヶ所村の日本原燃の処理施設等に、市長として、また市としても、ぜひ行って実情を調べていただきたいと思います。本市の市長の見解を伺いたいと思います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

現地を訪問する、しないにかかわらず、情報収集には努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

最後に質問いたします。来年2月7日には例年鹿児島県の大規模な川内原発の避難訓練が開催されます。川内原発の安全対策について、日置市の市長として九州電力はもちろん、国や原子力規制庁、鹿児島県等、しっかりと安全対策について地域の声、市民の声を伝えていただきたいと思います。

最後に市長に決意をお聞きし、一般質問を終わります。

○市長（永山由高君）

今後におきましても、これまでと同様に脱原発という国民的な世論をしっかりと踏まえ

た姿勢を示し続ける必要があると考えています。

原発に頼らないエネルギー政策が確立されるべきであり、川内原発に関しては、市民に不安があることを念頭に九州電力には安全を最優先していただきたいと伝えてまいります。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

次に、15番、黒田澄子議員の質問を許可します。

〔15番黒田澄子さん登壇〕

○15番（黒田澄子さん）

皆様、こんにちは。公明党の黒田澄子でございます。本日最後の質問となりました。

11月は自動虐待防止のオレンジリボン運動や女性に対する暴力をなくす運動のパープルリボンやリトルベビーちゃんたちの認識を高めるための世界早産児デー等があり、私も勉強会に参加をしました。

また、12月は障がい者週間や人権週間、犯罪被害者月間などもあり、様々な学びの場が設けられますので、皆さんもブースやイベントなどに立ち寄って見られてはどうかなどお勧めするところがございます。

それでは、通告に従って一般質問させていただきます。

初めに、今後のさらなる高齢化を想定し、市内の道路や河川の環境保全・美化活動にアダプト制度を取り組まないかの1点目、道路愛護作業河川愛護作業の近年の状況をお尋ねします。

2点目、自治会による愛護作業の課題は何か。

3点目、霧島市が平成24年度から取り組んでいる道路や河川を里親のように見守るアダプト制度と言われる事業の内容はどのようなものかお尋ねします。

4点目、自治会に限定しないで清掃等に取り組む霧島市の仕組みを市はどう考えますか。

5点目、将来本市でもアダプト制度に取り組まないかお尋ねします。

次に、生後6か月で性病になり妊娠可能な飼い主のいない雌猫への不妊手術に助成制度創設と、動くボランティア団体へ委託をすべきではの1点目、飼い主のいない猫への市民の苦情はどのようなものですか。

2点目、近年の動物基金による飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の現状をお尋ねします。

3点目、ボランティア団体数と活動内容、連絡会の開催状況についてお尋ねします。

4点目、動物基金の手術のチケットが届くまでに出産に至る雌猫への不妊手術助成制度をつくれぬかお尋ねします。

5点目、全て無償で働いて動いてくださるボランティア団体をそろそろ委託先としていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

3番目の山林の伐採後の植栽に森林環境譲与税を使い助成制度を創設できないかの1点目、国県の植栽に係る助成制度はどのようなものか。

2点目、本市での山林の伐採後の植栽の現状をお尋ねします。

3点目、県内で植栽への助成制度がある市町村はどこか、また内容はどのようなものかお尋ねします。

4点目、植栽に日南市では11%の助成を行い、国68%、県11%の助成で山主負担が1割になっています。防災の視点でも重要な制度と考えますが、本市でも取り組めないのかお尋ねします。

4番目に、どこにもつながることができていない不登校児童生徒へ、教育の一環として給食の提供はできないのかの1点目、本市のどこにもつながることのできていない不登校児童生徒数は何人でしょうか。

2点目、本市の不登校の児童生徒への関わり方と不登校への考え方はどのようなもので

すか。

3点目、岐阜県本巣市では、給食センターの会議室をもとまる食堂と名づけ、給食と居場所の提供を行っています。本市でも家以外に居場所のない児童生徒や保護者を対象に給食の提供はできないものかお尋ねします。

最後に、学校体育館の空調設置に、一部災害を鑑みたガスエアコンの設置を考えないかの1点目、今後の小・中学校、義務教育学校の体育館の空調設置への国の考えと本市の考えをお尋ねします。

2点目、今後の大規模災害に備えて、豊田市では停電になっても利用可能なガスエアコンの設置に取り組んでいますが、その内容はどのようなものか、また、その内容を踏まえて本市の考えをお尋ねします。

最後に、今後防災の視点で本市でも一部にガスエアコンの設置を考えないかとお尋ねして、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、市内の道路や河川の環境保全・美化活動にアダプト制度を取り組まないかとのその1、道路愛護作業、河川愛護作業の近年の状況につき回答します。

まず、道路愛護作業ですが、令和7年度の実施の対象となる自治会数が176自治会で、そのうち169自治会が実施しております。

10年前と比較し参加人数が1万2,533人から1万585人と1,948人の減少、作業実績が534キロメートルから536キロメートルと2キロメートルの微増になっています。

河川愛護作業については、対象となる自治会数が119自治会で、そのうち111自治会が実施しています。こちらについては参加人数が5,314人から4,136人と1,178人の減少、作業実績が163キロ

メートルから146キロメートルの17キロメートル減少となっており、いずれも減少傾向となっています。

その2、自治会による愛護作業の課題について回答します。

市道愛護、河川愛護ともに共通することは、担い手の高齢化や人口減少により1人当たりの作業量が増加するとともに、作業困難となる箇所も増加しています。

その3、霧島市が平成24年度から取り組むアダプト制度の内容について回答します。

霧島市のアダプト制度は、道路や河川の環境保全及び美化活動を行う自治会やボランティア団体、企業などが、主要幹線道路や河川の一定の場所を養子に見立てて里親となり、草払い等で景観を保っていく制度です。団体登録を行い指定された活動内容を実施すれば、実施した距離と面積に応じて段階的に3万円から5万円の活動支援金が交付されます。

令和6年度末で道路アダプト制度には84団体、約1,100人が登録され、河川アダプト制度には149団体が登録されています。

その4、市はどう考えるかとの問いにつき回答します。

自治会で管理できない、または市の道路作業班で実施できていない場所の管理を多様な主体が行えることで、環境保全に役立つ仕組みであると考えます。住民団体がこの活動に参加することは、参加者の相互の連携につながり、地域への愛着を深めることとなります。

また、企業が参加することは社会貢献だけでなく、よりよいイメージづくりにもつながると考えます。

その5、本市でも取り組まないかとの問いにつき回答します。

今後の自治会の高齢化等を鑑みますと、一人一人の自治会活動全体への負担感も増加していくこととなります。

現在、市としては県が実施しているふるさ

との道サポート推進事業やみんなの水辺サポート推進事業といったアダプト事業と類似した事業の活用を推進しています。この事業に加えて、市民と行政が協働で進めるまち美化プログラムとして活用が期待されることから、県内の実施状況も考慮しながら検討していきたいと考えています。

質問事項の2つ目、猫への不妊手術助成制度創設とボランティア団体委託についてのその1、飼い主のいない猫への市民の苦情について回答します。

市役所及び保健所への苦情相談は、無責任な餌やりによる猫の増加、庭におけるふん尿被害、鳴き声や猫同士のけんかによる騒音トラブル、車やバイクに傷をつけるなどが寄せられています。

その2、動物基金による飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の現状について回答します。

動物基金が実施する無料不妊手術事業を活用した頭数は、令和5年度は138頭、令和6年度は195頭、令和7年度は9月末現在で40頭となっています。

その3、ボランティア団体数、活動内容、連絡会の開催状況について回答します。

令和7年10月末時点で9団体の登録があります。活動内容の主なものとして、活動地域で飼い主のいない猫に対して繁殖を抑制するための不妊手術を施し、その地域内で適切に管理していく地域猫活動をしています。

連絡会については、令和2年度、令和4年度に開催しています。

また、先日の11月25日にボランティア団体が主催する地域猫の研修会が開催され、住民、行政職員、獣医師、ボランティアの方々が出席しております。

その4、猫への不妊手術助成制度について回答します。

不妊手術の助成につきましては、さくら猫無料不妊手術チケット（行政枠）や鹿児島県

地域猫活動等事業補助金を活用していただいています。

その5、ボランティア団体委託について回答します。

各地域において活動されているボランティア団体の方針、内容等を尊重し、活動しやすい環境づくりに協力していきたいと考えています。

また、活動に必要な経費等については、鹿児島県地域猫活動等事業補助金の活用を案内してまいります。

質問事項の3番目、山林の伐採後の植栽についてのその1、国・県の植栽に係る助成制度について回答します。

森林の伐採後、新しい木を植え直す植栽を促進するため、国及び県は様々な費用を支援する助成制度を設けています。

具体的には、伐採後の残材や雑草を整理し、苗木が育つ土台を整えるための土地の整備費用、実際に植え付ける苗木を購入するための費用、山に苗木を植え付ける人件費等に対して、国や県の定めた基準に基づき、その一部が補助されています。

その2、本市での植栽の現状について回答します。

令和6年度に伐採された山林は68.58ヘクタールです。このうち約4分の1に当たる15.75ヘクタールは、既に植栽されたか、今後植栽される予定です。

その3、本市における国・県の植栽への助成の利用状況について回答します。

本市では、鹿児島森林組合が事業の実施主体となり、国や県の植栽への助成制度を積極的に活用しています。令和6年度の利用実績は14.16ヘクタールです。

その4、県内で植栽への助成制度がある市町村及びその内容について回答します。

県内では、鹿児島市、南九州市、薩摩川内市をはじめとする18自治体で独自の植栽助

成制度が設けられています。これらの自治体が行っている助成は、主に国や県の行う造林補助事業等に対する上乘せという形をとっています。

その5、助成について本市でも取り組めないかのご質問につき回答します。

再造林を促進するために、所有者の経済的負担を軽減する手段の一つと捉えています。他市の取組の成果及び本市の状況を踏まえ、関係機関と連携し最適な方法を検討してまいります。

質問事項4と質問事項5につきましては、教育長より回答いたします。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項4のどこにもつながることのできていない不登校児童生徒への給食の提供についてお答えをいたします。

その1、つながることのできていない児童生徒数でございます。学校への登校やふれあい教室、フリースクール等の利用がない児童生徒数が8人います。ただし、学校を含めて各種機関とどこにもつながっていない児童生徒は現時点ではいません。

その2、児童生徒への関わり方と不登校への考え方です。

学校は家庭訪問や電話連絡等を行い、児童生徒の様子を把握するようにしています。

また、スクールソーシャルワーカーが、学校、家庭、ふれあい教室のかけ橋となり、対象児童生徒を家から連れ出したり、学校、ふれあい教室に付き添ったりしています。

不登校への考え方としては、文部科学省の誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、いわゆるCOCOLOプランに基づき、児童生徒の個々のニーズに応じた受皿を整備する必要があると考えています。

その3、居場所のない児童生徒への給食の

提供についてでございます。

不登校やひきこもり状態である児童生徒に、社会とのつながりを持たせることは大変重要であると考えています。議員ご指摘の学校給食センターでの給食提供については、現時点ではスペースの確保が困難であるため提供は難しい状況です。衛生管理等の問題点を踏まえて、他の施設での提供ができないか情報収集に努めてまいります。

続きまして、5番目の体育館への空調設置についてでございます。

その1、国の考えと本市の考えでございます。

国は、児童生徒の学習の場であり、災害時に避難所として活用される学校体育館について空調整備を加速するため、空調整備臨時特例交付金の新設や地方財政措置等の財政支援を行っています。これにより、令和17年度までに全国平均で95%の設置率を目指す目標を掲げています。

本市における学校施設の空調設備については、令和元年度に普通教室、令和4年度に音楽室の整備を行い、令和8年度以降に理科室をはじめとする特別教室への整備を計画しており、整備が完了し次第、体育館等への空調整備を検討していきたいと考えています。

その2、ガスエアコンの設置についての考えでございます。

愛知県豊田市は、令和6年度から市立小・中学校の体育館及び武道館に空調設備を整備しており、令和7年6月に全ての市立小・中学校の整備を完了しています。

また、拠点となる避難所の体育館には、停電時でも空調管理をすることができるよう都市ガスとLPガスの切替え機能と発電機能を備えたガスバルクタンクとガスエアコンを設置しています。

避難所となる体育館等では、避難所が押し寄せる発災直後に停電により空調電源が稼働

できない状況になると、熱中症や低体温症など避難者の健康リスクが高まることや通信機器の充電ができなくなり、外部との連絡手段が途絶えるなど様々な影響が考えられます。

停電時でも発電し、電気が使用できる自立分散型エネルギーであるガスヒートポンプは、避難者の健康維持、ストレス軽減に必要な備えになり有用性が高まっていると考えます。

その3、ガスエアコンの設置を考えないかということについてのお答えでございます。

本市の学校体育館への空調設備整備については、先進地視察や調査研究により電気・ガス空調等の複数の設備を比較検討し、イニシャルコストやランニングコストとともに災害時の優位性も含めて導入を検討していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（富迫克彦君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を14時15分とします。

午後2時05分休憩

午後2時14分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（黒田澄子さん）

答弁いただきましたので、再質問に入ります。

まず、アダプト制度についてお尋ねをしてまいりたいと思います。

実は十数年前にこの質問を私ささせていただきました。今回の調査で県内では自治会愛護作業を実施していないところも多くあるということ、また、うちの市民は協力的であるというふうに考えます。

また、うちのような作業班の市独自で持っているところも少ないと。そういう状況で本市のシステムはいいシステムだなと評価をするところでございます。

しかし、やはりさらに市長答弁でもありましたけれども、今後懸念となる高齢化を鑑みて、今後10年は何とかできるかなと、自治会頼みでも何とかできるのかなと思いますが、それができなくなる地域も想定をして、持続可能な仕組みが必要ではないかということで、今回再度の提案に至っております。

実は今朝も出かけに電話が鳴って、歩道の草の件で何とかできないかと。これが現状で、1回清掃してもらっても、次また1年後に、県道も国道も市道もそうですけれども、やっぱり歩道においてはこれが現状で、今の時期は草がぼうぼうとなっているということです。

霧島市では企業やグループ、また1人でもグループなくとも行っているようです。事故やけがの保険も市が加入の保険に掛けてあって、安全確保も行っておられます。

また、自治会が作業を行っていない場所、そこも受け負ってやっている自治会が自治会A、自治会Bと2通りの申請を行って、そういうところの清掃も担っているところもあるようです。

本市作業班の仕事が手いっぱいのように見えるのですが、今後作業を見送らざるを得ない自治会が出てきても、作業班で間に合うものかお尋ねします。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

お答えします。

まず、市道愛護作業に対して、ほぼ全ての自治会にご協力いただいていることに感謝申し上げます。市道による作業困難箇所が増加すれば、道路作業員の作業範囲も増え、状況によっては対応できない箇所も出てくる可能性もあると十分に考えられます。

○15番（黒田澄子さん）

そうですね、やはり広さとか場所によっては厳しいところも出てくるのではないかと思っておられるということは分かりました。

霧島市の特徴は、市道だけではなくて国道、

県道も清掃する制度になっていて、年2回の清掃となっているから1回しかしていないところは半額しか補償は出ません。この点について、本市はどのようにお考えになれるかお尋ねします。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

お答えします。

まずは道路の維持管理については、それぞれの道路を所管する管理者により管理すべきと考えております。

霧島市の場合、日置市が自治会に依頼する市道愛護作業の制度はなく、アダプト制度がメインとなっているようです。日置市の場合、道路愛護月間内に実施依頼する市道愛護作業分については、ほとんどの各自治会が1回の清掃作業を実施していただいております。

これに加えて、自治会によっては年に数回、自主的に清掃作業を実施していただいているところもあり、現在のこの取組が継続できればと考えております。

○15番（黒田澄子さん）

市内には多くの道があり、生活の中に道があるので、市道のない自治会もあるでしょう。しかし、国道や県道の歩道が通学路になっているところもあります。市民目線では道の区別よりも草ぼうぼうの道、特に通学路はお困りものです。そのほかウオーキングや仕事に通ったりと歩道の草などの問題解決に向けて、何か方法があればお尋ねします。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

お答えします。

先ほども申し上げましたが、国や県が管理する道路については、それぞれの管理者の判断がありますので、市として解消方法をお答えすることは難しいとは思いますが、通学路に関しては、通学路等の安全推進会議の中で、年2回の会議と年1回の合同点検を行い、各道路管理者が必要な対策を実施しております。

また、国・県が管理する道路については、年間を通じ業者への維持管理業務委託と緊急時の道路緊急ダイヤル#9910及び緊急時以外の道の相談室を設けて、寄せられた相談、要望の対応に当たっているようです。

そのほか県が実施するふるさとの道サポート推進事業を現在43団体が活用していただいておりますが、さらに多くの各種団体等が取組を活用していただければと考えております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

おっしゃっていることはよく分かるんですけど、じゃ、言ってすぐ1週間後にはきれいになっているかと言うと、それがなかなか難しいということを私も理解していますし、そこそ道も長いのですので、県も国も市もそうですけれども、予算がないとなかなか進められない、そういうところで今回こういうことを提案したところです。

本市では国道沿いに学校があるところもあって、歩道も通学路になっています。国道清掃について何か助成がないか、国交省にも調査をしてみました。国が直接の助成ではありませんけれども、ボランティアサポートプログラムというものが出てきました。

国交省とお話をしながら、最終的には県の事務所がメールをくださったんですけど、うちだと国道3号線が国の管轄するところで清掃緑化活動を行うときに、いろんな団体が国道事務所との間で協定というと難しいんですけど、やりますよということで認めてもらって証明書を出してもらおうと、それが九州地域づくり協会というところが活動資金を助成してくださるといいう仕組みがございました。昨日また丁寧にもう1回ちょっと確認をしたところです。学校、町内会、企業どなたでも実施団体になることができるようです。

市町村行政を通さないものですから、こう

いった事業が国道3号線に関してはあるということ、ぜひ市民に広報等はできないものかお尋ねをいたします。

○産業建設部長兼建設課長（田口悦次君）

お答えします。

管理者であります鹿児島国道事務所と連携をして、広く周知に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○15番（黒田澄子さん）

いろんな助成制度があるのを探して、うまく使うの市長もお得意だと思えますけれども、協働のまちづくりを考えると、私たちの暮らす町のすぐそばの道は河川ですので、危険のない範囲で力を合わせることも一つであり、でも高齢化対策も一つであると考えています。今後の愛護作業への市長のお考えをお尋ねをいたします。

○市長（永山由高君）

まずは現段階においても、本当に多くの自治会の方々が道路河川の愛護作業にご協力いただいておりますことに感謝申し上げたいなと思っております。

また議員ご指摘のように、愛護作業はもちろん道路環境の保全という意味もございますけれども、同時に地域内のつながりの再確認であったり危険箇所の確認であったり様々な意味も有しているものでありますので、引き続き可能な限り無理のない形で愛護作業を続けていただくような情報発信を続けてまいりたいと考えています。

と同時に、これだけ高齢化が進んでいる状況でもございますので、それではなかなか手の届かないエリアはこれからも広がっていくであろうというふうに感じますので、それぞれの道路管理者が設定をしている仕組み、この中にはアダプト制度に近いものもございしますので、そういった情報もしっかりと広報しながら、市民の皆様のお力をお借りしながら、これは企業や各種団体のお力もお借りしながら、

適正な整備が進められるように今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

市長の答弁もしっかり心に刻んで、私も草刈りの機械を持っていないので、連絡が来ると雨靴を履いて手刈りでゴミ袋を持ってちょっとでもと思って、お金がないから言ってもすぐ明日できるものではなく、市民は今日でも明日でもきれいにしてほしいという要望ですので、協働じゃないですけども個人的にやったりもしているんですね。だから、そういう人たちが増えればもっといいなと思うところです。今後一緒に考えていかななくてはならないことかなと思います。

では次に、雌猫に対する不妊治療の助成、またボランティアさんを団体委託しないかという点の再質問します。

いわゆる動物愛護法は、動物の命を尊重しみにだりに虐待することを防ぎ、飼い主が動物を適切に管理するよう義務づける法律であり、罰則として殺傷した場合5年以下の懲役または500万円以下の罰金、遺棄や虐待した場合は1年以下の懲役または100万円以下の罰金、こういう厳しい罰則制度まで設けられた法律でございます。

動物基金は殺傷分をなくすにはまず不妊手術、TNR、最後帰していくですね——が最も有効な手段だと考えて頑張っておられる事業団でございます。この理念の下に本市でも行政枠のチケットを取っていただいて頭数を減らす努力をこれまでできてあります。

そこで先日、答弁にもありましたけども、11月25日に港区保健所の動物政策監、こういう人日本に1人しかいないと言われました。行きましたら、黒澤泰先生を招いて地域猫研修会がございました。参加をされていたら、そのご感想もしくは参加職員からお話を聞いていらっしゃったら、この勉強会すごく

よかったのでご感想をいただければと思います。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

研修会に参加した職員の話になりますが、地域猫活動は地域の協力が不可欠であり、行政やボランティア団体だけでは解決できないため、地域の理解を得られるよう行政としての役割の大切さを改めて感じたと聞いてございます。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

最初の答弁の苦情なんですけど、ちょっと分からないのが無責任な餌やりのことで猫が増加しているというのは、ちょっと合点がないんですけど。庭におけるふん尿被害、これTNRをすると尿の臭いが薄くなるというのと、ちゃんと地域猫のトイレを、猫いっぱい来ているなというところに何個か置いていると、だんだんそこにちゃんとするようになるので、ほかのおうちに行ったりしないとか。

あと騒音トラブル、この鳴き声なども治療するとそういうものが出てこないで、なかなかそれがだんだん収まってくるとか騒音トラブルですね。

あと車やバイクに傷をつける、これが物すごく面白かったんですけど、猫が乗っていると「こら」とか言うと、猫はもうゆったりしているのに慌てて立って逃げようとするので、肉球じゃなくて爪を立てて慌ててこうするので、悪気じゃないんだけどなっていくと。だから、できれば優しく、ああ、ちょっとどいてほしいんだけどとかいう感じで「どいてくれない」と言うと猫も威圧感を感じないので、肉球はつけていくんだけど爪で傷までは立てないでいきますよと、これは先生がおっしゃっていましたので、こういったことも啓発すればいいのかなと、ちょっと思ったところで

ございます。

ボランティアさんが捕獲に行っていたいているわけなんですけど、市には捕獲器があるのかお尋ねします。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

市では捕獲器の保有はしておりません。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

ボランティアさん、ほとんど自分の持っている捕獲器、それから保健所さんに借りに行かれたりしています。できれば市においてボランティアさんに捕獲器が貸し出せるような体制というのはつくれないものかお尋ねします。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

捕獲器につきましては、保健所が貸出しを行っているところです。

また、それにつきましても保健所と連携し、また状況等を確認しながら対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

実質動いているのはボランティアさんたちです、せめて捕獲器の整備などは頑張っただけいけないものと申し添えておきます。

猫は生後6か月で成猫、妊娠が可能になるということで、昨日のテレビでは4か月である女優さんの猫がもう6匹産んだと。いや、不妊手術したいんですけど言ったら、先生が、いや6か月まで大丈夫よと言っていた、4か月でも産んでたんですというのをテレビで言っていたら、いや、それぐらいやっぱり今ちょっと変わってきている。

多い猫は年3回妊娠する、そして6年度に行った不妊手術が195頭と出ています。そのうち雌猫で既に妊娠していた猫等の数が分かればお尋ねします。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

令和6年度に不妊手術を行った雌猫のうち、既に妊娠していた猫は12頭でございました。

以上です。（「12」と呼ぶ者あり）

申し訳ございません、既に妊娠していた猫は12頭となっております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

12頭は、一応子どもを外に出さないで不幸な子孫を出さなかったということですから、なかなか捕まらなかったり、気がついたときにはもう間に合わなかったりということもあるようです。

子猫が捨てられている情報というのは市に届くんでしょうか、お尋ねします。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

捨てられた猫という問合せは、年に何回か聞いてはおります。そこにつきましては保健所のほうにつないでおります。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

先日のその会の後にちょっと集まったときにも、子どもが捨て猫を発見して電話をされて、1匹ということはないから探してごらんと言ったら箱にもう1匹入っていたと言って、どうも生後3か月ぐらい未満かなという感じで必死になって今保護をされている方のお話を聞いたところです。

実際は通報するよりも、かわいそうだから自分で何とか死なないように頑張っただけでいらっしゃる市民も見えないところであるのかなと思います。

19市中で不妊治療等を助成している市は何市あるのかお尋ねします。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

県内19市のうちに9市が手術の助成事業を実施しております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

約半分が助成事業を行っているわけです。

鹿児島県の地域猫活動等事業補助金についての概要をお尋ねします。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

補助事業につきましては、3つに分かれてございます。

1つ目は、市町村への補助になります。地域猫活動を行う個人や団体に対し不妊・去勢手術等の補助を行う市町村について、市町村が支出する補助額の2分の1を県が補助するものです。補助の対象となる経費は手術の助成経費です。助成経費の2分の1以内、猫1頭につき上限が1万円となっております。

2つ目は、地域猫活動を行っている団体への補助となります。市町村が手術費用等の補助を行っていない地域で地域猫活動を行う団体に対して、県が手術の一部や飼育管理費を補助するものでございます。補助の対象となる経費は、手術経費と飼育管理経費になります。こちらのほうも手術の経費の2分の1以内とさせていただきます。

あと3つ目につきましては、奄美大島や徳之島での活動に限る飼い主のいない猫の譲渡活動への補助となっております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

飼い主のいないネコが増え続けられないための不妊手術ですが、先ほど言われた12頭が5匹ずつ生んでいると60頭は世の中に生まれてきていたと考えると、不妊手術に連れて行って不幸な猫になってしまうのでそれはよかったかなと思います。そこまで行き当たらないで、チケットが動物基金に申請をボランティアさんお願いされてしても、届くまでにもう出産してしまう場合もこれまで結構あっているようです。

要は不幸な猫が生まれてくることを止める

ために、今回は雌猫だけでいいので不妊手術への助成ができないかと質問に立たせていただいています。

本議会では、助成制度への陳情を令和3年3月議会で採択していますが、市に動きはございません。県の制度は、以前は補助制度がないところにだけ助成をするというやり方をやっておられて、今回調査したら、実は補助制度がある市においても、猫1頭について上限1万円で補助対象費の2分の1の補助率をつけるんだというのが出てきていまして、雌猫の補助制度をつくっても同様ですよというふうに県も言っていました。

県費も入ってきますので、全部日置市が出すということではございません。このように制度が変化した状況は、県からお知らせが来るものでしょうか、お尋ねします。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

こちらの制度につきましては、県のほうから周知をいただいております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

いただいていたら、そもそも分かっておられたんだと認知しました。

ボランティアさんと話していると、やっぱり増やしてしまった現状、それとか増えた子たちを、もう餌をやっていく時点で面倒を見るという覚悟を持って世話をしているから、ほとんどボランティアさんたちで、ほぼほぼ自腹を切って治療をさせていらっしゃるんですけども、全額まるっと猫の不妊治療等にお金を出してほしいというよりは、やはり責任を持って育てていくということを自覚してほしいということもあって、そんなに高額な助成制度を求めていらっしゃらなくて。

いろいろ協力してくださる病院もあつたりするので、日置市はそれでも意外と安価な価格でやってくださるといことで、例えば雌

猫1匹に5,000円の助成制度、県のを使うと2,500円しか市は痛まないの、その程度で例えば高額になっても50万円くらい、実際は25万円しか使わないというです。

でも、そこまでいったら、県もそうですけど、ここまでいったら打ち止めという、補正予算を組まないというふうに言っているから、そういうやり方でいいので、何とか不幸な猫が生まれてくることを減らす取組をちょっと頑張ってみないかな。雌猫だけ何とか生まれてすぐで、まだすぐ不妊治療ができる雌猫はまだいいんでしょうけれども、やっぱり妊娠してそうな子がいた場合、間に合わないということがあるので、再度その辺のお考えをお尋ねします。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

県の補助金につきましては、活動団体への補助金の金額や内容についても充足しておると、実効性があると考えてあります。

もし市が不妊・去勢手術の助成を行うとなると、その活動団体の補助金が使えないことにもなりますので、市の独自の助成制度につきましては、市に登録されているボランティア団体皆様のご意向等も踏まえて、また独自の助成制度を実施しているほかの市の状況等も調査しながら判断してまいりたいと思います。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

ぜひ連絡会等も開催していただいて、現場の声をしっかりと聞いていただき、県も持っていないところと持っているところと分けて出していること自体が大きな声で言いますけれども、どちらを目指しているんだと。何かすごく促進を目指しているなら、地方自治体が制度をつくっていくことを支えていけばいいのに、両方最初はやってないところからや

るとか、何か経済力のあるところはいいのか、ないところはもうこれでやりなさいよなのか、とっつてもちょっと私も疑問が多いところです。こういう公の場で言ってしまいましたけど、できれば一生懸命やるところに助成するよというのが、これまでのスタンスだったはずなんですけれども、若干入り口から違っていたなと思って、ちょっと大きな声で言ってしまいましたけれども。

あと今、ボランティアさんの仕事をちょっと聞いてみました。相談者から話が来たら、まず行って現場確認、役所に出向いたり、自治会長さんところに行ったり、そして「いついつしますよ」で、「捕獲しますよ」で言うと、「自分ちの猫は出さないでくださいね、この日は」とか、それはそれはやっぱり苦勞が多くて、申請書も出さないといけないし、大体一つの現場で平均7回ぐらい行ったり来ったりするんですね。

だから、私は委託をしてくださいというのは、8年近くこんな感じで公用車も使わないわけですね、自分のマイカーで行かれるわけです。そしてマイ捕獲器を持って待っていかれるわけですね。せめて燃料費ぐらいは出せないのか、それかもしくは公用車を出してもらえるものなのか、みんなのためにやっているわけで、じゃあそれを全部ボランティアさんが手を引いて、行政が全部やれるのかというところ、そこはとっつても難しいんじゃないかと思うので、せめて燃料費ぐらいは出せないものか、最後にお尋ねをします。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

各市内に登録していらっしゃるボランティア団体の皆様の、それぞれ活動方針であったり内容等も関わってきますので、そこにつきましては皆様のご意見等を伺いながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

これで何とか、現場の方ともうちょっとよく丁寧にお話をさせていただいて取り組んでいただければと思います。

じゃ、森林環境譲与税のほうに入りたいと思います。

森林環境譲与税の目的についてお尋ねします。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

目的につきましては、平成30年に成立しました森林経営管理法を踏まえまして、パリ協定の下における我が国の温室効果ガスの排出削減目標の達成、また災害防止等を図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的にする観点から、平成31年に森林環境譲与税と森林環境譲与税に関する法律が成立しまして、森林環境税と森林環境譲与税が創設されたということになっております。

パリ協定につきましては、世界基準で地球の温暖化対策に取り組むという中身になっておりまして、世界の平均気温の上昇を抑える、また温室効果ガスの排出のバランスを取ることが掲げられているということになっております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

ということで、もう世界的に取り組んでいるその一端を日置市の山も担っている、そのためにこの環境譲与税をつくって私たちも支払いをして、これで事業をやっているということを共通理解したくて今ちょっと話していただきました。

これまで木の伐採後における苦情が届いていますか。もしあったら、内容はどのようなのかお尋ねします。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

伐採後、土砂や木材の残骸等が流出し、排

水路が詰まってしまったというような苦情が届いております。

また同様に、大型の伐採重機が頻繁に通行したことによりまして、農道や作業道の路面がひどく悪化したあるいはわだちが深くなったというような苦情が寄せられております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

なかなか簡単に解決できるものではないのかなとも思います。

先ほど答弁で6年度の伐採山林は68.58ヘクタール、4分の1に植栽がなされているとありました。残り4分の3が植栽されていない理由、先ほど同僚議員のほうから質問をされたときに5つあると答弁されました。

私は、初期投資の金額がかかるというところが一番大きいんじゃないかなと思いますが、そういうことは言われなかったんですけれども、実際のところ一番大きな理由は何なのかお尋ねをします。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

それぞれの山林の状況によって費用の状況が変わるかと思いますが、所有者から見ればやはり費用がかかるというのが、やはりお金がかかるものですが、そこが初期費用というのかかるのかなというふうに思います。

あわせて、造林業、植栽する業者が少ないというのが日置市の特徴でありますので、そこらへんもなかなか思うようにいかないところが一つの要因があるかなと考えているところであります。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

先月、委員会でこの調査に行ったんですけれども、国は68%、でも県に聞くと1ヘクタール当たりが幾らという単価制度になって、宮崎のほうの日南市は国68の県11の、だから市も11というパーセントで入れてい

らっしゃるんですけれども、そこが計算ちょっとしづらいかとも思うところです。

防災における植栽を行うことでのメリットは、どのようなものとお考えでしょうか。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

森林は木材などの生産機能、あと生物多様性保全等の広域的機能を有していると考えております。これらの森林の有する多面的機能の持続的な発揮のため、伐採後の植栽を行うことがメリットとあると考えております。

特に防災面におきましては、山地災害の防止機能や水源の涵養機能の観点からメリットが大きいと認識しているところであります。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

先ほどのCO₂の問題とかもそうですけれども、温室効果ガスもそうですけれども、まだ私たちの町は全てが全部コンクリートで埋め尽くされたような町になっていないところはいいところかなと。それを守っているのが山だったり、畑だったり、田んぼだったり、池だったり、そういうところが降ってくる雨もちゃんと保湿というか吸水してくれるということで、ここが全部団地になって、何とか団地とかでどんどん伐採されていくと、全部コンクリートで塗られていくので、もう川は氾濫する一方ですよ。だからそういう意味では、山があることはありがたいことだと認識をしています。

できれば本市独自の助成制度をしっかりと計画して頑張っただけでないのか、これが環境譲与税の一番一丁目の使い方ではないかなと思うので、この点についてお尋ねします。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

他市の取組の成果、また本市の状況を踏まえまして、関係機関と連携して最適な方法を検討していきながら、中長期的な観点で助成制

度というのは計画する必要があるかと考えております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

次の質問に移ります。答弁いただいています本当にどこにもつながっていない子どもが8人ぐらいはいるということでした。これはある程度動かない数なのかもしれません。

私は、今回このことを提案したのは、やっぱり不登校の子どもたちは学校に行くことができていることイコール、自分はすごく悪いことをしている子どもなんだみたいな、何かそういう負のオーラの中に入り込んでしまっているために、歯が痛くても地元の歯医者にも行けない、おなかが痛くても小児科に行けない、何か家以外のところに出るのに物すごく物すごく大きな壁を感じて、出かけるんだったら遠くの町みたいな、何にもあなたは悪いことをしていないのにて。

そういう子どもたちが、家ばかりにいる子どもたちが、何とか社会というところに足を一歩出せるために、本巢市さんがもとまる食堂というのをやっていたら、これはちょっと勉強に行かなきゃと思って同僚議員と行きました。

議長に許可をいただいているので、これがもとまる食堂——ちょっとすいませんね、私が撮った写真であまり上手じゃないんですけど、看板が給食センターにこうやって掲げてあって、入り口のところにもとまる食堂のこういうのがありました。ここにメニューが書いてあります。

学校が苦手な子どもたちの新たな居場所づくりと、最初から居場所づくりをされています。教育長先生が、もうとにかく旗振り役で10年かけておいしい給食を食べさせたいと、市で5,000万円も給食費に入れて給食の保護者のお金は増やさないようにして、けど全部手作りでおいしい給食が出来上がった

ときに、あ、この子たちにも食べてほしいなという発想から、簡単に言って申し訳ないんですけど、もう全部教育長先生がいろんなところに動いて動いてやっておられて、うちも教育長先生一生懸命頑張ってくださいるので、すごく期待をしているんですけども。

やっぱり居場所がない、そして自己肯定感がなかなか低くなってしまっている、そういう子どもたちが給食で何かつながれないかなという、もとまる食堂でございました。

これまで不登校児童生徒の日常生活でどのようなものか、分かる範囲でお尋ねします。

○学校教育課長（段原修司君）

今議員もおっしゃったとおり、分かる範囲での回答となるわけなんですけれども。不登校児童生徒には、週に二、三回は学校に登校することができるような登校渋りという児童生徒もいれば、ほとんど登校することができない児童生徒もおりまして、様々な状況があります。

中でも朝起きられないなど生活リズムが整っていないという児童生徒は少なからずいると思われ、家庭内で過ごしていることが多いのではないかと考えております。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

これも分かる範囲ですけど、そういう場合ほとんど家で過ごしていると見ていいものかお尋ねします。

○学校教育課長（段原修司君）

学校の教頭や他人を通じての状況から耳にする範囲となりますが、ほとんど登校できていない児童生徒も本人の必要に応じては家族と外に出かけるという状況もあろうかと思えます。あるいは、あえて家族が外に出るきっかけをつくって、本人に外出を促すようにして外に出ているというケースもあろうかと思えます。

以上です。

○15番（黒田澄子さん）

以前コロナ禍で、熊本市の学校の先生が一斉に学校に来なくなったときにオンライン授業を始めて、そしたら不登校だった子がひょっこりはんで入ってきて、先生しか見えないんですけど、いや、この子が入ってきたって喜んで一生懸命授業をしていたら、ある日突然みんな学校に行きましょうてなって、そのときに、あの不登校の子どうしようということで、その担任の先生が1時間毎日対応しているのを教育委員会が聞かれて、それを教育委員会に部署をつくられて、一生懸命オンラインでやっていらっしゃるということを以前紹介したことがありますけれども。

オンラインの上でもいいし、給食という食べ物でもいいし、何かやっぱり居場所がない子どもには居場所を提供していかないと、今や不登校はもううちの町だけではなく日本全国の大きな社会問題になっていると思います。

そこでパネルを出します。アンケートを何か取られたのがあって、ちょっとこの言葉を紹介したいと思います。学校は苦手だけどおいしい給食食べに来ませんかという下で、給食を食べた後に利用者の声です。

6年生「1年ぶりの給食でしたがバージョンアップしていてよかった」、中1の子「不登校で給食を食べる機会がなかったけど、給食を食べる機会ができてよかった」、小4の保護者「子どもと一緒に給食を食べられる時間をいただけることが幸せです、ありがとうございます」、中3の子がここに書いてあるんですけど、「学校に行けない中でこういう場をつくっていただき本当に感謝しています、ありがとうございます」と、るる皆さん、こういう言葉を発しておられます。

今学校給食センターのほうで、なかなか場所が取れないでしたけども、今8人でしたので、このうちの2人でも来ればいいかなと思うと、それくらいのスペースだったら何と

かならないのかと最後にお尋ねをしたいと思います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

先ほど教育長が答弁したとおりとはなりませんが、スペースの確保が困難であるということとはございます。学校給食センター以外の場所でどこか提供ができないのかということは今後検討しますとともに、熊本市の取組も含めまして、今後ともあらゆるアプローチの方法、給食オンライン等々情報収集に努めてまいりたいと考えます。

○議長（富迫克彦君）

残り時間1分です。

○15番（黒田澄子さん）

災害を鑑みたガスエアコンの設置について、これも現場を見に行かせていただきました。豊田市では電気のエアコン、ガスエアコン、都市ガスエアコン、3つのパターンがありました。このガスエアコンがいいのは、災害が起きたときの炊き出しのコンロを差し込むところがあって、そこから炊き出しもできる、そしてそれが設置されている体育館はコンセントがいっぱいありますので、充電器もちゃんと差し込んで情報が取れる、そういったことがありました。

今回、特別教室の整備を行った後に何とか検討していきたいと書いてございますけど、この計画はいつごろ終わるんでしょうか、特別教室は。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

現時点での予定でございしますが、令和10年度までには完成をさせたいというふうに計画をしております。

○15番（黒田澄子さん）

そこで、国における学校の空調設備設置に空調設備整備臨時特例交付金の活用で、本市でもできるものかお尋ねします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

学校体育館への空調設置ということであれば、当該交付金については活用ができます。

○15番（黒田澄子さん）

私がちょっと想定していたのは、特に人口が多いのが伊集院ですので、伊集院で伊集院小学校はちょっと低いところにありますけど、伊集院小学校、中学校はちょっと高いので、水の災害では大丈夫かなと思うと、ここら辺りを最終的にガスエアコン1か所でもいいので、設置を考えられないのかなという提案をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

学校体育館の空調整備につきましては、電気、ガス、空調等の複数の設備というのは比較検討したいと思います。その上でインシャルコスト、ランニングコストなどの経済性、それから設置する体育館の築年数、劣化状況等の要素もありますので、持続性、それから災害ハザードマップ等による体育館の所在地の災害体制、それから災害時の優位性等々を比較をした上で、設備の選定、それから優先順位といったことを検討したいと考えます。

○15番（黒田澄子さん）

最後に市長にも通告を出しておりましたので、このガスエアコンに対するお考え等ございましたら最後に一部でいいと思っています、1か所でもいいと思っておりますので、設置していくお考えはないのか最後にお尋ねして、私の質問を終わります。

○市長（永山由高君）

基本的には、これは教育長及び教育委員会事務局長の答弁のとおりでございまして、まずは特別教室のニーズが現場からも高く上がっておりますので、そこを前提として検討してまいりたいと考えています。

以上です。

△散 会

○議長（富迫克彦君）

以上で、本日の日程は終了しました。

12月1日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時59分散会

第 3 号 (1 2 月 1 日)

本会議（12月1日）（月曜）

出席議員 18名

1番	阿多聖弥君	2番	大川畑宏一君
3番	山口秀人君	4番	中村清栄君
5番	福田晋拓君	6番	長倉浩二君
7番	下園和己君	8番	佐多申至君
9番	是枝みゆきさん	10番	重留健朗君
11番	福元悟君	12番	山口政夫君
13番	中村尉司君	15番	黒田澄子さん
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	池満涉君	20番	富迫克彦君

欠席議員 2名

14番	留盛浩一郎君	16番	下御領昭博君
-----	--------	-----	--------

事務局職員出席者

事務局長	濱崎慎一郎君	次長兼議事調査係長	諸正一久君
議事調査係	野崎元気君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	上秀人君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	瀬戸口亮君
市民福祉部長兼こども未来課長	馬場口美宗香さん	産業建設部長兼建設課長	田口悦次君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	東正和君	消防本部消防長	福田幸記君
東市来支所長	内山良弘君	日吉支所長	坂上誠君
吹上支所長	田代誠治君	総括監選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	小園秀作君	企画課長	園田賢一君
地域づくり課長	神之門英樹君	税務課長	有馬純一君
商工観光課長	上村裕文君	市民生活課長	瀬戸口和彦君
福祉課長	宮前美紀さん	介護保険課長	奥田美穂さん
農林水産課長	成田郷君	農地整備課長	上勇人君
上下水道課長	神余徹君	学校教育課長	段原修司君
社会教育課長	入佐好彦君	監査委員事務局長	濱崎慎一郎君

農業委員会事務局長

有 島 春 己 君

会計管理者兼会計課長

今 村 幸 代さん

消防本部次長兼警防課長

久保園 幸 一 君

消防本部総務課長

藏 菌 健一郎 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（富迫克彦君）

皆様にご報告申し上げます。下御領昭博議員、留盛浩一郎議員、宇都敏健康保険課長から体調不良のため本会議を欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（富迫克彦君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、2番、大川畑宏一議員の質問を許可します。

〔2番大川畑宏一君登壇〕

○2番（大川畑宏一君）

おはようございます。5月の日置市議会議員選挙で当選いたしました新人議員の大川畑と申します。選挙では無投票で当選いたしましたが、それは同時に市民の皆様から課された重責であると受け止めております。議員としての使命は、この議場において市民の声を届け、政策を問い、未来を築くことにあります。本来は9月に一般質問を予定しておりましたが、前日にコロナを罹患し登壇できませんでした。新人議員としてはいきなり遅刻からのスタートとなりましたが、その分今日はしっかり取り返してまいります。

また、私は議員として少子化問題の解決を最大の目標として活動してまいります。少子化は日置市に限らず全国的に深刻な課題であり、地域の持続可能性を左右する問題です。子どもを産み、育てることが安心してできる環境を整えること、そして多様な家庭、家族の在り方を尊重しながら支援を広げていくことが今後の市政において不可欠であると考えます。本日は、少子化問題の解決に向けて具体的にどのような施策を講じ、市民の生活に

どのような安心をもたらすかについて真摯に質問をさせていただきます。

それでは、質問事項の1番目、結婚新生活支援事業の導入について、質問の要旨1番、本市における若者世代（39歳以下）の婚姻数と過疎地域移住定住促進事業補助金の令和6年度実績について伺う。

2番、国の結婚新生活支援事業の導入に向けた日置市の検討状況は。

質問事項2番、自治体情報システムの標準化・共通化事業について、質問の要旨1番、本市の自治体情報システムの標準化・共通化事業への移行の進捗状況について伺う。

2番、標準化後の運用体制（保守管理、トラブル対応、職員研修など）は、どう構築する予定か。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。それではお答えしてまいります。

質問事項の1つ目、結婚新生活支援事業の導入についてのその1、若者世代の婚姻数、過疎地域移住定住促進事業補助金の令和6年度実績について回答します。

本市の婚姻数は国が行う人口動態調査により件数を把握しており、その調査期間は1月から12月までとなっています。

令和6年の婚姻数は105件で、年齢別までは把握できないところです。

令和6年度の過疎地域移住定住促進事業補助金の受給者は全体で36人、39歳以下の受給者は21人です。

その2、国の結婚新生活支援事業の導入に向けた日置市の検討状況について回答します。

結婚新生活支援事業につきまして、以前、定住促進の観点から検討したことはありますが導入には至っていません。

質問事項の2つ目、自治体情報システムの標準化・共通化事業についてのその1、進捗

状況について回答します。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、地方公共団体は原則令和7年度までに標準化基準に適合したシステムへ移行することを目指すとされています。

本市においては、令和7年11月からの本稼働に向けて準備を進めてまいりましたが、一部のシステムにおいて稼働環境における技術的問題が確認されました。そのため、標準化が求められています20業務のうち2業務については今年度の2月に、残りの18業務については令和8年9月の本稼働に向け取組を進めているところです。

なお、当該システム稼働の延期に伴う市民サービスにつきましては、現行のシステムを継続利用することにより影響はありません。

その2、標準化後の運用体制について回答します。

標準化基準に適合したシステムの本稼働に合わせ、システムの障害対応や定期的な点検、メンテナンス、ソフトウェアの更新などシステムを正常に稼働させるための保守管理契約を専門事業者と締結する予定としています。

併せて、職員のシステム操作につきましては動画により習得する研修を行い、稼働後、国の制度改正やシステム標準仕様の改版により操作方法が変更になった場合など必要に応じて研修等を実施してまいります。

以上です。

○2番（大川畑宏一君）

それでは質問事項の1問目、結婚新生活支援事業の導入について検討していただきたく質問させていただきます。

まずは、この事業について内容をお尋ねいたします。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

本事業につきましては婚姻に伴う経済的負

担を軽減するため、夫婦として新生活をスタートする世帯に対しまして、結婚に伴う新生活の費用、例えば新居の購入費や家賃、引越費用等の支援を行う自治体に対して国が補助を行う事業となっているところでございます。

補助額等につきましては自治体によって多少異なりますが、基本的に夫婦ともに29歳以下の場合は上限額が最大60万円、39歳以下の場合は30万円となっており、うち国の補助率が2分の1となっている事業となっております。

以上でございます。

○2番（大川畑宏一君）

鹿児島県内で、この事業に取り組んでいる自治体はどこになりますでしょうか。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

鹿児島県のホームページの情報になるところでございますが、県内では鹿屋市や出水市、薩摩川内市、いちき串木野市、南さつま市など24の市町村が導入しているというようでございます。

以上でございます。

○2番（大川畑宏一君）

ご答弁のとおり、鹿児島県内でも多数の市町村が本制度を採用しており、地域の定住促進や子育て支援に寄与しております。そこで質問です。

本事業に関する他の自治体の調査研究をされたことはありますか。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

本事業につきまして、4つの自治体において話を伺ったことがございまして、また国におきましては本補助金を申請した世帯を対象といたしましたアンケート調査結果もあるところでございます。

その中では、本事業を活用された世帯の方

からは結婚新生活に伴う経済的不安の軽減に役立ったという声がある一方で、本事業の取組によりまして婚姻数や持続的な定住促進などの事業効果を図ることは難しいという一面もあるなどのお話をお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○ 2 番（大川畑宏一君）

それでは、本市がこの事業に取り組まない理由をお聞かせください。

○ 企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

本市の移住定住施策における方向性につきましては、現在のところ移住定住者への住宅取得支援と空き家活用に注力し進めることとしていただいております。

その上で、当該事業の取組が新婚世帯の経済的負担を軽減するため、支援の一助になるものとは認識をいただいておりますが、市費の負担も含めまして、婚姻数や定住人口などの増加に直接的な効果があるかは慎重に見極める必要があるものと考えているところでございます。

また、鹿児島県の令和6年3月発行の少子化等に関する県民意識調査報告書によりますと、結婚を希望する人の結婚を支援する施策として何が重要かというような問いに対しまして、賃金を上げて安定した家計を営めるよう支援することや安定した雇用環境を提供すること、また夫婦が共に働き続けるような職場環境の充実が上位となっているところでございます。

本市におきましては、現状、雇用創出や職場環境改革などの施策に力を入れて取組を進めているところでございまして、限られた財源の中、現時点では本事業には取り組んでいないというところでございます。

以上でございます。

○ 2 番（大川畑宏一君）

理由はよく分かりました。本市はこれまでも、学校教育の充実や子育て支援の拡充など、未来を担う子どもたちの育成に力を注いでまいりました。こうした教育、子育て環境の充実は、若い世代が安心して本市で暮らし家庭を築くための大きな基盤となります。結婚新生活支援事業を導入することは、その基盤づくりの入り口として若者の定住促進と将来の地域の担い手育成につながるものと考えます。若い世代の支援や地域の将来像についてどのようにお考えなのか、そして、今後この事業に取り組む可能性があるのかどうか市長にお聞きいたします。

○ 企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

人口減少社会におきまして、議員がご指摘いただいておりますとおり、若い世代の皆様安心して暮らしていただくなど、選ばれる市となるための取組は大変重要なことであるものと認識をいただいております。

先ほどの回答とも一部重なりますが、現時点では当該事業につきまして新婚世帯の経済的負担を軽減するため、支援の一助になるものと考えているところでございますが、市費の負担も含めまして婚姻数や定住人口などの増加に直接的な効果があるかは慎重に見極める必要があるものと考えているところでございます。

その上で、本市におきましては事務系職種等の雇用確保のための本社機能誘致や保育園開設などの子育てしやすい環境整備に取り組んでいるところであり、今年度につきましては市内企業における一人一人が尊重されるような働きやすい魅力的な職場環境の構築に向けたひおき共創コンソーシアムの設立を進めていくなど、引き続き若い世代の皆様を選ばれるよう取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○ 市長（永山由高君）

今後、取り組む可能性があるかないかという点で申し上げますと、可能性はあり得ますが、現時点では優先度がそれ以上に高いものがほかにあるというふうに捉えていただければなと思うところであります。

人口減少対策は、もちろん議員おっしゃるように非常に優先度の高い課題であります。

今、日置市の転入と転出のバランスで申し上げますと、0歳児から4歳児、それと30代、40代が転入超過になっております。これはつまり、やはり結婚をされて子どもができたとそのタイミングで移ってきていただいている方が現状は多いということになるかと思えます。一方で、10代、20代は転出超過ということになっておりますが、特にこの20代の方々の大きなライフイベントとして、議員おっしゃるように、結婚というのも大きなライフイベントですけれども、現状では私どもはその手前の就職と、仕事を選ぶという段階で日置市に帰ってきていただく、ここを狙って働き方の見直しというところを、これは市役所だけでなく市内の民間企業の皆様にもご協力をいただきながら進めてまいりたい、これも一つの人口減少対策の柱であろうというふうに認識をして、現状は優先度を高めて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○2番（大川畑宏一君）

それでは、質問事項の2つ目、自治体情報システムの標準化・共通化事業についてご質問いたします。

地方公共団体の根幹業務システムの統一、標準化はデジタル庁が主導する国の施策であり、全国の自治体に対して2025年度末までに根幹業務システムを統一仕様に準拠させることが求められています。

この事業は、行政の根幹を担う基幹業務システムの在り方を大きく転換するものであり、業務効率化やセキュリティ強化といった利

点がある一方で、地域独自の施策や住民サービスへの影響も懸念される重大なテーマです。

この制度の目的は、自治体間で異なるシステム仕様を統一することで業務の効率化、災害時の相互支援体制の強化、そしてセキュリティ水準の向上を図ることにあります。また将来的には、自治体クラウドの活用やAI、データ分析の導入を見据えた持続可能な行政運営の基盤整備とも位置づけられています。

本市においては、現在、自治体情報システムの標準化・共通化事業として行われていますが、本市の自治体情報システムの標準化・共通化事業への移行の進捗状況について伺います。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

先ほど市長の答弁でもございましたとおり、議員ご指摘のとおり標準化基準に適合したシステムには、令和7年度を目指すこととされていたところではございますが、本市におきましては、令和7年11月からの本稼働に向けて準備を進めてまいったところでございますが、稼働環境における技術的問題が確認されましたので、現時点では20業務のうち2業務については今年度の2月に、残りの18業務につきましては令和8年9月の本稼働に向け現在取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○2番（大川畑宏一君）

標準化の導入に際しましては、現場職員の理解と納得を得ながら段階的かつ丁寧な移行を進めていただきたい。特に、業務の属人化を防ぎつつ職員が安心して新しい仕組みに対応できるよう、研修やマニュアル整備を充実させていただきたい。

そこで、標準化後の運用体制、保守管理、トラブル対応、職員研修などはどう構築する予定か伺います。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

システムの正常に稼働させるための保守管理契約につきましては、専門の事業者と契約の締結をしたいというふうに考えているところでございます。

併せて、職員のシステム操作につきましては、まずは動画により習得する研修を行いまして、稼働後、例えば国の制度改正やシステム標準仕様の改版等によりまして操作方法が変更になった場合などにつきましては、必要に応じてきちんと研修等を実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（大川畑宏一君）

市民サービスの質が低下することのないよう制度変更の影響を事前に十分に検証し、必要に応じて代替措置や説明体制を整えていただきたいです。

自治体情報システムの標準化・共通化事業を進めていく際の市民への周知等に関わる方針はどのようになっているか伺います。

以上です。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

システムの標準化に移行することに伴いまして、市が発行します通知や様式等につきまして標準仕様で規定されるレイアウトに変更となるものが想定されますので、市民の皆様へは丁寧な説明を心掛けるとともに、稼働のタイミングに合わせまして自治体情報システムの標準化の制度説明や目的、対象業務等につきまして市のホームページにおいて周知してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（富迫克彦君）

次に、3番、山口秀人議員の質問を許可し

ます。

〔3番山口秀人君登壇〕

○3番（山口秀人君）

おはようございます。私も1期目の山口でございます。市民の皆様の声を議会へ届けたく、日々精進してまいります。

現在、インフルエンザの感染者が急増しておりますから、県が注意報を発令しております。皆様も十分気をつけていただきたいと思います。

今年は秋を飛ばして急に冬になったもんですから、急激な温度変化が起こり、私が発症しておりますが、寒暖差蕁麻疹なる疾病が流行しておりますので、長時間寒いところにいると十分注意していただかないと、発症してしまうと皮膚アレルギーなどを起こして大変苦勞しております。かいたらいけない、かいたらいけないって医者に言われますけど、どうしてもかいてしまいます。だからこれが起こらないように温度の寒暖差の変化には十分皆さん気をつけてください。

それでは、私は朝夕2時間ほど散歩をしておりますが、議員生活も半年が過ぎ、この間に市民の皆様の声をかけていただき、いろいろな陳情を受けるようになりました。一番多いのは漠然と日置市をよくしてくださいと言われることが多いです。そこで、私が例えば行政サービスを充実させることですかと問かけるとそうではありませんと答えられます。そこで話を進めていくとやはり将来への不安、心豊かに暮らしていきたいという思いが伝わってきます。今回、私はお話をいただいた中から申告書に従い、質問させていただきます。

それでは、質問に移らせていただきます。大きな1番、高校までの医療費無償化について、その1、市長が配付した討議資料に高校までの医療費無償化を慎重に判断するとあるが進捗状況を伺います。

2番、国民健康保険における国の減額調整

措置が廃止され、医療費助成を拡充しやすい環境が整っていると感じるが、市としての考えを伺う。

3番、医療費免除により子どもを持つ家庭が子育てしやすい環境が整い、定住促進につながると考えるが市の見解を伺います。実現した場合の財政面の課題をどう考えているか伺います。

大きな2番、伊集院運動公園でペット入場に伴う規制について伺います。本県の管轄する吹上浜海浜公園等の県立都市公園では試験的にペット入場を許可しているが、本市の伊集院総合運動公園等でも試験的に同様の取組をできないか。

以上のことの回答を伺います。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、高校生までの医療費無償化についてのその1、進捗状況について回答します。

子育て世帯の経済的負担軽減のため、財政状況を踏まえながら、段階的に拡充を行ってきています。令和7年4月には子ども医療費助成制度の改正を行い、0歳から15歳の課税世帯の医療費を窓口無償化へと拡充いたしました。医療費の推移や財政状況を踏まえ、高校生の医療費窓口無償化につきましては引き続き慎重に判断してまいります。

その2、市としての考えについて回答します。

令和6年度国民健康保険における子ども医療費助成に係る減額調整措置が廃止されたことに伴い、鹿児島県子ども医療費助成制度も改正されました。それを受け、本市においても令和7年4月より0歳から中学生の課税世帯窓口無償化、つまり現物給付を開始いたしました。

高校生無償化については、引き続き県市長

会を通じて県補助金拡充の要望を行ってまいります。

その3、見解について回答します。

子ども医療費助成のさらなる拡充等により子育て世帯の経済的負担を軽減し、誰もが安心して子どもを育てられる環境を整えることも、本市への定住促進につながることでであると認識しております。全ての市民の皆様の安心安全な暮らしを守りながら、財政状況やほかの施策とのバランスを考慮しながら、今後の施策の方向性として検討していく必要があると考えています。

その4、実現した場合の財政面の課題について回答します。

高校生まで医療費助成を拡充した場合を試算しますと約4,075万円の増額が見込まれます。

今年度4月に0歳から15歳までの課税世帯の医療費窓口無償化が開始されましたが、子ども医療費は年々増額傾向にあることから、現時点において高校生まで拡充することは財政への負担が大きいと考えております。

質問事項の2つ目につきましては、教育長より回答いたします。

以上です。

〔教育長奥善一君登壇〕

○教育長（奥善一君）

それでは、質問事項2の伊集院総合運動公園でペット入場に伴う規制についてのその1、ペット入場について、伊集院総合運動公園でも試験的に取組ができないかということについてお答えをいたします。

伊集院総合運動公園については、以前リードの未装着での入場や公園内のふん尿の放置があり、公園を利用する方々の安全と衛生面からペットの入場を制限しています。しかし、ペットの家族化や公園利用者の多様化も鑑み、県立公園等の試行状況を参考にしてまいります。

以上でございます。

○3番（山口秀人君）

それでは、再質問をさせていただきます。

受診遅れをなくし、学業継続と健康を守るための無償化提案をさせていただきます。それについて回答を伺います。

○市民福祉部長兼子ども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

先ほど市長答弁にもございましたが、令和7年4月から子ども医療費給付制度の拡充を行い、0歳から15歳の課税世帯の子どもたちの窓口負担は現物給付となり、完全無償化となっております。

高校生年代におきましても、けがや疾病が重症化しないように早期発見と早期治療の受診勧奨を推奨し、学業継続と子どもの健やかな成長を支援していきたいと考えています。

以上です。

○3番（山口秀人君）

受診料無償化につながるように、自治体等の複数財源の組合せが実現へのプロセスではないかと考えますが、未来への投資として子育て支援への強化策の一環となるではないかと思いますが、答弁を伺います。

○市民福祉部長兼子ども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

子ども医療費助成は、鹿児島県の子ども医療費給付制度を利用してございます。今年度4月に県の未就学児窓口無償化に加え、市独自で中学生までの窓口無償化へ制度を拡充したことで、医療費助成の子育て支援策は前進したと認識しております。

以上です。

○3番（山口秀人君）

子育て支援向上で、転入促進の下支えにはならないかと思うので、それに対する答弁を伺います。

○市民福祉部長兼子ども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

子ども医療費助成は、転入促進につながる要素の一つとして捉えています。

今年度4月に県の未就学児窓口無償化に加え、市独自で中学生までの窓口無償化へ制度を拡充した次第でございます。

以上です。

○3番（山口秀人君）

先ほど医療費無償化には多額の予算が必要と伺いましたが、課税世帯へは年間の給付を一定額決めて実現するのは可能ではないですか、伺います。

○市民福祉部長兼子ども未来課長（馬場口美宗香さん）

本市が独自で高校生に一定額給付を定めた制度にした場合、一定額を超えた部分につきましては自己負担の徴収や本市独自の事務処理が発生することになります。

医療費の制度設計は、県をはじめ医療機関、保険機関等それぞれの関連機関の協力が必要不可欠なため、医療費の改正につきましては他市の状況を含む県の改正・拡充のタイミングが望ましいと考えます。

以上です。

○3番（山口秀人君）

今、答弁をいただいた問題は私が議員になりたての頃、最初に受けた陳情であり、市民の方の声に込められるよう取り組んでいかないとと思う出来事でした。

財政上、優先順位等もありデメリットとしても付与継承での受診が増えて、本当に医療が必要な方への受診遅れ等が懸念されますが、子育て世代への家計負担の軽減につながるので、先進事例を参考に検討の上実現していただきたいと思っております。

それでは、問2の質問をさせていただきます。

伊集院運動公園以外のほかの地域の運動公園についてもペットは入場できないか伺います。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

本市都市公園や本市体育施設についても、ペットの入場については原則制限しております。

以上です。

○3番（山口秀人君）

以前、吹上浜公園のほうへ出向いた際、平日も人がいなかったので入場し注意されたことがあります。できれば、はっきりとした形で注意喚起していただきたいです。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

ペット関連のイベントを実施した場合、許可が下りるのか伺います。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

本市体育施設等を利用する場合、使用許可申請が必要であり、そのイベントの内容により判断いたします。

以上でございます。

○3番（山口秀人君）

今の問題に関しては、要望があった際に速やかに回答できるよう体制を整えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

県立公園のようなペット区域制限を設定した取組は本市ではできないか伺います。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

本市都市公園は県立公園に比べ広大な敷地でないため、公園利用者の安全面を考慮したペット制限区域が設定できないと考えております。

以上でございます。

○3番（山口秀人君）

ただいま安全面のことをおっしゃいましたが、安全面に関しては飼い主のマナーの問題であったり、それを極論でいうとペットはなかなか外に出づらいつながりかねませんので、条例等で規制することが必要になる可能性があると思われま

す。それでは、次の質問に移らせていただきます。

本県の管理する吹上浜海浜公園等の県立都市公園では試験的にペット入場を許可しているが、本市の伊集院総合運動公園でも試験的に同様の取組をできないか伺います。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

先ほど教育長の答弁にありましたとおり、ペットの家族化や公園利用の多様化を鑑み、県立公園等の試行状況を参考にしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○3番（山口秀人君）

県立都市公園では、令和4年度より入園の試行が開始されております。ペットを飼われている方もたくさんいらっしゃいますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

拙い言葉でしたが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（富迫克彦君）

次に、5番、福田晋拓議員の質問を許可します。

〔5番福田晋拓君登壇〕

○5番（福田晋拓君）

「いにしへの道を聞きても唱えても我が行いにせずばかいなし」480年前、吹上の伊作城で誕生した島津義弘、島津忠義。伊作島津家10代日新公がいろは歌を作り上げました。いろは歌はその後、伊作城で生まれた島津義久、義弘、歳久、家久の戦国島津四兄弟にも引き継がれ、戦国時代、島津軍が最強と言われたその強さの秘訣とも言われておりま

す。

関ヶ原の戦いの中、「無勢とて敵を侮ることなかれ多勢を見ても恐るべからず」「心こそ軍する身の命なれそろふれば生き揃はねば死す」このようないろは歌を心に、島津義弘公は敵陣の中への中突破、突撃して行ったと言われております。

江戸時代になり、薩摩藩の郷中教育の経典ともされた日新公のいろは歌は、その後幕末の薩摩の侍たちが日本を動かす原動力の引き金ともなったとも言われております。

日新公のいろは歌はすばらしいです。この日新公のいろは歌を学んだ西郷さんも、明治3年、この吹上の伊作温泉へ息子の菊次郎さんと親子で訪れております。その際、吹上の伊作城へ登り、日新公や四兄弟の誕生石にお参りをしたと言われております。西郷さんはまた、伊作へ来たときに、伊作の若者たちにいろいろなお話をしてくださいました。そのお話の中にこのような記録がございます。

「剣術も大切であるが、これからの時代は学問が第一だ。人の道を語るには学問がなければならぬ」この教えを忠実に守って行動に起こしたのが初代の伊作村長、宇都為栄さんです。伊作村長は西郷さんと一緒に戊辰戦争や西南戦争を戦いましたけれども、西南戦争が終わって伊作の町へ帰ってきたときに、昔ながらの風習、鹿児島県では、男の子だけが勉強すればいい、女の子は家のことだけすればいいという、そういう風習が非常に多くて、伊作でもまさに男の子だけ勉強すればいいという状況でした。これではいけないと行動に移し、伊作裁縫学校という学校をつくりました。これは村長のアイデアで裁縫という言葉を入れれば女の子が学校に来る、お父さん、お母さんが女の子を学校に向かわせてくれるのではないかというすばらしいアイデアでした。その伊作裁縫学校は女の子が集まり、裁縫だけでなく国語、算数、読み書きですね。

当時、伊作では読み書きができる女性は誰もいなかったと村長が記しているぐらいでした。女の子に読み書きと算数を教えました。そして、その裁縫学校がその後の伊作実業補習学校となり、この伊作女子実業補習学校はなんと日本で初めての女子実業補習学校として、東京でも新聞で報道されるほどでした。後に、この伊作実業補習学校が基となり、日本中に実業補習学校ができていったということです。このことで伊作村は県や国から表彰もされております。

まさに吹上は学問の町。この吹上には県立高校、県立専門校、県立大学校とたくさんの学校が集まっています。これだけ集まっているのは日置市では吹上だけ、いや、南薩地方上でも吹上だけではないでしょうか。この吹上はほかにも観光、昭和24年には吹上のキャンプ村、昭和29年、それまで中原池と呼ばれていたところをさつま湖と名称を変え、観光に力を入れていきます。昭和30年には永吉村と伊作町が合併して吹上町、30年にまたさつま湖駅もでき、31年にはさつま湖ロープウェイ、そして昭和37年、さつま湖の花火大会が始まったわけです。その後、昭和45年には吹上砂丘荘もできました。この観光にも力を入れていた吹上、平成17年に日置市となり、20年たちました。今、このいろは歌の教えを、480年前に日新公がいろは歌を作ったときは54歳でした。私も今年54歳になりました。

いにしへの道を聞き唱え我が行いにして。

日置市のため、日置市民のためになる一般質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、本市の児童生徒の通学手段について伺います。

1、本市のスクールバスの運行状況と利用人数、各スクールバスの車齢及び走行距離と安全装置の有無を伺います。

2、鹿児島県では交通死亡事故多発警報が

10月末から11月にかけて発令されましたが、今まで本市のスクールバスの事故やトラブルの報告がないか伺います。

3、全国的にバスの運転手不足であります。本市のスクールバスの運転手の状況を伺います。

4、将来的な人口推移や通学地区の再編などを見据えた車両更新計画があるのか伺います。

2つ目の質問、本市伊作城出身の島津義弘公の大河ドラマ化誘致について伺います。

1、島津義弘公は大河ドラマ化に最もふさわしい武将の一人と言われていますが、本市の大河ドラマ誘致に対する考えと取組を伺います。

2、先月10月日置市中央公民館のロビーで義弘公の大河ドラマ化について意見を求めています。どのような意見があったか伺います。

3つ目の質問、さつま湖について伺います。かつてさつま湖は花火大会が行われるなど賑わいを創出していた場所です。敷地の問題や今後の活用について課題があるとは認識していますが、今後の活用に向けた現状と課題をどう考えているのか伺います。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目につきましては、教育長より回答いたします。

質問事項の2つ目、本市伊作城出身の島津義弘公の大河ドラマ化誘致についてのその1、本市の大河ドラマ誘致に対する考えと取組について回答いたします。

大河ドラマの誘致に関しては観光への波及効果が非常に高く、本市の歴史的魅力を全国に発信する絶好の機会であると考えます。

平成26年度に、島津義弘公にゆかりのある日置市、始良市、湧水町、えびの市の4市

町が連携し三州同盟会議を設立いたしました。当会議では、その活動の一つとして、大河ドラマの誘致活動を展開しております。具体的な活動としては、毎年、県観光誘致促進協会がNHK関係者を講師として招き開催する合同研修会への参加に加え、県知事をはじめ三州同盟会議構成市町の代表者らとともに、NHK放送センターを訪問し、大河ドラマの制作・放送について正式に要望しているところです。

その2、中央公民館ロビーの展示につき、どのような意見があったかについて回答します。

10月4日から10月26日までの期間、中央公民館ロビーにおいて三州同盟会議パネル展を実施しました。その会場において、来場された方々へ大河ドラマ誘致に向けた応援メッセージの記入を募りました。寄せられたメッセージには、見てみたいのでぜひ実現をや、もっと義弘公について知りたいといったメッセージをいただいたところです。

質問事項の3番目。さつま湖についてのその1、今後の活用に向けた現状と課題について回答します。

さつま湖は大半が民有地に囲まれていることから、民有地を有する民間企業の意向等を踏まえた検討が必要です。吹上浜公園周辺では充実した運動施設をはじめ、さらに今年度新規オープンしたフォレストアドベンチャーやリニューアルオープンした吹上砂丘荘が加わったことで、にぎわいを面的に受け入れられる素地ができつつあると考えています。これら直近の動きを民間企業にお伝えした上で、利活用についての考えを伺うなど、適正な管理、将来的な活用についての可能性を模索してまいりたいと考えます。

以上です。

〔教育長奥善一君登壇〕

○教育長（奥善一君）

それでは、質問事項1の本市の児童生徒の通学手段について、その1、スクールバスの運行状況と利用人数、そしてバスの車齢及び走行距離と安全装置の有無についてお答えをいたします。

本市におけるスクールバスは東市来地域、日吉地域、吹上地域で運行しており、各地域の利用人数は東市来地域34人、日吉地域49人、吹上地域19人です。また、東市来幼稚園分については15人です。

本市が所有している車両は7台で、年式及び走行距離については、平成30年度式が2台、6万7,414キロメートルと6万9,069キロメートル、平成10年式が39万6,505キロメートル、平成9年式47万6,235キロメートル、平成7年式44万2,255キロメートルです。東市来幼稚園分は、平成17年式2万1,647キロメートル、令和6年式1万4,494キロメートルとなっています。

各車両の安全装置は、幼稚園送迎者へのいわゆる置き去り防止安全装置は装備されていますが、その他の車両はシートベルトのみとなっています。

その2、本市のスクールバスの事故やトラブルの状況です。これまでスクールバスでの人身事故の発生はありませんが、過去5年間で物損事故が2件発生しています。また、車両故障によるトラブルの報告が1件ありました。

その3、スクールバスの運転手の状況です。スクールバス運転手については、東市来地域は車両を含めた運転手の業務委託、吹上地域は運転手のみ業務委託、日吉地域は会計年度任用職員を3人任用しています。東市来幼稚園は、会計年度任用職員を2人任用しています。

その4、今後通学区域の再編などを見据えた車両更新計画についてお答えをいたします。

年式の古いバスについては更新時期にきていますので、運行形態を含めて検討する必要があると考えています。

以上でございます。

○5番（福田晋拓君）

答弁いただきましたので、2回目の質問をさせていただきます。東市来幼稚園以外のバスで結構です。平成30年式2台と平成10年、9年、7年のそれぞれ5台のスクールバスの乗車定員と通学ルート、またはその通学距離、通学時に乗る児童生徒の数を伺います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東正和君）

それではお答えします。

平成30年式2台、これは日吉地域の配備ですが、いずれも定員29人、通学ルートは扇尾住吉方面、約10キロで14人、吉利日新方面、約8キロ、35人でございます。吹上地域のバスについてでございます。平成10年式の定員28人、平成9年式定員41人、平成7年式定員25人となっていますが、通学ルートです、駒田上田尻のコースこれが約30キロで10人、それから下和田永吉のコース、これが約26キロで9人となっています。吹上地域にあっては、今現時点では2台で運行可能となっておりますので、1台は運行停止しているという状況でございます。

○5番（福田晋拓君）

この吹上のスクールバスだけ年式的にも吹上町時代から30年ぐらい使われています。走行距離も40万キロを超えている車両もあります。40万キロといいますと地球一周が4万キロですので地球を10周ほど走っているので月まで行ってしまっているような走行距離です。

この通学用途以外にも、スクールバスはどのような使われ方をしているのか伺います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東

正和君)

通学以外では宿泊学習、それから社会科見学などの校外活動、それから陸上記録会ですとか部活動の県大会への送迎といった用途に活用しています。

○5番(福田晋拓君)

様々な用途に使われているのは分かります。

それでは、今まで人身事故がなかったというのは幸いでありませうけれども、通学に支障を来すような大きな故障などがなかったのかお尋ねいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長(東正和君)

その状況ですが、児童生徒が乗車をしていない回送時ではございましたが、車両の不具合により路上停止をしたという事案がございました。その際、保護者へ学校へ子どもを送っていただくように依頼をした事案というのが1件ありました。

○5番(福田晋拓君)

私が聞いたところでは、吹上地域のスクールバスが通学中に走行できなくなったと聞いております。そのとき、クラッチブスターという部品を交換したと聞きました。

私、元自動車ディーラーで整備士をしておりまして、国家資格の整備士の資格も持っておりますけれども、国家整備士の立場から言わせていただきますと、クラッチブスターというのはクラッチペダルの上についているクラッチペダルをアシスト、軽く踏めるようにしている部品であります。これは同様の部品がブレーキのほうにもついております。ブレーキペダルをアシストしているブレーキブスターという部品なんですけれども、もしこれが故障してしましますと、ブレーキが非常に効かなくなり危ない状況です。クラッチのブスターが壊れたのであれば同様にブレーキのブスターも劣化しているのではないかと考えます。

老朽化が進むこの吹上地域の30年選手のスクールバスについて、この故障などをどのように考えているのでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長(東正和君)

先ほども教育長が答弁いたしましたが、それぞれ3台のバスにつきましては更新時期の到来というのが来ているというふうに考えていますので、今後、運行形態、直営でやるのか委託でやるのかも含めまして、あるいは車両の台数等も含めまして更新に向けて検討してまいります。

○議長(富迫克彦君)

ここでしばらく休憩します。

次の会議を11時10分とします。

午前11時01分休憩

午前11時09分開議

○議長(富迫克彦君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番(福田晋拓君)

3地域で様々な運行形態を取ってスクールバスを運行していることは評価いたします。

では、車両更新時に電動のバスを検討しないのかを提案させていただきます。

こちらが現在使っているようなディーゼルの軽油を使ったバスになります。これに対しまして、これ電動のバス26人に対して17人乗りの電動のバスがございます。26人乗りのディーゼルバスが、およそ900万円ほどするのに対しまして、17人乗りの電動バスですと2,900万円ほどするんですね。ですけれども、この2,900万円という価格ですけれども、環境省の商用車等の電動化促進補助金というのが1,583万5,000円も出るわけです。補助金を使いますと1,316万5,000円になります。電動と、このエンジンとの車両価格差が400万円ほどにはなりませんけれども、このEVバス、電

動バスは燃料の代わりに本市でつくった電気
で走り、また、排気ガス、CO₂を全く出さ
ない。さらに災害時には蓄電池として使用で
きるなどメリットがたくさんあります。この
電動バスいかがでしょうか。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（東
正和君）**

電動バスの導入についてですが、導入する
場合に航続距離、それから今ご案内いただき
ました本体のほか、充電設備の設置に係る費
用等も考慮した上で、今お示しいただいたも
のを参考にしながら車両更新時に検討してま
いりたいと考えます。

○5番（福田晋拓君）

ただいまの電動バスなんですけれども、航
続距離は260キロほど。充電時間でします
と、普通充電で12時間、急速充電ですと
40分ほどでできます。また、日置市の
2050脱炭素ビジョンの面からもEVバス
というのは脱炭素につながり、スクールバス
だけでなく、かつて伊集院から吹上まで走っ
ていた南薩線の線路跡を使えば、前も言いま
したけどBRT——バス・ラピット・ラン
ジットという国土交通省が推進している次世
代のバスシステムにも対応ができ、通学や通
勤で愛された南薩線の復活にもつながると考
えます。

先日、8年前の九州北部豪雨で被災して運
休となっていました大分県のJR日田彦山線
をEVバスを使ってBRTとして運行を始め
ました。BRTひこぼしラインというところ
を見させていただきました。線路の跡を走る
電動バスは線路の跡だけでなく、各学校を寄
り、通学にも使われておりまして、この被災
前のJRの鉄道利用者数は上回っているとい
うことでした。

本市の脱炭素先行地域づくり事業の補助金
を使って、このEVバス、電動スクールバス
を購入できないのかお聞きします。

○企画課長（園田賢一君）

お答えいたします。

脱炭素先行地域づくり事業の交付金につ
きましては、原則、令和5年4月に脱炭素先
行地域に選定をされた際に、提案・計画をし
ております令和10年度までの事業につ
きまして活用することができることとなっ
ているため、今回の電動バスの導入につ
いては、本交付金の活用はできないところ
になってございます。

以上でございます。

○5番（福田晋拓君）

ちょっと残念な答弁でございました。

それでは、大河ドラマの誘致についてお聞
きします。

来年の大河ドラマ、これは「豊臣兄弟！」
でございます。豊臣秀吉と豊臣秀長兄弟が活
躍する大河ドラマかと思えますけれども、こ
の豊臣兄弟が活躍していた時代といえば、九
州では日置市吹上の伊作城出身の戦国島津四
兄弟が九州をほぼ全土制覇していた時期で
ございます。豊臣兄弟は島津征伐ともされる
九州平定の戦いで、弟の秀長が宮崎側から、
秀吉のほうで熊本側から我ら島津四兄弟と戦
っているわけでございますので、来年の大河
ドラマでもこの義弘公をはじめとする戦国島
津四兄弟が大河ドラマで活躍するのを期待
するところでございます。

それでは、毎年NHK放送センターへ要望
へ行っているとのことでございますけれども、今年
の誘致活動ではどのような活動をして、どの
ような反応があったのかお尋ねいたします。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

令和7年は、1月下旬に県知事をはじめ、
約30名がNHK放送センターを訪問しまし
た。市長が三州同盟会議の会長として要望活
動を実施しました。

昨年と比較するとNHK側の反応は良好だ

ったとのことでした。

以上です。

○5番（福田晋拓君）

非常に頼もしい答弁でございました。

それでは、この義弘公を大河ドラマへ、この中央公民館に貼り出された応援メッセージのほうなんですけれども、その中に私は「日新公をベースにストーリーを」という意見が貼り出されているのを見ました。いろは歌の影響でしょうか。非常にうれしかったです。

この島津義弘公だけをベースとするのではなく、伊作島津家10代、島津忠良日新公ですとか、ほかにも伊作城で生まれたこの義弘公の四兄弟をベースとした大河ドラマもありではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

日新公や島津四兄弟をベースにした物語は、島津義弘公の生涯をより深く魅力的に描く上で欠かせない重要な要素であると認識しています。誘致活動でも島津義弘公を中心とした島津四兄弟など、鹿児島を舞台としたドラマの制作をお願いしています。

そのようなことから、まずは義弘公を中心に大河ドラマ誘致を主軸とし、決定した際には物語の中に四兄弟の活躍や日新公の教えを深く織り混ぜる形で、多角的な魅力を盛り込んだ内容になればと思っております。

以上です。

○5番（福田晋拓君）

許可をいただきましたので、ちょっと資料を展示させていただきます。

こちらは8年前に公開された映画「関ヶ原」という映画でございます。このパンフレット、私、映画館に見に行ったときに買ってきたものでございますが、こちらを見てください。ここ、あまりにも小さくて見えないと思いますので読み上げさせていただきます。

原田監督は「ラストサムライ」というハリ

ウッド映画にも、これには俳優として出演した監督でございます。この原田監督の言葉です。「ラストサムライに出演することで、大がかりな合戦シーンを目の当たりにして、また新たな関ヶ原の構想が湧きました。ラストサムライを超える日本初の世界戦略時代劇を創りたいという思いです。このときの主演は島津維新入道、つまり島津義弘公。島津の退き口と呼ばれる退却戦です。関ヶ原の戦場で、戦いの帰趨が決まるまで三成に味方することのなかった頑迷薩摩勢が敗戦の途端、敵陣に向かって退却を始め、合戦当初1,500名いた将兵が2週間後故国にたどり着いたときには、僅か88名だったという、世界戦史上最も勇壮な武功です」と書かれています。このように映画監督も島津の退き口を映画化したいという思いもあったかと思っております。

実は、この関ヶ原の映画が公開された当時、8年前ですけれども、このとき私は議員になる前でしたが、岐阜県の関ヶ原町で開催された関ヶ原合戦祭りに参加をさせていただきました。気合を入れまして、この頭をさかやきとって、ここをそり上げて戦国時代の髪型で行ったせいか、会場でも目立ってしまったらしく、この映画「関ヶ原」の原田監督からお声をかけていただき、お話をさせていただく機会に恵まれたりもしました。また、この映画「関ヶ原」で島津義弘公を演じた俳優が鷹赤兒さんという方ですけれども、大河ドラマの「葵 徳川三代」で、これでも島津義弘公を演じております。この鷹さんのトークショーで、次に演じてみたいのは島津忠義日新公だと言われたのを強烈に覚えています。先ほどの世界戦略時代劇というのを考えて、映画化も選択の一つかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

ネットドラマや映画は、より幅広い層に情

報を届ける有効なコンテンツと考えております。まずは長年の実績と影響力を持つ大河ドラマを軸に要望活動を進めてまいりたいと考えております。

この大河ドラマ化誘致活動がきっかけとなり、ネットドラマや映画化などの話が進展すれば、相乗効果でさらに幅広い年齢層の方々に島津義弘公を知っていただく機会につながるものと考えます。

以上です。

○5番（福田晋拓君）

それでは、大河ドラマ化の要望活動を進める上で大事なことです。「西郷どん」の大河ドラマ放送時に、鹿児島市の市立病院跡地に「西郷どん大河ドラマ館」というのができました。これと同様の大河ドラマ館をこの我が日置市につくるべきだと考えます。

大河ドラマ館というのは、その年の放映にゆかりが深い町に毎年設営され、撮影スポットの紹介や劇中で使われる衣装の展示等、大河ドラマの世界観を体験できる施設です。本市の持つたくさんの戦国島津の資料や、また、着つけ体験用の甲冑などを展示、体験する絶好の機会となると考えます。

そして建設する場所、これはもちろん吹上です。義弘公をはじめ、義久、歳久、家久の四兄弟や日新公などの数々の名勝を生み出した地です。来年の大河ドラマ「豊臣兄弟！」の大河ドラマ館も豊臣兄弟の生誕地の名古屋市中村区というところに、つまり名古屋市の中心地ではなく生誕の地に建設中だということです。大河ドラマ館の場所は義弘公の生誕地であり、江戸時代は聖地として歴代の薩摩藩主が訪れていた吹上の伊作城でしょうか。今朝の新聞でも大きく紹介されていましたこの吹上の伊作城、ここが一番だと考えますし、それとも駐車場などのことを考えれば伊作城の前にございます、かつて伊作小学校や伊作高校がありました伊作御仮屋跡の吹上中央公

園もいいかと思えます。この伊作の御仮屋は、江戸時代、義弘公のご子孫に当たります島津斉彬公もお泊まりになった由緒正しい場所でございます。

ちなみに2008年の大河ドラマ「篤姫」、このときの大河ドラマ篤姫館は、想定の30万人の倍以上、67万人が訪れ、経済波及効果は262億円を生み出したと言われていています。2018年の西郷どん大河ドラマ館におきましては、入場者が目標の50万人を超える55万3,052人、経済波及効果が258億円だったとのことでした。

鹿児島市に隣接し、谷山方面からのアクセスもしやすい、日置市で一番広い吹上、数々の偉人を生み出した歴史だけでなく、自然や温泉、パワースポットなどたくさんの楽しみがある吹上に何十万人もの人が訪れ、経済波及効果もすばらしいことでしょう。大河ドラマの誘致と併せて、大河ドラマ館の建設を提案いたします。いかがでしょうか。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

大河ドラマ館については、本市の観光をはじめとする地域資源をPRする上で有効な選択肢の一つであると認識しております。まずは大河ドラマ化の誘致に注力し、これに併せ、本市への観光誘客による経済活性化策についても、財政負担とのバランスを慎重に考慮しながら、どのような取組が最も効果的であるかを見極めてまいりたいと考えています。

以上です。

○5番（福田晋拓君）

それでは、さつま湖について質問させていただきます。

日置市吹上町の、いや、鹿児島県の夏の風物詩さつま湖花火大会が昭和37年から40年以上続きました。しかし、さつま湖花火大会は平成18年にさつま湖の公園が閉鎖され、開催されなくなってしまいました。平成17年

に日置市が誕生してから僅か1年の出来事でした。

今年の日置市市制施行20周年でしたが、このままでは、来年はさつま湖花火大会がなくなって20周年になってしまいます。なぜ、さつま湖の花火大会は開催されなくなってしまったのでしょうか。

○吹上支所長（田代誠治君）

それでは回答いたします。

以前、花火大会の会場となっていましたさつま湖周辺地を所有する民間企業との交渉がまとまらず、その結果、利用が困難となり、余儀なく休止になったところでございます。

以上です。

○5番（福田晋拓君）

当時、さつま湖公園敷地を所有する民間企業から日置市へと売買の話があったと聞いていますが、現在はどうなっているのでしょうか。

○吹上支所長（田代誠治君）

民有地を所有する民間企業と2006年（平成18年）に売買交渉がありましたが、金額に折り合いがつかず、合意に至らなかったところでございます。

以上です。

○5番（福田晋拓君）

さつま湖公園が閉鎖されて既に19年がたっています。本当にこのまま放置してはいけないと思います。カヌーやサップなどの大会とか合宿誘致、湖畔のウォーキングや釣りなどの自然体験、また、さつま湖に生息するブラックバスやブルーギル、これは皇太子殿下や鹿児島大学の水産学部が放流してくださったわけですが、これらの外来種などや水質などの環境学習の場として使えないのか質問いたします。

○吹上支所長（田代誠治君）

湖面を含めた有効活用につきましては、ご提案いただいた内容等が地域の方々を含め、

提案できればというふうに考えておりますが、一方で、湖面が筆界未定地となっておりますので、利活用につきましては境界を確定する必要性と、民有地の使用許可が必要だというふうに考えているところでございます。

以上です。

○5番（福田晋拓君）

それでは、議長の許可をいただきまして、パネルを使って説明させていただきたいと思っております。

閉鎖されているさつま湖公園内に120メートルのつり橋が架かっています。また、奥のほうにはコンクリート製の橋もございます。このつり橋もコンクリートの橋も、設置後70年以上がたっています。老朽化が進み非常に危険だと思います。

現在の状況がこのような状況です。これはまさに昨日、十五、六時間前のさつま湖の状況です。湖面にこのつつじヶ丘が映り非常にきれいです。ここです、ここにつり橋があります。で、こちらのほうにコンクリート製の橋があるんですけども、これの拡大がこれです。120メートルのつり橋、ちょっと分かりにくいですが、下の木が剥がれ落ちてぶら下がっています。これは吹上高校生がソーラーボートの練習をしているときに、一緒にボートに乗って近くまで行って見たんですけども、もう近くから見ると非常に大きい、そして上からぶらぶらとしている木々が本当に怖い状況でございました。これ本当に、こうやって近くまで行ってしまう人もいますかと思っております。このさつま湖に架かる2つの橋、この橋の管理はどのようになっているのか伺います。

○吹上支所長（田代誠治君）

つり橋やコンクリート橋の管理につきましては、民間企業の管理となっているところでございます。

以上です。

○5番（福田晋拓君）

この橋は非常に老朽化が進んでいるわけですが、適切な管理がされているのか本当に心配であります。

この本市は脱炭素先行地域に選ばれており、国からの補助金を頂いている、この閉鎖されているさつま湖の公園に、やはり太陽光パネルですとか小水力発電、風力発電などの設備を造る目的があれば、脱炭素先行地域づくり事業の補助金で購入して、それらの設備を造ったり湖面の境界を設定したり老朽化したこの橋などの管理を日置市が行うということではできないのでしょうか。

○企画課長（園田賢一君）

お答えさせていただきます。

脱炭素先行地域づくりの交付金につきましては、議員もおっしゃるとおり、太陽光パネル等の再生可能の導入に係る設備や、再生可能エネルギーの利用を最大化のための蓄電池等の基盤インフラ整備などが対象経費となっておりますので、土地の購入費については対象となっておりません。

また、先ほどの答弁とも重なりますが、この脱炭素先行地域の交付金につきましては、原則、令和5年4月に脱炭素先行地域に選定をされた際に、提案・計画をしております令和10年度までの事業について活用することができるので、交付限度額も決まっておりますので、現時点での活用は難しいというところでございます。

以上でございます。

○5番（福田晋拓君）

脱炭素のほうに難しいのは分かります。

それでは、市長の答弁にもあったとおり、昨年までと比べて明らかにこのさつま湖周辺がにぎやかになってきていると思います。実は昨日も吹上砂丘荘へランチを食べに行きました。ほぼ満席状態で、レストランの窓から松林のほうを見ますと、若者たちが散歩をし

たり、また、トレーニングでたくさんの若者が走り回っていました。非常ににぎやかで、ランチを食べながらおなかもいっぱいになり、胸もいっぱいになりました。すごく盛り上がってきております。

このさつま湖の活用方法を模索していくのであれば、数年前までさつま湖でソーラーボートの練習をしていた吹上高校生などの若い世代にも意見を聴くべきだと考えます。吹上町時代のさつま湖の写真を見た高校生たちが、花火が見たいですとか、白鳥の形をしたボートに乗りたい。え、でもペダルで回すのと。だったら電気で動けばいいのにと。意見を言ったり、様々な意見を聞きます。例えば、吹上高校に設置したソーラーパネルで作った再生可能エネルギーを使って、電気科の生徒たちが勉強していると思いますけれども、その電気で電動のスワンボートを走らすとか、電動のスワンボートを造る、これは3Dプリンターから各種工作機械を使っている電子機械科の生徒たちもいます。また、ほかにもさつま湖の湖面を使ってプロジェクションマッピングや空間を使ってドローンを飛ばして、これがかつての花火大会やロープウエー、観覧車などの映像で復活させるという、こういうのもできるのではないかと。このプログラミングに関しても、パソコンを使える情報処理科の生徒たちもいます。

これらのさつま湖ですけれども、許可をいただきまして、この鹿児島県の観光パンフレットを、古いやつなんですけれども、昭和30年代のちょっと私の宝物を持ってきました。霧島のほうから桜島、鹿児島を見たやつです。これもちっちゃくて見にくいかなと思いますので、パネルがあるんですけど、こちらですね。分かりますか、これは薩摩半島を今の地図の拡大したものになります。こちら、さつま湖がこんなに大きく描かれています。池田湖はこの大きさに対して、さつま湖

も薩摩半島のど真ん中にでっかいさつま湖が、さつま湖ロープウエー、さつま湖遊園地、バラ園、つつじヶ丘と出ております。この大きさ、もう日置市全体が中に入ってしまうんじゃないかというぐらい大きなさつま湖が描かれています。これぐらい昭和30年代はにぎわっていた鹿児島観光の、もう一大拠点だったわけでございます。

市制施行20周年を迎えた日置市。今後の観光振興につけて、かつてこの南薩一のにぎわいを見せたとも言われるさつま湖の復活というのはとても重要だと考えます。さつま湖の今後の活用に向けた現状と課題は理解できます。しかし、民間企業との交渉が決裂してから19年もたっているんです。

最後に、市長に今後のさつま湖の活用をどう考えているのか、市長自身がさつま湖の活用をどう考えているのかを聞いて私の一般質問を終わります。

○市長（永山由高君）

さつま湖は大半が民有地に囲まれているということから、民有地を有する民間企業のご意向を踏まえた検討が必要になる、これは先ほども申し上げたところでございます。一方で、これもまた先ほど申し上げましたが、さつま湖周辺の地域で観光を含めて地域の方々がお越しをいただく環境が整いつつあるということもまたございます。

今後については、利活用について、まずは民間企業としてのお考えを伺いながら適正な管理、将来的な活用についての可能性を模索してまいりたいと考えております。

いずれにせよ、これはコミュニケーションと交渉が必要なテーマでございますので、あまり私の個人的な考えをこの場で申し伝えるのは控えさせていただきたいと考えておりますが、しっかり情報収集してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

次に、12番、山口政夫議員の質問を許可します。

〔12番山口政夫君登壇〕

○12番（山口政夫君）

それでは通告に従い、次の質問をいたします。

1 問目、条例地区公民館制度、地区自治公民館の現状と今後の体制について質問します。

1 項目、日置市協働のまちづくり推進委員会は、3月に答申を報告し、7か月が経過するが、条例地区公民館及び地区自治公民館組織の今後の在り方はどのような体制となるのか伺います。

2 項目、地域づくり課説明資料に、改革の必要性として「行政の積極的な富の分配により、自治力が弱まった」とあるが、自治力がどのように弱まったのか説明を求めます。

3 項目、地区公民館に設置されているWi-Fiの室内利用は4年前から可能だと聞きます。公衆無線LAN利用可能施設一覧の利用場所の「駐車場」を「室内・駐車場」と訂正し、また、利用時間は「午前8時から午後10時まで」と「終日」とあるが、どちらかに統一すべきではないか。

4 項目め、条例地区公民館及び地区自治公民館に係る全ての費用は、地区公民館・地区自治公民館別と総合計金額をお聞きします。

2 問目、令和9年度以降の条例公民館体制について。

その1、集会施設の設置については、社会教育法第20条から第42条に規定されている。今後、地区公民館に配属される見込みである（仮称）社会教育相談員の人事権はどこが所管するのか伺う。

2 項目、社会教育相談員は、令和9年度より「地区自治へ引き継ぐ」とあるが、引継ぎの期間と社会教育相談員の職務内容について詳細に説明を求めます。

3項目め、条例公民館に整備している行政パソコン及び地区自治公民館関係の業務データの取扱いは、いつからどのように対処されるのか伺う。

4項目、社会教育課は、早急に地区公民館の視察を行い、社会教育相談員の地区自治への引継ぎを現在の館長、支援員、主任で令和8年度中に実施し、令和9年度からは新しい組織体制で事業運営できるように検討しないか。

3問目、市長マニフェスト、子育て支援及び子育て支援総合施設の設置について。

その1、永山市長の1期目で掲げたマニフェストで、「3、子育て支援、子育て世代の不安に寄り添う体制をつくります」とある。その中にある4つの項目の取組状況及び成果はどうか。

2項目め、本市は4施設に子育て支援を業務委託しているが、妊婦から子育てまでワンストップで支援できる施設を令和7年度で廃止される東市来総合福祉センターの改修工事を行い、公共施設を有効活用した子育て支援総合施設を設置すべきと提案するが、検討を進めないか。と、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、条例地区公民館制度、地区自治公民館の現状と今後の体制についてのその1、今後の在り方について回答します。

現在、制度設計中になりますが、条例地区公民館の役割を「生涯学習を推進し、住民が主体的に幅広い学びを得ることができる場」とし、行政職員として社会教育相談員を配置し、社会教育を推進していく体制を構築する予定です。

地区自治組織の体制については、地区自治組織内の協議で検討されると思いますが、市として今後も地区活動における主軸組織とし

て支援・協働してまいりたいと考えています。

その2、改革の必要性の点につき回答いたします。

地区自治公民館については、これまで多くの関係者の皆様のご尽力により、多くの地区課題が解決し、地域のつながりが保たれてきました。市としても支援員による人的支援及び交付金による経済的支援を積極的に行ってきました。

一方で、地区自治の活動であっても、市が雇用する行政職員（支援員）が企画から実施までを担う事例などもあり、本来、自治が担うべき企画を結果的に行政に任せてしまうといった状況も見られました。また、交付金ありきの事業計画策定となっている地区もあり、自分たちの活動に必要な原資を自分たちで調達するという自治活動の根幹が薄れてしまう事例も見られました。

その3、Wi-Fiの利用時間等につき回答します。

令和2年度に避難所となっている条例地区公民館を基本的に対象とし、館内の一部でも利用可能なWi-Fiの整備を行っています。

議員ご指摘のとおり、室内利用も一部可能なことから、利用場所に「室内」を加え、利用時間を統一するよう関係課で協議してまいります。

その4、全ての費用の総合計金額について回答します。

条例地区公民館、地区自治公民館に関連する令和6年度決算総額は、1億9,545万2,618円になります。内訳としましては、地区自治公民館に対する交付金として4,989万2,979円、それ以外の1億4,555万9,639円は、条例地区公民館を管理する上での費用になります。

質問事項の2点目、令和9年度以降の条例公民館体制についてのその1及びその2については教育長より回答いたします。

その3、行政パソコン及び業務データの取扱いについて回答します。

現在、パソコンなどの備品については、条例地区公民館へ地域づくり課から所管替えを行い、社会教育課の備品となる予定です。

条例地区公民館に設置してあるパソコンについては、令和9年度予定の改革以降も地区自治組織への支援の一つとして変わらず利用できるように検討しています。

今後、パソコン内のデータについては、各地区公民館において、行政または自治業務の仕分けを行う必要があります。各地区公民館のパソコン環境などの違いもございますので、状況を見ながら移行のサポートを進めていきたいと考えています。

その4については、教育長より回答いたします。

質問事項の3つ目、子育て支援及び子育て支援総合施設の設置についてのその1、マニフェストにおける子育て支援、この取組状況及び成果について回答します。

子育て期における相談窓口の一本化に向けて、まずは体制整備として、令和6年4月にこども家庭センター「チャイまる」を設置したところです。

保育所定員確保については、既存施設の利用定員増加に加えて、保育所3園、小規模保育事業所1園を新たに設置しました。

保育園情報の発信については、市内特定教育、保育施設の動画作成やSNSを利用した情報発信などを行っています。

保育士の再就職支援窓口については、日置市保育のおしごと支援センターを開設し、これまでに41の方が市内特定教育、保育施設等に就職しています。

ファミリーサポートセンター事業については、今年度の事業開始に向けて現在準備しているところです。

その2、東市来総合福祉センターの改修工

事についての提案につき回答いたします。

議員ご提案の施設については、保護者からのニーズは一定程度あるものと考えていますが、令和7年3月に策定した第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき、待機児童の受皿確保、保育人材の確保、放課後児童クラブの拡充など、市の現状から緊急性が高いと認識している子育て支援事業に取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項2、令和9年度以降の条例公民館体制についてお答えをさせていただきます。

その1、社会教育相談員の人事権についてでございます。

令和9年度から条例地区公民館に配置する社会教育相談員については、社会教育課の所管となる予定でございます。

その2、地区自治への引継ぎの期間と社会教育相談員の職務内容についてでございます。

引継ぎにつきましては、令和8年度から準備に取り組んでまいります。

また、社会教育相談員の職務につきましては、地域課題の解決や地区のニーズに応じた生涯学習講座の開設・運営、地区自治活動への助言や協力に加え、地域の特性を生かした地区公民館づくりを行っていただく予定です。

引き続きその4、令和9年度から新しい組織体制で業務運営できるように検討しないかということについてお答えいたします。

11月中旬から各地区公民館を巡回し、地区の現状や課題など意見交換を実施しています。

令和8年度からは、条例地区公民館と地区自治組織の役割を整理しながら、社会教育相談員の公募や研修等を行ってまいります。

以上でございます。

○12番（山口政夫君）

ただいま答弁いただきましたので、2回目の質問をいたします。

まず1項目めにつきましては、明快に条例地区公民館、それと社会教育相談員を配置し、生涯学習を推進する施設として地区自治組織を地区活動における主軸と明快な組織分けを計画されていると理解いたしますので、2項目めに移らせていただきます。

2項目めの「自治力の弱まった」については、答弁のように、自治でやるべき企画から事務処理まで行政職員、今現在担っている支援員、あるいは主任が担ってきたことが理由と私も理解しております。新体制では、地区自治組織の事務は地区自治組織で担うとの理解でよいのか説明を求めます。

○地域づくり課長（神之門英樹君）

お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、地区自治組織の事務は地区自治組織において担いますが、円滑な業務のため、社会教育相談員による協力は必要であると考えております。

以上です。

○12番（山口政夫君）

もちろん地区自治だけでやりなさいという、連携は確かに重要というのは分かっております。ただ、なぜここまで言うかといいますと、現在の支援員やら館長さんとか地域の人たちが、集落支援員が廃止になって、社会教育相談員を配置するのであれば一緒じゃないかと。同じように今までみたいに事務処理まですればいいんじゃないかというようなご意見があるものですから、地域づくりから明快に説明をしてと思いますが、まだ理解がいただいていないと思いますので質問をしているわけです。そこはしっかりと、今後は地域づくり、社会教育課連携を取ってやっていただきたいと思っております。

それで3項目ですが、情報の更新。これ、以前から私、地区公民館の中でスマートフォ

ン講座やらすればWi-Fiが繋がらないという指摘を受けてやってまして、今回久しぶりにその説明を聞いたら、いや、4年前から実は室内に向けて電波は出ておりますと。ところが少ないですけど一覧表を見ますと利用場所は「駐車場」って以前からなってるんですね。4年前に更新したのにデータの改正がなされていないと。こういうことで、あえて指摘をさせていただきます。この場所だけじゃなくて、先ほど質問でも言いました時間に関しても。で、理由を聞きますと「館長さんの意見で今までこうしました」ですけど、これ行政で設置しているわけですので、どちらかに統一をしたほうが良いと申し上げます。

それと、このホームページ上での情報更新、これは地域づくりだけではないと思います。ほかの課でもちょっと二、三目につくところがありますので、行政としてやっぱりそこはしっかりチェックをしていただきたいと申し添えておきます。

4項目め、条例公民館のあえて金額を出させていただきましたのが、昨年度から交付金制に変わりましたので、地区自治に交付する額が20%カットされたということで、様々なご指摘を受けます。ただし、こうですねって説明してもなかなか理解していただけないものですから、この場で明らかに自治に使われる費用、それから条例公民館でこだけ費用を使っていますよ、管理に使っているのものを執行部のほうから説明をいただきたいと思ったわけです。現実問題、条例公民館には約1億5,000万円費用をかけてるわけですので、そこらは今後、地域の皆さんにも理解をいただけるのではないかと思います。

それでは2問目、社会教育相談員について質問します。

1項目め、社会教育課が行うと考えるが、現在の支援員も応募できるのか、採用にですね、そこをお尋ねします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

現在の支援員においても、社会教育相談員に応募可能と考えております。

以上でございます。

○12番（山口政夫君）

現在支援員が応募しました、採用されました、その次ですよ、赴任先についてはどのようなお考えなのか説明を求めます。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

社会教育相談員の公募の後、各地区公民館の状況を鑑みながら総合的に検討する予定でございます。

以上でございます。

○12番（山口政夫君）

地域に即した、しっかりと検討していただきたい。

なぜこれを言いますかといいますと、先ほども申しました集落相談員が来る、社会教育相談員が配置するんだったら事務をすればいいんじゃないかと。今勤務してるところにイコールで配置になると、これ現在の支援員さんがやっぱり心配されておられましたので、答弁のとおりしっかりとそこは環境を考えて配置をしていただきたいと思います。

それと2項目ですが、目的ということで、説明で地域の特性を社会教育相談員の職務、内容について地域の特性を生かした地区公民館づくりを行うと。私はこれ大変重要で必要だと思っております。私も過去に地域の農産品を活用した特産品の開発に取り組んだことをちょっと思い出しているところなんです。しかし、両者が綿密な協議を行うとともに、社会教育相談員への研修といいますか、理解を深めた上で地域の自治の皆さんと対峙していかないと、なかなか一方的になったり、何ていうんですかね、強制的になったりすると思います。そこらの取組について説明を求め

ます。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

地域に根差した地区公民館をより開かれた公民館にするため、地域の特性を見出し、行きたい、行きたくなる公民館づくりに取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（富迫克彦君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（山口政夫君）

それでは、第2問の3項目から再開します。

自治会のデータ、これはできるだけ8年度中に、私も事業をしてまして膨大なデータとっております。ご存じのように新しい人が来てもなかなか理解できないと思いますので、先ほど申しましたように館長、主任の中でデータ移行をしっかりと進めてもらいたいと思います。

そして4項目めです。これも社会教育委員会が、もう11月から各条例公民館をお伺いして説明をしているということですので、ここはもう、申し上げることは、先ほども申しましたとおり、今まで以上に社会教育課と地域づくり課の綿密な連携が十分必要だと思えます。あと連携をどのように取るかお伺いします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

条例地区公民館と地区自治組織の違いについて、令和9年度から改革してまいります、その間、地域づくり課、社会教育課とともに連携協議してまいります。

以上でございます。

○12番（山口政夫君）

ご答弁のとおり、しっかりと連携を取って新しい体制を前に進めていただきたいと申し上げて3問目に移らさせていただきます。

まず1項目め、市長マニフェストに関しましては、ご答弁のとおり、かなり市長の努力、職員の努力で成果を見えていると認識をいたします。

そこで2項目以降に移らせてもらいます。現在の待機児童は何人ぐらいいるかお伺いします。

○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

まず、待機児童の現状ですが、令和7年4月1日時点で市内24施設のうち15施設に利用定員を超える受入れをお願いしております。この結果、国の定義に基づく待機児童はいませんが、ご希望の施設に入ることができず入所保留児童となったお子様がお一人いらっしゃいました。この入所保留児童については、11月末時点では、現在21人と増加している状況でございます。

以上です。

○12番（山口政夫君）

結局1期目のマニフェストで、以前、同僚からも指摘がありました待機児童が相当数おられましたけども、4か所増設できたということで、かなり改善してきていると思っております。

それでは次に、放課後児童クラブの現在の設置数は何か所——で今年度、昨年度で何か所設置ができたのか説明を求めます。

○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

設置数につきましては、今年度3支援単位増やして20支援単位となっております。

以上です。

○12番（山口政夫君）

3か所増えて20か所あるということですが、この放課後児童クラブは、まだ今後、何か所、必要だとお考えかお伺いします。

○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

現在のところ、待機児童数の把握はしていないところですが、今後も幾つかの支援単位が必要と考えているところがございます。

以上です。

○12番（山口政夫君）

承知しました。

先ほど答弁で、日置市子ども・子育て支援事業計画——第3期ですね、この中に27ページにアンケートを取られた資料が掲載されております。この中で、先ほど緊急性の高いところからという答弁でしたが、今、待機児童あるいは放課後児童クラブという追加質問をすると、ほぼ解消したかなということを考えますと、緊急度ということですが、このアンケートでは、1位が認定こども園にかかる費用負担を軽減させるというのが315件、そして5番目にあります子どもが雨の日に遊ぶことができる施設を確保すること、これが151件、そして9番目にあります子どもが日曜日、祝日に遊ぶことができる施設を確保すること、これが89件、そして12番目にあります2歳未満の子どもが遊ぶことができる施設がある施設を確保すること、これが30件、13番目にあります日曜日や祝日も地域子育て支援センターを利用できること、これが28件でございます。そして16番目に子育てに困った相談ができる場所を増やすこと、これ、17件、これを総合しますと300、ごめんなさい、たしか314だったと思います。そうしますと、これ、私が相談

している子育て支援センターに関することは、個別に項目がなっていますので、上位には行かないと思いますが、これのことを考え、このことも考えて、それと市長マニフェストに雨天時に思いっきり遊べる場所づくりとあります、今度のですね。これとどのどのような場所を作るのか市長の答弁を求めます。説明をお願いします。

○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）

答弁の前に1点、修正をさせていただきます。先ほど、放課後児童クラブを3支援単位増やして20と申し上げましたが、23の誤りでした。失礼いたしました。

それでは、今の質問の答弁をさせていただきます。

保護者の皆様からのご要望につきましては、全て取り組むべき重要な課題であると認識しております。

その中でも子ども・子育て会議の委員のご意見や、これまでに寄せられた保護者のご意見などを考慮し、それぞれ緊急性が高いと判断したものを優先的に取り組む事項として設定しているところでございます。

議員ご提案の施設につきましても、施設機能の有益性は認識しておりますので、施設整備以外の方法も含めて、網羅的に検討していきたいと考えております。

以上です。

○12番（山口政夫君）

総合的に検討するという答弁ですが、もう一つについて質問します。

日置市に、たしか4か所の保育園に委託事業で子育て支援を依頼されておりますが、これの利用状況を説明を求めます。

○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

今、現在、日置市の4施設の地域子育て支

援センターでの利用は、合計で3,522組、7,798人の親子の利用がありました。こちらは令和6年の実績になります。

以上です。

○12番（山口政夫君）

3,522組、7,798人のご利用があるということです。

それでは、ちょっと議長に許可を頂いております。写真をご紹介します。この写真は、10月に文教厚生常任委員会で福岡県大川市のモッカランドに視察に行ったときの写真でございます。これは、室内の様子です。ここにちょうど5家族ぐらい子ども連れがいらっしゃいまして、「どこからお見えですか」ってお伺いしましたら、40分、50分かけて久留米市から来られてました。「どれぐらい使われるんですか」って聞いたら、1週間に多いときは2回、3回来ますと。「久留米にないんですか」って言ったら、ないということで、ここに来れば同じ子育てをしているお母さん同士のコミュニケーションも取れる、子どもも喜ぶということで、1組はご夫婦でご主人も奥さんもいらっしゃいました。そういうことで私はこの必要性をお願いをしているところです。

そしてこの写真がモッカランドの場合は、屋外にも遊具施設を設置してございました。これは完全な屋外ですが、右、こちらにちょこっとテラスがありますとおり、屋根がついておりまして、ここにも遊具が設置されております。

そしてこれが、この写真が大川市のモッカランド、建設費が7億円で、ふるさと納税を3億円利用しての建設という説明でございました。そして3年、今、たちますが、3年間で15万人の利用、そして1年間に5万1,000人の利用であるという説明でございました。

そして帰ってきまして、こども課長と、ち

よっとうこういうところができる最近いいですねって話をしたら、ぜひ、始良のちるどんも見学行って勉強に行ってくださいというご指摘を受けて、すぐ準備を先方にとったら、お伺いしました。

これもちょっとびっくりしました、トイレです。子ども用のトイレと大人の用便器ですが、要は排せつの訓練にもなるということで、こういうことができおりました。正直言います、当日は職員さんは、市の子どもみらい課は来れないということで、施設長と2名でご案内いただきました。

その中でこちらが、子どもの遊ぶスペースです。これは、低学児っていいですか、0から5、6歳までだろうと思います。おもちゃが全部木製で、始良市の方針として木をたくさん使った遊具を整備しましょうということで、こういうのも準備してございます。

そして、こちらもそうです。遊戯場ですね。子どもさんが当日は平日やったんですが、そしてちるどんの場合は4クォーター制を取っておりまして、1時間で交代されて30分清掃をするという、その清掃の間に写真撮らせていただきましたので、利用者は写っておりません。

そして私が一番、ちるどんで思ったのが、この場所です。これテラスのところですね、に、砂場がありました。「何でここに砂場なんですか」って言ったら、1階は公園、都市公園なんかの砂場がありますけど、動物のふん尿で衛生的に良くないということで、しかも、これ2階にあるんですけども、毎日、帰るときにはカバーをして、どういう小動物でも入らないように衛生面には気をつけて、それと定期的な消毒もしている。

しかも、この場所は、今は砂場を造っていますが、夏場はプールを置いて水遊びができるということでございました。こちらがちるどんです。私、何で2階建てで、こんだけの

面積があれば平屋でできるのになあと思っていました。施設長から説明を聞いて、私もちょっと目からうろこでした。本当に住民のことを考えているね。子育てのお母さんあるいは子どものことを考える。「何で2階なんですか」って言ったら、「山口さん夏場を考えてください」と。「それと雨の日を考えてください。お母さんは子どもを遊びに連れて行くとき荷物がいっぱいですよ」と。「雨があれば傘もさせないですよ」と。こういう構造にすれば車からすぐ施設利用ができますね。それと夏場は車の中は露天で駐車すると室内気温も何十度って上がりますよね。1日前には帰る二、三十分前にエアコンをかけるといけませんよね。そういうことからそういう負担を、ま、父兄のですね、それと子どもにも負担をかけないということで、こういう2階建て構造にしてありますということでございました。

こういうことを考えた上で、やはり私たちが——もうはるか昔ですが、こういう施設もなかったわけです。ですからこれからは、やっぱり子ども、まして、先ほどからいろいろ質問出てますように、子どもの人口が少なくていうことは、市全体の人口も減っていくわけです。先ほどから放課後児童とか待機児童保育園というのは充実してきました。一番、子育てで大切な時期の5、6歳までの、保育園に行くまでの時間を過ごす施設というのがいかに大事なかなと思っております。

先ほどモッカランドを説明しましたが、久留米市だけじゃなくて、筑後市なんかからも30分、20分かけて来ておられますと。一番、私がこの2つの施設を見て感じたのは、お母さんがものすごく顔が明るいですね。それと子どもが本当、くったくのない、喜んで遊んでるっていうのが、一番印象でした。

やはり何でだろうと思ったら、お母さんなんか、まあ、そこに遊びに来る人は、同年

代ですよ。年の差はある、地域差はある、それでもやっぱり共感が得て安心しますと、心が安らぎますっていうのを聞いたんですね。やはりそういう施設は大丈夫だ、大変必要だと思っております。

今回、提案では、東市来の総合福祉センターをいかがでしょうかと、改修したらどうでしょうかって提案しましたが、この後、ふっと実は気がつきまして、管財の課長さんと、ちょっと、福祉センターを改修じゃなくて解体しようとかいろいろ話をしてましたら、解体という言葉で私がちょっとひらめきまして、日吉町の青松園跡地のことが、ちょっと目に浮かびまして、面積を聞いたら、ちるどんやらモッカランドの面積、まあ、まあ、施設の面積としたら——建物の床面積じゃなくて、倍です、二千五、六百、5,000平米ぐらいですね、始良も。で、青松園跡が六千何百平米、倍ですけども、やはり、あそこは今、サウンディングをするが、手も挙がらない、ご提案もないということでした。

どちらに設置するにしても、やはりこういう施設っていうのは、子どもの子育て支援センターっていうのは、これからますます重要になってくると思います。そして人口で、転入、いいところですか、転入もでしょうけども、その条件がやはり若い方は子どもを育てやすい環境というのが一番大事じゃないかと、そういうことで、提案しております。市長にお尋ねします。市長はこういう子育て支援センターをご利用されたことはありますでしょうか。

○市長（永山由高君）

今、名前の挙がってきた施設ではありませんが、鹿児島県内、複数の自治体で子育て支援の拠点を整備されている例がございますので、そういった施設については、子どもと一緒に実際、現場を体験するといったことは経験をいたしております。

○議長（富迫克彦君）

残り時間2分です。

○12番（山口政夫君）

なぜ、お伺いしたか言いますと、私たちの年代になるとこういう施設は目からうろこなんですね。もう50年昔、こんな施設なんかありませんでしたので、そういう意味で、特にモッカランドって、ここの場合は、基本的に健康保険課の妊婦健診とか健診事業が入っておりませんので、本当に子育ての支援事業だけです。そういう意味で、ぜひここをお子さんと、奥さんと、ぜひ一遍、まあ、ほかの施設はもう行かれたという説明でございますが、私は、ここをぜひ体験していただいて検討いただくというのも一つ提案をしたいと思います。そういう意味でもう一遍訪ねていただいて、こういう施設の建設に向けてどう検討されるか、最後に市長のご意思をお伺いして一般質問を終わります。

○市民福祉部長兼子ども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

議員ご提案の施設につきましては、子育て家庭にとって大変魅力的なものであると思っておりますが、利用対象者である未就学児の教育・保育施設への入所率が増加している今、現状にございますので、このことから、市が施設を整備することについては、今後、教育・保育施設への入所率や人口動態を注視しながらも慎重に検討すべきものと考えております。

以上です。

△散 会

○議長（富迫克彦君）

以上で、本日の日程は終了しました。

明日12月2日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後1時23分散会

第 4 号 (1 2 月 2 日)

本会議（12月2日）（火曜）

出席議員 19名

1番	阿多聖弥君	2番	大川畑宏一君
3番	山口秀人君	4番	中村清栄君
5番	福田晋拓君	6番	長倉浩二君
7番	下園和己君	8番	佐多申至君
9番	是枝みゆきさん	10番	重留健朗君
11番	福元悟君	12番	山口政夫君
13番	中村尉司君	14番	留盛浩一郎君
15番	黒田澄子さん	17番	坂口洋之君
18番	並松安文君	19番	池満渉君
20番	富迫克彦君		

欠席議員 1名

16番 下御領昭博君

事務局職員出席者

事務局長	濱崎慎一郎君	次長兼議事調査係長	諸正一久君
議事調査係	野崎元気君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	上秀人君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	瀬戸口亮君
市民福祉部長兼こども未来課長	馬場口美宗香さん	産業建設部長兼建設課長	田口悦次君
教育委員事務局長兼教育総務課長	東正和君	消防本部消防長	福田幸記君
東市来支所長	内山良弘君	日吉支所長	坂上誠君
吹上支所長	田代誠治君	総括兼選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	小園秀作君	企画課長補佐	徳重和幸君
地域づくり課長	神之門英樹君	税務課長	有馬純一君
商工観光課長	上村裕文君	市民生活課長	瀬戸口和彦君
福祉課長	宮前美紀さん	介護保険課長	奥田美穂さん
農林水産課長	成田郷君	農地整備課長	上勇人君
上下水道課長	神余徹君	学校教育課長	段原修司君

社会教育課長 入 佐 好 彦 君
農業委員会事務局長 有 島 春 己 君
消防本部次長兼警防課長 久保園 幸 一 君

監査委員事務局長 濱 崎 慎一郎 君
会計管理者兼会計課長 今 村 幸 代さん
消防本部総務課長 藏 菌 健一郎 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（富迫克彦君）

皆様にご報告申し上げます。下御領昭博議員、宇都敏健康保険課長、園田賢一企画課長から体調不良のため本会議を欠席する旨の連絡がありましたので報告いたします。

なお、4番議員の一般質問については、徳重和幸企画課長補佐が代理で出席いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（富迫克彦君）

日程第1、一般質問を行います。順番に質問を許可します。

まず、8番、佐多申至二議員の質問を許可します。

〔8番佐多申至君登壇〕

○8番（佐多申至君）

おはようございます。一般質問、最終日となりました。本日、一つ年を重ね、さらに自己の成長と市政の発展に努力をも重ねていければと考えています。

今回も子どもまんなか応援サポーターとして市民の声をしっかりと届けたいと思います。

35回目の一般質問、通告書に従ってゆっくりと質問してまいりますのでしっかりと市民に分かりやすく答弁いただきたいと思ます。

一つ、公共施設を活用した未就学児やその親子で遊べる屋内遊び場の設置について。

1、本市の公共施設において未就学児やその親子で遊べる屋内遊び場をして利用できる施設は何か所あるのか。

2、旧日吉デイサービス施設の屋内空間を未就学児や児童を対象に親子で遊べる場所に活用できないか伺う。

2項目、子ども誰でも通園制度についてです。

令和8年4月1日から子ども誰でも通園制度が本格化されるが、本市の取組状況を伺う。

3項目め、児童生徒の見守り活動と通学路の安全確保についてです。

1、本市において児童生徒の登下校時の見守り活動はどのような方々が行っているのか。

2、児童生徒の見守り活動における任命、登録や指導、助言はそれぞれどの部署で統括され、それぞれ誰が行っているのか。

3、スクールガードの役割として一般的に「児童生徒の通学路の安全確保」とありますが、具体的にはどのようなことか。

4、農村センター等の有効な利活用についてです。

1、農村センター条例で管理されている施設において機械設備のある部屋以外の空き部屋をフリースペースや地区公民館のように市民がもっと利用できるように検討できないか伺います。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

おはようございます。それでは、お答えをしてみります。

質問事項の1つ目、屋内遊び場の設置についてのその1、屋内遊び場として利用できる施設は何か所あるのかのご質問につき回答します。

地区ごとに地区公民館が26か所、福祉施設として健康づくり複合施設「ゆすいん」のふれあい健康センターと日吉ふれあいセンターの2か所、東市来・日吉・吹上地域の保健センター3か所、計31か所が利用できる施設です。

施設ごとに開館時間や休館日、予約状況などを踏まえた対応が必要となります。

また、委託施設となりますが、市内4か所の子育て支援センターにおいて未就学児が親子で遊べる屋内遊び場として活用されています。

す。

その2、旧日吉デイサービス施設の屋内空間を活用できないかのご質問につき回答します。

子どもたちが安全かつ豊かに成長できる環境づくりは重要と認識しており、屋内施設については喫緊の課題であると捉えています。

旧日吉デイサービスセンターを親子が安全で快適に過ごせる施設として利用するには、壁や床材の補修、子ども用トイレ、手洗い場の設置を含む大規模な改修が必要となります。

さらに駐車場の確保も必要なため、整備に当たっては多額の改修費用に加え、今後の維持管理費も伴ってまいります。

費用対効果、施策の優先順位、子育て世帯のニーズなどを含め、慎重に検討する必要があると考えています。

質問事項の2つ目、こども誰でも通安全制度についてのその1、本市の取組状況について回答します。

制度の本格実施に向けて保護者への給付認定の準備や事業所が事業を実施する際に必要な認可確認の基準の整備などを行っているところです。

質問事項の3点目につきましては、教育長より回答いたします。

質問事項の4点目、農村センター等の有効な利活用についてのその1、市民がもっと利用できるよとのご質問につき回答します。

行政財産でもあることから農産加工技術の習得及び農業後継者の育成のための研修の特定の目的のために設置されており、それ以外の利用については公有財産管理規則に定める一定の要件を満たす場合に限り許可されたものとなります。

施設内には、加工機械の設備等が設置されているという安全管理上の課題、また、食品を取り扱っているという衛生上の課題、管理者が常注していないなどの課題もあります。

今後利用実態や利用者の意見も頂きながら施設の在り方、条例等の法整備も含め検討してまいります。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問事項1の屋内遊び場として利用できる施設について教育委員会の立場で答弁をいたします。

その1の質問です。教育委員会所管では、東市来屋内レクリエーション施設こけけドームなどの体育施設で10施設、伊集院総合運動公園のチェスト小鶴ドーム等都市公園に3施設、計13施設において未就学児やその親子で遊べる場所として活用は可能と考えます。また、市内4つの図書館においては読み聞かせなど、親子で過ごせる環境としても活用いただけます。

続きまして、質問事項3の児童生徒の見守り活動と通学路の安全確保についてお答えをいたします。

その1、どのような方々が行っているのかという質問でございますけれども、児童生徒の登下校時の見守り活動はスクールガード、防犯ボランティアの方々及びPTAが行っています。

その2、それぞれどこの部署で統括されているかということですが、スクールガードリーダーは教育委員会が委嘱しています。

スクールガードは各学校が地域の方や保護者に依頼をしています。防犯ボランティアは自主的な取組で警察と連携して活動をしています。いずれも子どもたちの校内や通学路における安全確保を図る活動に取り組んでいただいています。

その3、通学路の安全確保の具体についてであります。

スクールガードの活動には、通学路等にお

けるパトロール活動や登下校時間帯の児童生徒の見守り、学校や地域で行う防犯教室や交通安全教室、地域安全マップづくりへの参加協力などがあります。

以上でございます。

○ 8 番（佐多申至君）

それでは、質問に従い、1問ずつ質問してまいります。

まず最初の答えにおきまして、「でき得る施設」と答弁ありましたが未就学児やその親子が遊べる屋内遊び場として利用できる施設は子育て支援センターと図書館以外は今のところ活用されていないと理解してよろしいでしょうか。

○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

今現在は活用はしていないところでございます。

以上です。

○ 8 番（佐多申至君）

それでは、挙げられた施設のうち、土曜日、日曜日に開館していて同じく未就学児やその親子が自由に憩える公共施設は何か所あるのでしょうか。伺います。

○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

土曜日に開館している各地域子育て支援センターでは親子で遊ぶことは可能でございます。

以上です。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

先ほど回答しました教育委員会所管施設13か所につきましては、原則、土日開館しており、申請すれば利用することは可能ですが、利用者も多く、予約で使えない場合もございます。

以上でございます。

○ 8 番（佐多申至君）

社会教育施設は、基本、予約が必要なもので、なかなか未就学児が予約をして使うとなるとなかなか厳しいところがありますが、おいおいまたこれについて質問してまいります。

先ほどあえて未就学児に限定して屋内遊び場を今提案しているところですが、「社会教育施設13か所が利用でき得る」と挙げられました。その社会教育施設名を明確に示してください。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

教育委員会所管では、東市来屋内レクリエーション施設こけけドーム、みなみの風総合運動公園、東市来総合運動公園ですが、その東市来ドーム、小正醸造日吉運動公園の体育館と研修棟、東市来修練館、B & G東市来海洋センター、フラゴラアリーナ日置、伊集院総合体育館になります。伊集院武道館、日吉武道館吹上勤労者体育センター、伊集院総合運動公園のチェスト小鶴ドーム、吹上浜公園の実総アリーナ体育館と吹上浜大福亀ドーム、屋内多目的広場になりますが、この13施設になります。

以上でございます。

○ 8 番（佐多申至君）

未就学児とその親子が集える、そして、利用でき得る施設としてはたくさんあるようです。

さて、多様に利用されている地区公民館や激しいスポーツ競技を中心に利用されている体育施設、いろいろ含めて31か所を述べて示していただきましたが、未就学児とその親子が遊べる屋内遊びとなるとなかなか限られた空間になります。今回、その施設の成り得る施設とでき得る施設ということで挙げられたのには、市長及び教育長、それぞれの何か考えがあると考えておりますが、具体的な計

画または思案がおありなのでしょうか。

○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

子育て世帯の屋内遊び場に関する保護者ニーズから、令和8年度に、未就学児とその親子へ体育館等を利用した室内遊び開放日を設けることを計画しているところでございます。施設の状況等を見ながら開催時期やその内容について検討しているところでございます。

以上です。

○8番（佐多申至君）

すばらしい答弁を頂きました。体育館施設を有効に利用していただけるということで、私も屋内遊び場を求める保護者のニーズに応じて体育館等の有効な利用については私もまずは賛成するところでございます。

答弁にあった体育館等とはほかにどのような施設が含まれているのか伺います。

○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

先ほど社会教育課長の答弁にもありましたように、各社会体育関係施設や各地区公民館、それから、各地域の保健センターなどで検討しているところでございます。

○8番（佐多申至君）

私は妙円寺団地のほうに住んでおりますが、そういったニーズはたくさんあります。

ただ、地区公民館、体育館は競技、もしくは大人のいろんな会議だったりするところがあります。なかなか平日思い切って利用することができないというご意見もありますので、ぜひ進めていただきたい。取り組んでいただきたいと考えます。

それでは、私の本題のほうに入っていくわけですが、体育施設の活用については賛成する上であえて質問してまいります。

先ほど旧日吉デイサービスについて提案いたしました。大広間を囲うように24畳の広い和室、広い厨房、トイレ、洗面、管理室、そして、高齢者に当然配慮された間取りになっております。子どもたちにとっても最善の空間ではないかと考えています。また、駐車場も元青松苑跡地も含めて広い駐車場も十分確保できるのではないかと考えているところです。

しかし、答弁にもありましたように空調などを含め、大規模な修繕が必要であることは察しております。

旧日吉デイサービス施設での遊べる場所として検討の余地は全くないでしょう。まずは伺います。

○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

先ほど市長の答弁にもありましたように整備に当たっての多額の改修費用に加え、今後の維持管理費も伴ってまいりますので費用対効果、施策の優先順位、子育て世帯のニーズ等を含め慎重に検討する必要があると考えております。

以上です。

○8番（佐多申至君）

答弁で多額な費用及び維持管理費、施策の優先順位、そして費用対効果と。理由に慎重に検討する答弁がありました。私がこの旧日吉デイサービスの施設を市長に提案しているのには思いが4つあります。

1つは、当施設が本市の中心に位置する日吉地域であるということです。

先ほど述べましたとおり、空間が既にできております。駐車場もおおむね確保できることです。

2つ目です。平日土日いつでも気軽に利用できる施設になり得ることです。

3つ目は、当施設が未就学時、また、その

親子が安心して安全に遊べるくつろげる空間、子育て支援拠点の1つとして機能すれば、さらに高齢者を含めた地域民も利用できる地域交流の場にもなり得ることです。利用者の認識と理解の下、地域活性化にもつながると考えております。

最後4つ目です。現在、日日novaにおいてその2階部分で平日土日のフリースペースや男女共同参画センターが設置されています。当然、市長もご存じのとおり。近隣の連携でイベントなども可能になることです。

先日、日日novaさんにお伺いしている話を聞きましたところ、フリースペースについて……。すいません。フリースペースについて状況をお聞きしたところ、平日の放課後は日吉学園の子どもたちが多いと。土日は親子連れも多くなるようで、未就学児とその親子が同じ空間でくつろぐには危険性など伴い、難しいとおっしゃっていました。先日行ったときも何組か親子でお父さんと子どもが来ていらっしゃいましたが、子どもは低学年だと走り回っていますのでなかなかそういった空間で未就学児、いわゆる小さい子ども、ゼロ歳から2歳、そういった小さい子どもたちは難しいかなと思っています。

「近くに未就学児等を受け入れる施設があれば、連携して新しい企画も生まれそうですね」ともおっしゃいました。

さて、私の提案理由を述べましたが、市長、前向きに検討できないか再度お伺いします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

雨天時の子どもの特に未就学の子どものさんを持つ親子で遊べる場所の確保というのはこれは非常に重要かつ優先度の高いテーマであります。それに当たって、先ほど担当部長、課長からも答弁がございましたが、まずは既存施設を有効に活用するという形での対応を令和8年度から始めたいというふうに考えて

おります。

一方で、これは施設の改修や整備も伴った運用については検討すべき事項が多岐にわたりますし、ほかの施策との優先順位のバランスもございますので、これはしっかり慎重な検討が必要であるというふうに認識をしています。

その検討の対象としては、これはもうあらゆる施設が検討対象とはなり得ますが、いずれにせよ既存の施設の改修に当たっては多額の改修費用が発生いたしますので、やりましようとするのができない状況にあるということをご理解を賜れば幸いです。

○8番（佐多申至君）

今現在、日吉地域の日日nova、そして、いろいろなカフェができております。皆様ご存じのとおり、日吉が今いろいろな文化行事、そして、こういった教育の場にいろいろなこういった提供をする場、駐車場の確保とかいろいろな面を考えているので私はすばらしい地域ではないかと考えているところです。

いろいろ先ほどおっしゃるように費用対効果、いろいろな大規模改修、既存の施設を改修するとなるとなかなか厳しいところはございますが、私のこの4つの提案を常に、常にとにかく、頭に入れていただき、ぜひ日吉日日novaに行かれたときには想定していただければ、私はすばらしいアイデアではないかと自信を持って言えるところです。

さて、次の質問に参ります。

こども誰でも通園制度についてです。先ほど令和8年4月1日からこの制度が始まるということで質問しましたが、現在、給付認定のための準備を進めているということでしたが、実家への帰省、旅行など、本市の在住の子どもが他の自治体で制度を利用して預けられることも想定されます。私の周りにもいろんな都市部から移住された方々がいますが、

自分の期間を見て帰られる方々もたくさんいます。子どもをおんぶして「実家に帰るんですよ」というふうに声をかけられるときもあります。

そういった子どもたちが利用する、ゼロ歳から2歳を考えているんですが、実際、その制度を利用されることを想定しますが、そのことで給付も発生してきます。その制度設計準備の進捗状況を教えてください。

○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

新年度当初からとどこおりなく給付ができるよう制度の詳細や具体的な認定システムの利用方法についての国の説明会に現在参加しているところでございます。

以上です。

○8番（佐多申至君）

このこども誰でも通園制度はゼロ歳から2歳までの利用については本当に保護者と今後もいろいろと、当然行政もしっかりと研鑽していただき、市民のための制度で活用ができればと願うところでございます。

現状も厳しいところですが、現状も把握した上で研究をしていただきたいと思います。

保育環境整備にはこれまでもスピーディーに進められてきたこと、また、現在の制度を優先し充実させることは大事であると承知しております。

さらにこども誰でも通園制度がゼロ歳から2歳児を対象とし、利用時間を上限10時間であることと、保育士等の人材不足がある中、その時間に求められる、そして、国が求める質の高い保育及び職員体制などについて事業者等の現状も鑑みた、本市の実情に合った持続可能な制度設計にしなければならないと私は考えています。

この認識と理解を図れるよう、事業者も含め、保護者への周知活動や情報発信も今後は

しっかりと必要だと考えていますが、どうでしょうか。

○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

制度周知につきましては、ホームページやSNSの活用を予定しております。

なお、本市においては本制度の実施施設の確保が課題であると考えております。

今回の議員からのご提案も踏まえ、対象となる子育て家庭の皆様には現状についてご理解いただけるよう、地域子育て支援センターへ出向き、説明及び意見を伺うなど対話を行うことを検討していきたいと思っております。

以上です。

○8番（佐多申至君）

対話が確実です。今後もマンパワーでスピーディーに進めていただきたいと思います。

次に3項目めの児童生徒の見守り活動と通学の安全確保について質問してまいります。

3つ質問いたしました。内容を確認という意味で答えていただきましたが、この3項目に対してそれぞれ答弁を頂いた上で相対的な質問になりますが質問してまいります。

学校とスクールガードとの意見交換会など、年間を通してどの程度行われているのか伺います。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えいたします。

朝や夕方など、見守りをしてくださっている際に日常的に校長がスクールガードの方々から意見を伺ったり、年度初めの交通安全教室や防犯教室などの行事の際に参加していただき、意見交換をしたりしております。

○8番（佐多申至君）

私は、毎朝、もう15年になりますが、子どもたちの交通安全立哨を続けております。自分がスクールガードとして立っているのか、妙円寺団地守り隊として立っているのか、た

まに自分で問いかけながら立っているんですけども、実際、自分が15年いろんなボランティアとか、こういったことを通して立って、いろいろと子どもたちの交通安全立哨に立っていても、自分の情報としてや地域の情報、自分が歩いた分の情報はしっかりと把握して声を届けますが、私が知り得ない情報、そういった情報が後々から入ってきたりすると、これはどこで情報を共有すればいいのかなと自分はいつも疑問に思うところがございます。

15年もたつて今さらという話になるんですが、今のところ、子どもたちに大きなけがもない、事故もない、そういったところがあるので今までぼーっとしていたのかもしれない。

今回、こういう質問をすることで、少し自分においても、また自分の周りにおけるボランティア活動をしている方々においても少し理解が深まるのではないかとということで質問しております。

スクールガードについて、学校側が委嘱する権限があるのであれば、学校とスクールガードとの共通理解を図ることは大事です。児童生徒の登下校の状況や通学路の安全確保など、学校単位で定期的に意見交換することが必要であると考えますが、どうでしょうか。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えいたします。

定期的に意見交換をすることはとても大切なことだと思っております。スクールゾーン委員会や通学路安全点検の機会などを通して意見交換をすることで共通理解を図ることができると思います。

以上です。

○8番（佐多申至君）

子どもたちがスクールガードの存在意識、そして、面識の機会などが重要と考えます。私は幸いに妙円寺小学校では毎年3月に感謝

集会があります。そのときに、私、守り隊の方々と、そして、ボランティア、私の周りの方々も一緒に連れて子どもたちと子どもたちの体育館に集まった子どもたちの前に立つと「あっ、あそこのおじちゃんだ」「このおじちゃんだ」だということでも声をかけてくれます。これが毎年行われていることで私は安心しているところですが。果たしてこういったことがほかの学校でも行われているのだろうかということを考えてこういう質問しているわけですが、実際、このスクールガードとの面識機会は……。

ごめんなさい。スクールガードとの面識機会などを設ける必要があると考えますが、現状を深めてどうでしょうか、伺います。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えいたします。

年度始めや始業式、全校長会などの機会にスクールガードの方々に学校へ来ていただきまして、子どもたちに紹介したり、感謝の会などで子どもたちがお礼を伝える機会を設けたりするなど、学校で工夫をして行っていくことが大切かと考えます。

以上です。

○8番（佐多申至君）

自分でやって自分でどうしてくださいますというのも恥ずかしいとか、なかなか自分の思いを伝えることが難しいところがございますが、自分でやって自分で感謝しろというのは当然そういうことの意味で言っているわけではございません。周りにたくさん頑張っているボランティアの方々がいるということ子どもたちにも意識してほしい、先生方にも意識してほしいという意味で質問しております。

この通学路について最後に質問いたします。

通学路について児童生徒の通学路に対する安全意識と安全確保について学校単位ではどのような取組を行っているのか伺います。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えいたします。

交通安全教室やPTAの立哨指導など、計画的に行う取組がありますが、ニュースや地域住民から得られました情報を基にした適宜の安全指導を学級、学年、全校、時には個人やグループなどに対して様々な場で日常的に行っております。

以上です。

○8番（佐多申至君）

今後とも安全に務めていただきたいと思います。

最後の質問の項目になります本市の農村センター等の有効活用についてです。

先ほど1問目の答弁を頂きましたが、まず、この質問に対して農産加工技術の習得及び農業後継者の育成のための研修の目的に設置されているということは、これは農村センターの条例でも分かります。そして、一定の要件を満たす限り許可されたもの、これも常識的に分かるところでございます。

私が、今回、この農村センターの空き部屋をフリースペースに地区公民館のように市民がもっと利用できないかということで、実際、地区公民館で利用されているところもあるので他のところも利用できないかという質問を投げかけているわけです。条例を設置することで利用できるのであれば、例えば、ユースライズ条例。ユースライズとは利用する、活用するという意味で、最近ではトランクルーム事業や不動産事業にも使われている言葉ですが、実際、こういった条例を設置して活用するということをお考えでしょうか。伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

農村センターは行政財産であるため、不動産事業など、幅広い利用はこれ以上難しいと思っております。他自治体の条例などでは本

来の設置目的を妨げない範囲、また、及びコミュニティ活動を図るものとする場合などで利用する事例がございます。

以上です。

○8番（佐多申至君）

今の答弁の中のコミュニティに活用できないかということについては私は提案しているわけです。

現在の農村センター等を仮に民間が活用する話や譲渡する話があった場合、その対応として事業を廃止する場合における補助金適正化法での返金等の処分、またはその制限時間を超えていない施設があるのか、伺います。

○農林水産課長（成田 郷君）

お答えいたします。

補助金適正化法での処分の制限期間を過ぎていない施設は10施設中8施設があります。以上です。

○8番（佐多申至君）

8施設と。先ほどありましたように、この農産加工技術習得及び農業後継者の育成のために目的に使われた施設がまだ私が言う補助金適正化法に制限が加わっているということです。今後、うまく活用していかなければならないと思いますが、実際、先ほどから言うコミュニティとしての空間を生かせないかということで、今回、提案しておりますので、今回、この農村センターについての最後の私の質問とさせていただきます。

今後、農村センター施設の在り方、条例等の法整備を検討するとの答弁でしたが、ぜひ地域のみならず、多くの市民が利用できる施設に早急に実現できるよう期待しているところです。そのためには法の整備は現状を踏まえても早々に取り組む必要があると考えますが、市長にお尋ねして私の最後の質問といたします。

○市長（永山由高君）

これは冒頭にもお答えをいたしましたけれ

ども、施設の利用状況や地域のニーズを含めた施設の在り方、これを設置目的を妨げない範囲で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

次に7番、下園和己議員の質問を許可します。

〔7番下園和己君登壇〕

○7番（下園和己君）

皆様、こんにちは。日置市12月議会的一般質問を最終日の2人目に行います。7番議員の下園和己でございます。

師走に入りやっとなんて寒くなってきました。日置市は今年10月25日無事に日置市市制施行20周年記念式典を終えました。これからはまた市民の皆様方と共に新しい歴史をいろいろと刻んでまいりましょう。

また、本日、傍聴席には昨日に引き続き吹上地域の各種婦人団体の皆様方が足を運んでくださいました。昨日は8人、本日はほとんど別のメンバーで7人来てくださいました。厚く御礼申し上げます。

そして、少し早いですが、来る2026年が素晴らしい年となりますよう祈念しながらこれから2項目を質問いたします。

さて、1項目めは戸籍証明や戸籍附票謄抄本、住民票謄抄本や印鑑証明、税務証明のコンビニ交付の必要性についてであります。

その1、日置市は各種証明書等を平成29年度からコンビニでも交付していますが、令和6年度においては、1万3,073件交付し、手数料収入は291万7,100円あるものの、コンビニ交付クラウドシステムサービス利用料に995万2,800円、証明書等自動交付サービス運営負担金に221万8,741円、コンビニ交付手数料に152万9,541円の合計1,370万1,082円の経費の支払いが生じ、約1,078万円以上も貴重な自主財源が使われております。こ

の現状をどのように捉えているか質問します。

その2、令和6年度において証明書等は市役所本庁と各支所の窓口でも4万5,695件交付しており、コンビニ交付は8年目でしたが、1万3,073件しかなく、交付率は僅か22%です。

この各種証明書等は郵便請求や代理人でも交付は可能です。コンビニ交付は便利な反面、経費が1,370万円以上も必要だということをおよそどの市民は知らないと考えますが、これを踏まえた今後の展望はどうでしょうか。

2項目めは、健康交流館ゆ〜ぷる吹上の所管替えと会計変更についてであります。

現在、ゆ〜ぷる吹上は商工観光課が所管し、特別会計です。一方、健康づくり複合施設「ゆすいん」は福祉課が所管し、一般会計です。皆様ご存じのとおり、両施設は類似した健康づくり施設です。

令和3年12月の一般質問の際は現時点では所管替えは予定していないとのことでした。しかし、吹上砂丘荘が民営譲渡されている現在、現状を改め、市民の一体的な健康増進を図る観点からゆ〜ぷる吹上も福祉課が所管し、一般会計とすべきと思いますが、どうでしょうか。

以上で私の1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、コンビニ交付についてのその1、コンビニ交付率の現状について回答いたします。

マイナンバーカードを活用した各種証明書等のコンビニ交付サービスは時間や場所にとらわれないなど、住民の利便性の向上につながるとともに窓口負担の軽減を目的に実施しています。利用率は年々上昇傾向にあり、今後、さらに高まるものと認識しています。

その2、今後の展望について回答します。

コンビニ交付は証明発行サーバーの保守運営費が固定費として大きいことから多くの方にご利用いただくほど1枚当たりの発行費用が低くなるというコスト構造になっています。さらに多くの市民の皆様にご利用いただくべく、広報活動に取り組んでまいります。

質問事項の2つ目、健康交流館ゆ〜ぷる吹上の所管替えと会計変更についてのその1、所管替え及び会計変更について回答いたします。

これまで砂丘荘とゆ〜ぷるについては、合併当初から商工観光課で一体的な管理体制を構築してまいりました。砂丘荘において民間事業者による事業再開という新たな展開が始まったため、今後も両施設が補完関係を構築しつつ、地域全体の価値を高めるためにゆ〜ぷるは現時点では商工観光課で所管することが望ましいと判断しています。

以上です。

○7番（下園和己君）

それでは、これから1回目の質問について内容を深めてまいります。

先ほどの答弁で「利用率が年々上昇傾向にあり、今後、さらに高まると認識している」と言いましたが、その根拠を述べてください。

私はコンビニ交付が平成29年度から始まり、8年経過した令和6年度でも1万3,073件の交付しかなく、交付率は2.2%にすぎません。手数料を窓口より100円割引していてもこの現状なので、今後も交付率はあまり伸びないと考えますが、どうでしょうか。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

直近の3年間におけるコンビニでの各証明書の交付率ですが、令和4年度が10%、令和5年度が18%、令和6年度が22%と、少しずつではありますが、上昇傾向にあります。

今後、さらに住民への周知を図り、交付率を高めていきたいと考えております。

以上です。

○7番（下園和己君）

別のコンビニ業務として、令和6年度に固定資産税や国保税、介護保険料、市営住宅使用料、保育料、上下水道料等10万141件をコンビニが取扱い、11億4,180万円以上を収納していますが、その経費はコンビニ収納基本料金19万8,000円と取扱手数料848万1,928円の合計867万9,928円しかかかっておりません。870万円もかからない経費で11億4,180万円以上も収納しているこの費用対効果は納得できますが、戸籍証本や印鑑証明等のコンビニ交付は一部の利用者にとっては確かに便利ですが、郵便請求や代理人事業でも交付できることから毎年のように自主財源を1,000万円以上使うことはもったいないと考えます。

以前、各地区公民館で取り組んだ各種証明の交付も数年でやめた経緯もあります。なるべく早く中止することが懸命と考えますが、どうでしょうか。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

コンビニ交付サービスの費用対効果を考えるときに住民の時間や移動、手間暇などといったコストの低減や窓口職員にかかる職員配置を含めた負担軽減なども考慮しますと社会全体のコスト削減の効果は非常に高いものと考えております。

引き続きあらゆる場面、機会を捉えましてコンビニ交付サービスの便利さやお得さを広くPRし、利用率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（下園和己君）

平成29年度からのコンビニ交付に当たり、国庫補助金をもらってシステムを構築したの

であれば、やめる時期として、その返納条件期限が過ぎたときにでもと考えますが、特別交付税を利用した3年度かけてのシステム確立とのことでいつでもやめることができます。かねて市民からの各種要望に応え切れず財政が決して豊かとは言えない日置市は他市の状況などはあまり気にせず、英断でコンビニ交付をやめるべきだと思いますが、どうでしょうか。

○市民生活課長（瀬戸口和彦君）

お答えいたします。

国は、安全で安心な利便性の高いデジタル社会の実現と公平で効率的な行政運営を目指し、あらゆる施策を推進している状況でございます。そのような中で、コンビニ交付の利用促進に関しましても市町村における持続的な運営に係る対応策としまして過度な財政負担に係る軽減策などの検討を進めているところでございます。

これは、全国の市町村における共通の課題であると認識しておりますので、国の制度、施策等の動向を十分に注視しながら、また他市町村とのバランスや状況等も考慮し、本市における推進の在り方を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○7番（下園和己君）

実は、私はこの一般質問通告書を出す前に吹上地域内4か所で30人近くの人からこの件につきまして意見を聞きました。その際、お1人は今はIT社会だからコンビニ交付は必要だと思う人がいました。また、数人は「どっちでもよい」でした。しかしながら、多数の方々は「経費、いわゆる自主財源が1,000万円もかかるのならもったいないからやめたほうがよい」という意見でした。

また、私は10日前にコンビニで住民票の交付のパネル操作を試してみました。機械の画面はタッチすれば画面が変わり、それを何回

も繰り返さねばなりませんでした。私はちょっと面倒だなと感じました。11月28日の市の答弁の中で「現在、市役所の夜間開庁も検討している」との発言もありました。戸籍や住民票など、コンビニ交付より機械操作が苦手な高齢者等は市役所の窓口での市職員からの手渡し交付のほうが安心し、多くの市民が窓口交付を望んでいると思います。

もし今後もコンビニ交付を続けるのなら自主財源を少しでも減らす手だてを真剣に見つけていただきたいと思います。

続いて、2項目めについてです。

先ほどの答弁でゆ〜ぶるは引き続き商工観光課が所管することが望ましいとのことでした。確かに吹上砂丘荘が民間業者による事業展開がなされている現在でもゆ〜ぶる吹上と補完関係を構築し、地域全体の価値を高めることは重要であります。

歴史を振り返ってみますと、ゆ〜ぶる吹上が完成した平成10年4月のオープン当初は吹上町地域振興管理公社が管理運営し、その後、町おこし課、商工観光係の所管となり、その時点で合併し、日置市誕生となった関係上、商工観光課が所管することになったと思われまます。

この合併時点でゆすいんは福祉課所管となっており、そのまま今の現状。つまりゆ〜ぶる吹上は商工観光課が所管し特別会計、ゆすいんは福祉課が所管し、一般会計の状態が続いていると考えます。

しかしながら、合併後20年と7か月が過ぎた現在、類似した健康づくり施設が市内南北に2か所あり、別々の課が所管することは市民の一体的な健康増進を図る上から望ましいことではないと考えます。

また、私ども議会においてもゆ〜ぶる吹上は総務企画常任委員会が、ゆすいんは文教厚生常任委員会が予算・決算の審議等を行っており、比較検討がしにくい状況なので、その

点からもゆ〜ふる吹上は福祉課が所管し、一般会計とすることがやはり望ましいと考えますが、どうでしょうか。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

類似した施設が、一方は商工観光課所管の特別会計、他方は福祉課所管の一般会計という異なる所管課及び会計区分となっている状況が議会審議において比較検討がしにくいというご意見はこれまで頂いたご意見として執行部としても十分に承知しているところです。

しかしながら、ゆ〜ふる吹上については現に特定の目的のために設けられた特別会計によって運営されており、その運営状況や利用料金収入を明確に管理した上で施設運営を行ってきたところです。これを直ちに一般会計に組み入れることはゆ〜ふるにおける営業収益を管理運営に直接充当する仕組みの独立性を損なうことにつながるおそれもあり、現時点では商工管理課で所管することが望ましいと判断しています。

以上です。

○7番（下園和己君）

先ほど申し上げましたが、日置市内に健康づくり拠点施設が南北に2つ存在し、市民の一体的な健康増進を図る観点から、総合的に判断するとやはりゆ〜ふる吹上は福祉課が所管し、一般会計とすることが理想と考えるが、どうでしょうか。

○商工観光課長（上村裕文君）

お答えします。

健康交流館「ゆ〜ふる吹上」は市民の健康増進と福祉の向上を図り、都市との交流を推進するために設置されています。ご指摘のとおり、市民の健康増進施設としての機能を持つ一方、都市との交流推進機能を併せ持ち、スポーツ・文化などの各種大会時の宿泊利用もあります。

砂丘荘において民間事業者による事業再開

という新たな展開が始まったため、両施設が補完関係を構築しつつ地域全体の価値を高めるためにゆ〜ふるは現時点では商工観光課で所管することが望ましいと判断しています。

以上です。

○7番（下園和己君）

合併直前、私が吹上町役場で福祉課高齢者係長だった当時を振り返ってみますと旧4町の事業やイベントは基本的に引き継ぐという前提の下、何日も何日も条例や要綱、規則等の擦合せが行われまして職員は精いっぱい状況で類似施設の所管など、検討する余裕がなかったような気がいたします。20周年記念式典を無事に終えた今こそ機会を設けて所管替え、または一般会計とすることを関係者の皆さんで議論、検討していただきたいものです。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（富迫克彦君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時15分とします。

午前11時03分休憩

午前11時14分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に4番、中村清栄議員の質問を許可します。

〔4番中村清栄君登壇〕

○4番（中村清栄君）

4番。日置市議会2期目も最年少議員となりました。私の基本理念であります「若い力を日置市へ」を基に若い世代の声を市政に届けられるよう12月議会の一般質問質問者として務めさせていただきます。新人のときの気持ちを忘れず、元気よく一般質問したいと思います。

それでは、通告に従い、質問いたします。

大きく3つの項目に分けて質問いたします。

まず1つ目、部活動の地域移行について3点質問いたします。

まず1点目、現在の地域移行についての考えと課題を伺います。2点目に今年度までが部活動の地域移行改革推進期間となりますが、2026年度からの改革実行期間についての本市の考えを伺います。3点目にこれまで学校が主体となってきた部活動の地域移行から地域の人材や団体が運営等を行っていく地域展開への考えと課題について伺います。

次に2つ目に本市の体育施設の整備状況について3点質問いたします。

まず1点目、各体育施設のAEDの設置管理の状況と救命講習会等の開催について本市の現状を伺います。

2点目に各体育施設の電波状態の現状把握をどのようにしているのか、また、公衆Wi-Fi設置、整備の検討をできないか伺います。

3点目に市内外の利用者、観客が利用できる伊集院総合体育館、フラゴラアリーナや吹上地域のサッカー場コトブキサッカーフィールドや陸上競技場等大規模な施設について、今後の整備、拡充の考えはないか伺います。

次に3つ目の子どもの室内遊び場について3点質問いたします。

本市の子どもの遊び場の現状についてどのように認識しているのか伺います。

2点目に地球温暖化が進み、夏場は特に外遊びが大変になってきている中、子育て支援計画策定時のアンケートでは「室内遊び場が欲しい」という意見が出ていますが、市としての見解を伺います。

最後に既存の建物を使い、子どもが安心して遊べる場所づくりの検討はできないか伺います。

以上、質問し、誠意ある答弁を期待いたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、部活動の地域移行については教育長より回答いたします。

質問事項の2つ目、本市の体育施設の整備状況についてのその1及びその2については教育長より回答いたします。

その3、大規模な施設の整備拡充の考えについて回答いたします。

公共施設については、日置市公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づき施設の更新、統廃合や長寿命化など、施設活用計画を策定しています。個別施設の整備拡充については施設の老朽化状況、利用頻度並びに将来的な需要見込みなどを総合的に勘案し、当該計画にのっとり施設の最適な在り方や必要な整備について検討を進めてまいります。

質問事項の3つ目、子どもの室内遊び場についてのその1、現状認識につき回答します。

市内各地域に子どもが自由に遊べる公園、申請することで使用できる運動場や体育施設などがありますが、ここ近年、猛暑による熱中症等の増加や子どもの安全確保への意識の高まりにより屋内遊び場へのニーズがより高まっていると捉えております。

一方で、子どもたちの遊びの内容も変化してきており、屋内でも体を動かす遊びよりゲームやYouTubeなどの視聴を好む傾向にある子どもが増えていると認識しています。

その2、夏場は特に外遊びが大変になってきているという意見について市としての見解をお答えをいたします。

温暖化の振興による外遊びの困難さ、そして、アンケートで示された室内遊び場へのニーズは多くの自治体が直面している重要な課題となっています。猛暑日や悪天候時にも子どもたちが安全に遊べる場所、特に乳幼児や未就学児の保護者からのニーズが高いと認

識しています。

その3、既存の建物を使い、子どもが安心安全に遊べる場所づくりの検討はできないかとのこと質問につき回答します。

既存施設を改修し、費用を抑えて屋内遊び場として利活用することは有効な手法であると考えていますが、大規模改修や運営経費などで財政面への大きな影響が見込まれますので慎重な検討が必要であると考えています。

なお、改修等に費用のかからない対応策として、体育施設等の一時的な遊び場としての開放について令和8年度の実証実験に向けて現在検討中であります。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、お答えをいたします。

まず、質問事項1の部活動の地域移行についてお答えいたします。

質問の1、現在の地域移行の考えと課題でございます。

専門的な指導ができる人材を確保するとともに教員の負荷を軽減する目的でスポーツ少年団型のモデル事業に取り組んでまいりました。この結果、当該種目においては継続的に専門的な指導が受けられる環境が整いましたが、同様の取組を他の種目に展開するには競技ごとの専門人材の確保という課題があります。

また、教員の負荷軽減という観点では、大会出場などにおいて教員の参加を求められることが多く、モデル事業における当初の目的は果たされていないため、これも課題の一つとして捉えています。

その2、2026年度からの改革実行期間についての考えについてお答えをします。

令和8年度、2026年度からは部活動指導員を段階的に配置することで休日において地域人材を活用した地域展開を進めてまいり

ます。その次の段階として地域人材を活用した休日の地域クラブ化を進めてまいります。

その3、地域展開への考えと課題についてお答えいたします。

地域展開の課題は指導者の確保です。今後、地域スポーツ協会文化協会の代表、スポーツ少年団や各種競技団体等の代表者などの様々な方々の意見を伺いながら確保に努めたいと考えております。

続きまして、質問事項2、体育施設の整備状況についてお答えをいたします。

その1、AEDの設置管理の状況と講習会の開催についてでございます。

社会体育施設などに13台設置しており、毎月初めにAEDの点検を行うとともに、毎年、施設管理者を対象とした救命講習会を実施しています。

その2、体育施設等の通信状況と公衆Wi-Fi設置整備の検討についてでございますけれども、施設の通信状態については把握はしていませんが、利用者から「通信状態が悪い」とのご意見を頂くことがあります。また、総合運動公園や体育館など5か所には市公衆無線LANを設置していますが、その他の体育施設の公衆Wi-Fiの設置については検討はしておりません。

以上でございます。

○4番（中村清栄君）

4番。市長、教育長に答弁いただきましたので続けて質問していきます。

部活動の地域移行に関しては、私が1期目のときから何度か質問していますが、最初の答弁でもありましたとおり、部活動の地域移行は教員の負担軽減、負荷軽減が目的でもあります。現在、各中学校の部活動が抱える課題は何かお伺いします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

地域ごとに生徒数や部活動の数など、傾向

が異なり、特に東市来地域や日吉、吹上地域においては部員数の減少や単独での存続が難しい点が課題として挙げられます。

また、専門的指導ができない場合や教職員の業務改善の観点から部活動顧問の確保という点で課題があります。

以上です。

○4番（中村清栄君）

各学校の単独での活動や専門的な指導者の確保は常に課題なのかなと私も思うところがあります。今年度はスポーツ少年団との連携型のみのモデル授業を行っておりますが、この1年半で成果としてはどのようなことが挙げられるのかお伺いいたします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

小学校と連携した練習を行うことで小中一貫の指導が可能になることや小中それぞれの指導者が連携して指導に当たることができることが挙げられます。また、スポーツ少年団の指導者などの地域の人材を活用してより専門的な指導を受けることができる点もあります。

以上でございます。

○4番（中村清栄君）

私も直接お話や指導するところを見ましたが、連携がそれこそ取れていてモデル授業としてとても参考になるモデルなのかなと思いました。

それでは、来年度から外部指導者の一部が部活動指導員となりますが、違いは何かお伺いいたします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えいたします。

本年度置かれております外部指導者につきましては、例えば、休日の大会があります際にその外部指導者のみで引率をすることは不可能となっております。来年度、今、外部指導者として力を貸して下さっている方が部

活動指導員となった場合には市の会計年度任用職員という形になりまして、顧問として休日の試合への引率も可能となってまいります。

以上でございます。

○4番（中村清栄君）

試合など、大会などで引率できるのはまさに顧問の先生、教職員の負担軽減につながる一歩なのかなと思います。

では、来年度、その部活動指導員に対しての謝金等の検討はどのようになっているのかお伺いいたします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えいたします。

来年度からは現在の外部指導者で承諾を得られる方について、順次、部活動指導員として任用し、一定の報酬を支払うことを検討しているところでございます。

以上です。

○4番（中村清栄君）

基本的に外部指導者の方々はボランティアで行っているので少額でも報酬をもらえるということで責任感を感じ、やりがいも感じてくるのではないかと思いますので期待しております。

それでは、次の質問に移ります。

改革実行期間について、先ほど答弁で「地域人材を活用した休日の地域クラブ化を考えている」ということで、3月議会で私が提案しました「平日は部活動・休日はクラブ活動」という仕組みについて今後期待しておりますが、そんな中、2023年度から今年度2025年度の地域移行改革推進期間で廃部になった部活はあるのか、また、新しくできた部活はあるのかお伺いします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えいたします。

廃部になりました部活動につきましては、2023年度、吹上中学校のサッカー部、休部となっている部活動につきましては吹上中

学校が、今年度、2025年度、剣道部、そして、日吉学園の野球部が2024年度・25年度と休部となっております。新規の部活動の設置についてはございません。

以上です。

○4番（中村清栄君）

それでは、現在の地域移行の協議に関してどのように行っているのかお伺いします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えいたします。

部活動地域移行検討委員会を年に2回開催し、モデル事業をはじめとする地域人材を活用した地域連携に向けて検討を重ねているところでございます。

以上です。

○4番（中村清栄君）

その委員会のメンバーの構成を教えてください。また、なぜそのメンバーなのか併せて理由も教えていただければと思います。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えいたします。

メンバーにつきましては、各中学校長、部活動顧問代表、外部指導者の代表、そして有識者計9人となっております。なぜこの9人かと申し上げますと、令和5年度からモデル事業がスタートしたことから地域移行モデル事業活動を調査研究し、部活動の段階的な地域移行を進める必要があったためでございます。

以上です。

○4番（中村清栄君）

モデル事業を通してぜひ効率的な部活動を推進していただきたいところです。

それでは、次の質問に移ります。

地域展開の課題として「指導者の確保」と答弁いただきました。日置市民、誰も体験したことがないスポーツ界、文化界全体の大改革のスタートとして、今まで部活動の地域移行といえは学校から地域へ移すイメージでし

たが、地域展開は地域全体で支え、広げるといった考え方だと思います。今後、スポーツ協会と連携をし、一つの競技に集中させるのではなくて、他種目に目を向かせるやり方、そういったやり方はできないのかお伺いします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えします。

令和8年度からは部活動指導員を段階的に配置することで休日において地域人材を活用した地域連携を進めてまいります。その次の段階として、地域人材を活用した休日の地域クラブ化を進めてまいります。これらを実施するには先ほどご説明いたしました人材の確保が一番の課題となります。

今後は、この課題を解決するために、議員ご指摘のとおり、部活動地域移行検討委員会において地域スポーツ協会、文化協会の代表、スポーツ少年団や各種競技団体等の代表者等の様々な方々の意見を伺いながら人材確保に努め、地域展開を地域全体で支えていきたいと考えております。そこでは、子どもたちがスポーツや文化に親しみ、楽しみながら継続できるという地域展開の狙いに沿った形の地域展開を目指していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○4番（中村清栄君）

日置市らしい地域展開を期待しておりますが、会津若松市では中学校休日部活動地域移行推進計画で会津若松モデルの会津っこスポーツ文化教室として、平日は学校での活動、休日は部活動週末合同練習会として各中学校の生徒が各練習会場に行き、合同で練習をしております。また、遠隔地におきましては、遠隔地地域移行練習会として地域のスポーツクラブや体育連盟、NPO法人などが連携をして各中学校に運営指導を行っている現状です。

この活動での生徒の参加状況は、令和6年

7月は98.7%で、顧問や生徒のアンケートでも80%以上や90%以上の肯定的な回答でありました。

この活動組織の概要としてご紹介しますと、運営団体は教育委員会ですが、実施主体はもちろん顧問の先生や外部指導者です。その仕組みとして、市のスポーツ協会地域のスポーツクラブ、先ほど言いましたNPO法人、地区の体育連盟、そして、顧問の先生、指導する人、そしてしたい人がみんな指導者登録をして、先ほど紹介しました部活動週末合同練習会、そして、遠隔地地域移行練習会に指導者が派遣されるシステムとなっております。

本市としても、実施主体をまとめ、情報発信も含めて市全体の部活動を運営できないか。

最後に、市長、教育長のお考えをお聞きして次の質問に移ります。

○教育長（奥 善一君）

部活動の地域展開を進める中で、子どもたちが本当にやりたい競技を、やりたい内容を実施できるような体制をつくっていくということが大きな目的としてあります。

反面、子どもたちの部活動離れというのも危惧される状況でございますので、全ての子どもたちが自分のやりたい内容について活動が進められるような体制というのも大きな目標としてはあるというふうに思っております。

今、ご紹介いただいたようなものも参考にしながら今後の地域展開について進めていきたいと思っております。

以上です。

○市長（永山由高君）

ただいま教育長が申し上げたとおりでございます。日置市子どもまんか宣言をいたしておりますので、子どもたちが求める形にしっかり寄り添った取組を市としても応援をしてみたいと考えております。

○4番（中村清栄君）

それでは、AEDの件で答弁いただきまし

たので再度質問いたします。

現在、AEDが置いてある体育施設はどこかお伺いします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

東市来屋内レクリエーション施設こけけドーム、みなみの風運動公園、東市来総合運動公園です。中村商会スタジアム、東市来総合運動公園の湯之元球場は、B&G東市来海洋センター、東市来修練館。伊集院総合運動公園のあいハウジング陸上競技場、YOSHIIKOUスタジアム、チェスト小鶴ドーム、小正醸造日吉運動公園の体育館、実総アリーナ、吹上公園体育館に1台ずつ、あと、フラゴラアリーナ日置、伊集院総合体育館に2台設置しております。

以上でございます。

○4番（中村清栄君）

それでは、設置していない施設はなぜ置いていないのか、また設置していない施設に関して緊急時はどのような処置をしてきたのか、併せてお伺いいたします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

利用者数の多い体育施設についてのみAEDを設置しています。また、現在まで緊急対応したケースがないため、処置結果については申し上げられませんが、AEDのない施設につきましてはAEDのある施設からの持ち運びにより対応しようと考えています。

以上でございます。

○4番（中村清栄君）

では、設置している体育施設で施設敷地内でAEDが一番遠い距離だとどのくらい離れているのかお伺いします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

体育施設の敷地、施設内で申しますとAEDのある実総アリーナ、吹上浜公園の体育館から吹上浜陸上競技場まで750メートル離

れている状況でございます。

以上でございます。

○4番（中村清栄君）

結構離れていると思いますが、何かあってからでは遅いというところで、緊急時は1分1秒を争います。ほかにも離れているところもあると思いますが、緊急時のために近くに設置していくことは重要だと考えます。そのためにAED自動体外式除細動器は適正広告表示のガイドラインが平成21年3月に制定してからAED広告表示の適正化が図られてきました。

平成29年9月には薬品等適正広告基準の改正が行われ、このような法規等の改正でAEDの日である令和元年7月1日にはAEDの日とされ、自動体外式除細動器の適正広告表示ガイドラインが改定いたしました。

そういったこともあってAEDを広告に使う事業者も増えてきております。その広告収入で設置費用を賄うような仕組みづくり、募集等はできないのかお伺いいたします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

今後、本市体育施設へのAEDの設置の際には、日置市有料広告掲載要項の下、自動体外式除細動器の適正広告表示ガイドラインも参考に指定管理者等とも協議してまいります。

以上でございます。

○4番（中村清栄君）

埼玉県の新座市役所ではAED併設のデジタルサイネージもあり、その広告収入でAEDの管理費等を賄っております。小鶴ドームや伊集院総合体育館、フラゴラアリーナなど、土日はもちろん、平日の昼から利用者の多い施設においてはこのAED併設のデジタルサイネージの検討もできないのかお伺いいたします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

AED付きのデジタルサイネージも考慮し、

指定管理者等も協議して今後のAED設置の際には協議してまいります。

以上でございます。

○4番（中村清栄君）

ぜひ前向きに検討していただきたいです。

また、体育施設の利用は男女関係なく利用しております。そんな中、AEDの使用は男女差があるとお聞きしますが、現在設置してあるAEDには女性へのプライバシーを守るために三角巾の配備をしているのかお伺いします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

本市体育施設に設置しているAEDには、三角巾は配備されていませんでした。

また、三角巾の配備につきましても今後のAEDの設置時には考慮したいと考えております。

以上でございます。

○4番（中村清栄君）

今後の設置もですが、できれば今あるAEDも考慮してもらえたら助かります。

次の質問に移ります。

電波状態の現状を把握についてですが、現在までで体育施設での電波状況において利用者からクレーム等はなかったのかお伺いします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

先ほどの教育長の答弁でもありましたが、施設利用者から「通信状態が悪い」とのご意見は頂いているところです。

以上でございます。

○4番（中村清栄君）

それでは、体育館や公民館など、避難所、避難場所に指定された防災拠点や被災場所として想定される公的拠点では避難所Wi-Fiの設置が進んでいると思いますが、避難所において災害状況をリアルタイムで届けるこ

とは的確な避難行動を促し、多くの市民を安心させることにつながります。

避難場所となっている体育施設のWi-Fiの整備はどうなっているのか、お伺いいたします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

伊集院武道館と実総アリーナ、吹上公園内の体育館が指定避難所、みなみの風総合運動公園、東市来総合運動公園が指定緊急避難所になっていますが、伊集院武道館にはWi-Fiは整備されておられません。

以上でございます。

○4番（中村清栄君）

では、避難場所となっていない体育施設でWi-Fi整備がある施設はどこか伺います。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

みなみの風総合運動公園、東市来総合運動公園の管理棟、伊集院総合運動公園のあいハウジング陸上競技場とチェスト小鶴ドーム、フラゴラアリーナ日置、伊集院総合体育館です。小正醸造日吉運動公園の体育館に整備しています。

以上でございます。

○4番（中村清栄君）

吹上のコトブキサッカーフィールドや陸上競技場では毎月約200人から500人以上集まるような大会があります。そのとき、毎回といっているほど電波が悪くなります。LINEやメールなど、何分かタイムラグがあり、天気予報や雨雲レーダーなど、ネットも読み込むのが遅いため最新の情報がすぐつかめません。

2024年4月には宮崎市でサッカー部員に落雷事故があり、4名が転倒、そのうち3名が意識を失った事故がありました。今年4月には奈良市でサッカー部員の落雷事故があり、そのときも数名意識を失った悲しい事

故がありました。顧問教員がスマホで雷の危険性を確認しようとした直後に落雷事故が起き、急な天候の変化で間に合わなかったとのことでした。

日本サッカー協会は、落雷事故防止のため、「黒い雲や雷光などの危険な兆候が見られれば部活を中止する」と基準を示しております。このことから危険性の高い事象と思われませんが、教育長の見解をお聞きいたします。

○教育長（奥善一君）

今、議員がおっしゃった県外の事故については大変痛ましい事故だったというふうに思います。何よりも人命を守ることが大切でございますので気象状況の把握を的確に判断することはとても重要だと思っております。これはそういうスポーツの大会等に限らず、日常の学校における子どもたちの体育学習、それから郊外での学習も含めて事前の天候の確認予測できる確認をしておくとともに、それから、今、議員もおっしゃったように黒い雲が近づく、それから、雷鳴がとどろくといったような状況ではすぐさま避難をするというような体制が大切だというふうに考えております。

以上です。

○4番（中村清栄君）

指宿市のフットボールパークでは今では電波が通るように工事が完了しておりますが、吹上のコトブキサッカーフィールドや陸上競技場と同様200人から時には1,000人以上集まる大会があります。その際、電波が届かず、LINEやメールなど、連絡をする際に10分ほどずれがあったそうです。また、天気予報、など、雷雲のレーダーなどの最新の情報が入らず困惑してしまう状況もありました。県内でも他自治体で整備している現状があります。また、鹿児島県サッカー協会、そして南薩地区サッカー協会の方からも「安全対策としてどうかしてほしい」という声

も聴いております。何かあってからでは遅い。喫緊の課題だと思います。ぜひ日置市全体の安全対策として電波の改善の整備ができないかお伺いいたします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

今後、電波改善の対策について通信事業者や関係機関等と協議してまいります。

以上でございます。

○4番（中村清栄君）

ぜひとも早急に改善を期待しております。

それでは、次の質問に移ります。整備拡充についてですが、再度質問いたします。

日置市には大きな体育館が3つもあり、そして、東市来ドーム、小鶴ドームなど、きれいな人工芝のドームもあります。総合管理計画に基づいて整備は行っていると思いますが、現在の体育施設の整備ですが、管理をしている指定管理者との協議等はどのようになっているのか、行っているのかお伺いいたします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

指定管理者との基本協定において修繕事項については協議しておりますが、施設の拡充、整備については協議していない状況です。

以上でございます。

○4番（中村清栄君）

それでは、体育施設の整備としてネット予約システムをととても重要と考えます。そんな中、指定管理者がもし変わった場合、ネット予約はどうなるのかお伺いいたします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

指定管理者が変わった場合でも引き続きネット予約は継続されますが、予約時の入力作業については変更になる予定です。

以上でございます。

○4番（中村清栄君）

また、整備の拡充についてなんです、フ

ラゴリアリーナ伊集院総合体育館ではフラッグラッドの試合でプロのチームも利用しています。また、吹上にあるコトブキサッカーフィールドは城西高校が今では半端ない人工芝サッカー場がありますが、その前までは使用しており、その他県内の強豪はもちろん、県外からも全国大会出場校が利用しております。小学生、中学生の試合などもあり、来年にはスペインのクラブチームがスクールキャンプを開催する予定など、幅広く活用されています。

そういった大規模な施設に関しては、少しずつでも整備の拡充が不可欠だと考えますが、もう一度お考えをお聞きいたします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

先ほどの市長の答弁と同様になりますが、スポーツ施設の整備拡充については、日置市公共施設等総合管理計画等に基づき、老朽化や利用頻度の程度や配置状況等を総合的に勘案しながら計画的に整備改修を行うとしております。

以上でございます。

○4番（中村清栄君）

日置市公共施設等総合管理計画に基づき計画的に整備改修を行うことは分かります。ですが、実際、吹上人工芝サッカー場コトブキサッカーフィールドに関しては、更衣室はあるものの狭く感じ、大会等の本部席もなく、倉庫の中を使用している現状であります。また、ネットの高さも低く、せつかくいいサッカー場も整備が足りないのではないかと思われかねないと思います。

県内の同等な規模のサッカー場と比べましても、ネットの高さやクラブハウス、会議室等を考えますともう少し整備してもいいのではないかと考えます。

週末は、大会等があれば関係者を合わせると500人以上を超えることがよくあります。

関係人口増の重要な拠点の一つとして、せめてクラブハウスや会議ができる部屋などの拡充ができないか、計画として加えられないか、市長、教育長のお気持ち、お考えをお伺いし、次の質問に移ります。

○教育長（奥 善一君）

施設利用者の利便性向上についていろいろな要望があるということは認識をしております。

先ほども申し上げましたけれども、日置市公共施設等総合管理計画に基づきまして、施設の計画的な保全と長寿命化に注力しながら、施設の安全性の確保と利便性の維持に努めてまいりたいと思います。

○4番（中村清栄君）

それでは、次の質問に移ります。

子どもの室内遊びについてです。市長より答弁いただきました。この室内での遊び場ですが、本日も昨日とで私を含めて3人の議員が質問しております。また、文教厚生常任委員会でも屋内遊び場について視察に行かれています。それだけこの日置市に必要なかと思っているところでもありますので再度質問してまいります。

以前、私が魅力ある子育て支援に向けての本市の考えを聞きしたところ、保護者ニーズに応える子育て支援を行っていききたいとの答弁でした。子育て世帯はどういった施設整備を望んでいるのか、再度お伺いいたします。

○市民福祉部長兼子ども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

令和6年度実施の日置市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査では、子育て世帯が「雨の日でも子どもと楽しく過ごせる場所が少ないと感じている」という結果があり、健康や気温に関係なく、親子が安心して過ごせる屋内遊び場を必要としていることが分かりました。

子育て世帯がどのような施設を望んでいるか、具体的な部分については今後機会を捉えて調査を行ってまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（中村清栄君）

それでは、引き続き質問してまいります。

それでは、以前、子どもたちの室内遊び場として活用していましたが、その後、日吉町に移転しました。その移転前と移転後の利用者の状況、数をお伺いいたします。

○企画課長補佐（徳重和幸君）

男女共同参画の利用者数につきましてお答えさせていただきます。

当センターにつきましては、旧日吉小学校跡地の日日novaへ、今年度の4月25日に移転しておりますので5月から10月までの6か月間の利用者数と前年度の同月による利用者数について申し上げます。

6年度の5月から10月までの利用者数は、大人が634名、子どもが538名となっております。合計で1,172名となっております。また、移転後の今年度の利用者数につきましては、大人が468名、子どもが439名の合計で907名となっております。

以上です。

○4番（中村清栄君）

差としては約260人くらいでしょうか。もっとあると思いましたが、日日novaの利用者なども活用されているのかなと推測しますが。

次の質問です。前回、私が「子育て世代が集う場として施設の設置もしくは増設の検討はできないか」の答弁で「喫緊の課題として待機児童対策としての受皿確保、保育人材確保、放課後児童クラブの拡充などに取り組むべきだ」とありましたが、その後、課題解決に対しての進捗はどのようになっていますか、お伺いいたします。

○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

今年度の取組状況ですが、待機児童対策のための受皿の確保といたしましては、令和7年度4月に1園、11月に1園、保育所を開設しました。

次に保育人材確保といたしましては、保育士養成校の学生等を対象とした就職フェアや園見学ツアー等を実施しました。

最後に放課後児童クラブの拡充といたしましては3支援単位を増やしております。

以上です。

○4番（中村清栄君）

取組状況を理解しました。それでは、さらに課題解決に向けてぜひとも検討していただきたい理由として、現在、市外の方で保育士の方や、昔、保育関係の仕事をしていた方で室内遊び場のある施設が日置市にあるのであれば日置市に住んで利用したい。そして、日置市で仕事もしたいという声も聴いております。課題解決はもちろんですが、全体を見ながら移住者が増え、日置市内の事業所の人材確保につながる要因となり得ると考えますが、そういったところの見解をお伺いいたします。

○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

議員ご提案の施設につきましては、子育て家庭にとって大変魅力的なものであると思いますが、利用対象者である未就学児の教育・

保育施設への入所率が大変増加している現状にあります。

このことから市が施設を整備することについては今後の教育・保育施設への入所率や人口動態を注視しながらも慎重に検討すべきものと考えております。

以上です。

○4番（中村清栄君）

次の質問に移ります。

日置市内の子どもの遊び場の現状についてですが、どのように認識しているのか再度伺います。

○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

日置市内各地域に公園や各種施設、民間の遊び場等があり、これまでたくさんの親子がそうした場で遊び等を楽しんでいると認識しています。

一方で近年の温暖化等の影響による猛暑、保護者の方の安全面に対する意識の高まりなどから室内遊びへのニーズが高まってきているものと認識しております。

以上です。

○4番（中村清栄君）

いちき串木野市は来年の夏に屋内遊戯場やカフェを備えた建物を新設する予定です。南薩摩市にも室内遊び場があり、先日、同僚議員が紹介しました令和6年4月から大型遊具が入っている始良市もオープンしております。

こういったように近隣の自治体には屋内遊び場がある中で把握というところをしているのでしょうか。また、日置市は遅れているのではないかと感じるおそれがありますが、どのように考えているのかお伺いします。

○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

県内外問わず他自治体の子どもの遊び場等

に関する情報は収集しているところでございます。また、県内の施設においては積極的に視察を行うなど、情報収集に努めています。

天候等に左右されず安全に遊べる場所については、未就学児の保護者からのニーズが高いことも認識しており、引き続き情報収集等を行い、本市でできることを模索していきたいと考えます。

先日の全員協議会で説明がありましたとおり、吹上地域の藤元小学校跡地を観光誘客につながる家族で楽しめる体験型交流施設として再生する目的とし、また校舎カフェも整備し、子どもから大人まで楽しめる拠点づくりを実施したいという企業が跡地利用で早速動き出したと伺っております。そういったことで期待をさらに高めているところでございます。

以上です。

○4番（中村清栄君）

今、答弁でもありました吹上地域にそういった施設ができるということは私も楽しみにしておりますし、今後、関係人口増にもつながるといっても期待しているところであります。

最初の答弁でもありましたとおり費用は確かにかかります。ゼロ予算でできるとは誰も思っていない中で既存の建物でも改修費はかかってしまいますが、新設するよりもコストを抑えることができることから、現在、伊集院のほうにも空きテナントが多数存在します。今後検討できないかお伺いし、また、子どもは宝です。その宝の声が集う場所をつくり、同じ子育て世代として市長の今後の展望をお聞きして私の一般質問を終わります。

○市民福祉部長兼こども未来課長（馬場口美宗香さん）

お答えいたします。

既存施設の利活用はコストも抑えられ、大変有益と認識しています。日置市内の施設の

空き状況についても把握に努めておりますが、立地利便性駐車場の問題に加え、乳幼児親子が安心安全かつ衛生的に整った施設として再利用するとなると多額の改修費用と維持管理費が必要となってきます。

令和8年度には、関係機関と連携し、体育館等の施設を子どもの遊び場として開放する計画も立てているところでございます。

以上です。

○市長（永山由高君）

雨天時の子ども、特に未就学児の皆さんが親御さんと遊べる場所については今回の議会においては3名の議員の方からご提案をいただいております。これはそれだけ多くの市民の方から期待する声があるということとして受け止めております。

また、今回の議会においては、18歳までの子ども医療費の無償化というご提案もいただいております。このこどもまんなか政策において取り組みたいと思うテーマはもちろんたくさんあるわけですが、その中でいかに優先順位を整理し、費用対効果を見極めながら取り組んでいくかという点においては、これは各種抱えている課題の整理をつながりながら検討してまいらなければならない必要がございます。

現時点で入所保留児童、いわゆる希望する保育園に入れられないということで入所を保留されている世帯も現にあるという状況においては、やはり優先順位としては子どもさんをはっきりと預けられる場所。併せてその先には放課後児童クラブ等の整備も含めしっかり優先順位を検討しながら取り組んでまいりたいと考えております。

担当部長が申し上げたとおり、来年度から体育施設等の開放という方法についても取組の検討を進めておりますので、現状できる範囲で取り組みながら中長期的な検討はしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（富迫克彦君）

次に1番、阿多聖弥議員の質問を許可します。

〔1番阿多聖弥君登壇〕

○1番（阿多聖弥君）

皆さん、こんにちは。2025年の最後の一般質問となりました市議会1期目の阿多聖弥でございます。2025年最後の一般質問という大役に緊張の汗が止まらないところがあります。

12月定例議会に臨むに当たり気合を入れる目的と極度の汗かきのため髪を短くカットしましたが、朝夕の冷たい風に地肌をさらされ、とても寒く、周囲からは「何か悪いことをして反省しているのか」と言われたりして、坊主にスーツがどのようなイメージを持たれているのかを肌で感じているところでありませう。

幸い風邪をひくこともなく元気にこの場に立てたことに安堵するとともに昼食も終え、眠たくなる時間帯ではありますが、日置市民、日置市に携わる全ての皆様に「住みやすい、訪れたいと思えるまちづくり」に尽力したいと考え、通告に基づき大枠2点について質問をさせていただきます。

まず1点目、公共施設の喫煙環境の在り方について質問します。

近年、世界の多くの地域で禁煙・分煙の地域が増えております。健康を維持することはとても大切であり、医療費の負担軽減は国や地方自治体において重要な課題の一つであります。

一方で、日本の法律の中で喫煙は合法であり、煙草は税収においても大きな部分となっているのも現状であります。

では、なぜ煙草に対する世論が厳しいのかを考えたとき、純粋に煙草の煙や臭いが嫌、がんなどの病気の問題といった方もいらっし

やいますが、ほかの意見として、喫煙者によるマナーやモラルの点も挙げられております。マナーやモラルを喫煙者に求め、非喫煙者に寄り添った受動喫煙を防止することを最重要とするとともに、愛煙家の皆様がマナーやモラルを遵守して互いに気持ちよく利用できる環境の構築が必要と考えます。

そこで、1つ目、現在、市内全ての公共施設に喫煙場所は設置されているか伺います。2つ目、今後の喫煙環境の在り方について市の考えを伺います。3つ目、施設管理者や公園利用者等から喫煙環境に対する苦情はないか伺います。4点目、吸う人・吸わない人の双方が安心して公共施設を利用できる環境づくりのために分煙環境整備を図るべきではないか伺います。

2点目、自転車の安全対策について質問します。

国は軽車両の利用に関する環境の変化に合わせ、2026年4月より交通反則通告制度をスタートする予定となっております。日々変化する社会環境に合わせた法律の改正といった事象は当然必要と考えます。

しかし、その情報の習得については様々な媒体がありますが、周知と認識について一抹の不安も感じているところでもあります。

そこで、市民への適切な周知と本市の状況についてお尋ねします。

1点目、2026年4月より自転車をはじめとする軽車両の交通違反に対し交通反則通告制度による取締りが始まりますが、その概要について伺います。

2点目、本市の標識や区画の明示性の状況について問題がないか伺います。

3点目、反則・罰則が強化される中で市民に対して周知をどのように取り組むのか伺います。

4点目、反則金については、16歳以上となっている中学3年生が卒業するまでに制度

変更について学ぶための授業等を開くべきではないか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項の1つ目、公共施設の喫煙環境の在り方についてのその1、市内全ての公共施設に喫煙場所は設置されているかとのこと質問につき回答します。

1、公共施設の喫煙場所については、本町各支所のほか、一部の施設において設置しています。

その2、今後の喫煙環境の在り方について市の考えを回答します。

喫煙環境について望まない受導喫煙が生じないよう、受導喫煙を防止するための措置を推進しています。

その3は教育長より回答いたします。

その4、分煙環境整備について回答します。

現在、多くの公共施設については、原則として敷地内禁煙とし、例外的に喫煙場所を設ける場合は適切な標識掲示などの必要な措置を講じています。分煙環境整備は施設利用者の利便性向上につながる一方で、新たな喫煙ブースの設置や既存施設の改修費用に加え、継続的な維持管理費が発生します。施設整備については財政状況等も踏まえた上で検討していきたいと考えています。

質問事項の2つ目、自転車の安全対策のその1、自転車をはじめとする軽車両の交通反則通告制度の概要について回答します。

自転車など、軽車両の違反行為に対する交通反則通告制度はいわゆる青切符制度であり、16歳以上の運転者が対象となります。その対象となる違反行為は携帯電話の使用・保持、信号無視、一時不停止など、現認可能で明白な定型的違反行為となっており、違反行為者へは交通反則告知書（青切符）と納付書が交

付され、3,000円から1万2,000円の反則金が科されることとなります。

その2、本市の標識や区画の明示性の状況について回答します。

道路標識については、公安委員会において設置等がなされますので問題等については特に把握はしておりません。自転車の通行に際しては、道路交通法上、原則として車道の左側を通行しなければならないこととなっていますが、市道においては車道幅員が狭いなど、道路構造上の課題により自転車が通行するための区画は明示していないところです。

ただし、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者が運転するとき、身体に障害がある方が運転するとき、また、交通量が多い場合や車道の幅員が狭い場合などは例外的に歩道を通行することが可能です。

その3、周知について回答します。

交通反則通告制度の導入は、自転車利用者の規範意識を向上させ、悲惨な交通事故を減らすための重要な一歩でありますので、広報誌やホームページなどで周知、啓発を図ってまいります。

その4については教育長より回答いたします。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、お答えいたします。

質問事項1の公共施設の喫煙環境の利用者等からの苦情についてでございます。

指定管理者等に確認したところ、喫煙場所の有無についての問合せはありますが、喫煙環境に対する苦情等は特に聞いておりません。

続きまして、質問事項2の自転車の安全対策について。子どもたちへの授業、学ぶための授業についてでございます。自転車の制度変更については10月に警察庁及び文部科学省から交通反則通告制度に関する通知があり

ましたので、全ての学校に周知するとともに管理職研修会において本制度の導入について、中学校3年生はもとより全児童生徒及び保護者に周知するよう指導をしております。

また、自転車等の安全対策については、これまでも全校朝会での学校長講話や各種PTAの会合等での紹介、交通安全教室や中学校の自転車通学生への安全点検などの場で各学校が周知や指導を行っているところです。

今後も引き続き児童生徒や保護者に対して機会を捉えた周知や指導を行うよう学校に指導をまいります。

以上でございます。

○1番（阿多聖弥君）

市長、教育長から1回目の答弁を頂きましたので、大枠1問目のほうから再質問に移らせていただきます。

まず、市役所本庁、各支所一部の施設について特定屋外喫煙場所、屋外喫煙所が設置されているとのことでしたが、多くの公共施設において敷地内禁煙になっている意図についてお尋ねします。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

健康増進法の趣旨にのっとり、望まない受動喫煙を防止し、市民の健康を守る観点から、原則、敷地内禁煙を実施しております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

こちら、健康増進法第6章25条で「国及び地方公共団体は望まない受動喫煙が生じないよう、知識の普及、意識の啓発、環境の整備措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない」とされています。

健康増進法では、望まない受動喫煙に対して配慮しなければならないとなっておりますが、一方で喫煙を例外的に、例外なく禁止するといった記載は見受けられません。健康増進法の中での施設の在り方について屋外で喫煙を

することはできないとなっているのかお伺いします。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

健康増進法では、施設全体が例外なく全面禁煙になっているわけではなく、施設の種別や設置された禁煙室の種類によりそれぞれ規制されています。望まない受動喫煙を防止するために多くの場所で喫煙が制限されていますが、適切な要件を満たした喫煙場所の設置は認められております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

では、ここで質問の内容を変えたいと思います。

望まない受動喫煙に関し確認をしたいのですが、受動喫煙の影響の範囲についてどの程度の距離とされているのかお伺いします。

○市民福祉部長兼子ども未来課長（馬場口美宗香さん）

範囲のことについて回答いたします。

煙の到達距離は、直径14メートルの円周内と広い範囲に及ぶと言われております。これはアメリカの大学で行われた屋外受動喫煙による大気汚染の測定に関する研究の結果として公表されているところでございます。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

鹿児島市をはじめとして薩摩川内市、始良市といった他自治体では運動公園等の大型施設に屋外喫煙所を設置することにより望まない受動喫煙の防止をしながら喫煙者への配慮を行う対応をしています。

本市において、「苦情は特に上がっていない」と答弁されましたが、苦情はないと思うか再度お聞きします。

○社会教育課長（入佐好彦君）

お答えいたします。

先ほどの教育長の答弁のとおり、指定管理

者及び施設管理人に確認しましたが、苦情等は上がっていない状況でございます。

以上でございます。

○1番（阿多聖弥君）

今回、このような質問をさせていただいた理由としましては、市民の方や日置市に来られた施設利用者の方から苦情や意見を頂いているからであります。県の内外から様々な方が訪れ、利用する大型の公共施設で休憩時間中に施設の外へ出るのに片道数分を要し、喫煙後に再度戻って施設をまた利用するというのはとても大変であるといった意見や、そもそも敷地内禁煙といったルールを把握しておらず喫煙しており、それを見られていた方から苦情として受けたもの等があります。

喫煙者の方へ「なぜご意見箱等で要望しないのか」とお伺いしたところ、「今の世の中の情勢で物申すだけの社会的立場がないからだ」と言われました。

現在、喫煙者の大多数は現状の喫煙に対して置かれている状況についてしっかりと認識されており、屋外喫煙場所を設置することでルールを守りながら気持ちよく利用することができるかと私は考えますが、当局の考えをお聞きします。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

屋外喫煙場所の設置については、健康増進法上の規制や財政状況を踏まえ、検討していきたいと考えております。また、敷地内禁煙の周知啓発を行い、受動喫煙のない安全な環境の維持に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

一昨年のデータになるんですけれども、令和5年度のたばこ税の総額は、国の。総額の方が2兆1,231億円あります。このほかに地方たばこ税のほうは1兆790億円に及

びます。非常に大きな財源の一つであると思いますが、令和5年度、6年度における日置市のたばこ税での税収が幾らになるのかお尋ねします。

○税務課長（有馬純一君）

お答えいたします。

本市における市たばこ税の税収額ですが、令和5年度が約2億7,100万円、令和6年度が約2億6,900万円でございます。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

たばこ1箱につき消費税を含めた税の負担割合というのは全体の61.7%、消費税を除いたたばこ税の負担割合というのは52.6%、そのうちの半分に当たる26.3%が地方税として都道府県と市町村に分配されております。そのうち市町村に納付される税金の割合は約22.58%になります。これは580円のたばこを買った場合、約131円の税収が日置市に入ることになります。先ほどの税収で計算したところ、日置市で年間約211万箱強の購入があったものと考えられます。

たばこ税は居住している自治体ではなく購入した店舗がある自治体に収められる税収であり、関係人口、交流人口を増やして発展を目指す本市においてこのようにたばこを吸える環境を整えることは重要であると考えますが、見解をお伺いいたします。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

たばこ税は貴重な一般財源の収入であると認識しております。ご提案のたばこが吸える環境を整備するためには、喫煙場所の設置費や維持管理費が発生することから財政状況等も踏まえた上で検討していきたいと考えております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

先ほど来から費用がかかるということがあ

りました。この屋外喫煙場所設置について1か所設置するのにどのような概要で設置をして、どのくらいの費用が必要だと計算されたのかお尋ねします。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

屋外喫煙場所の設置費については、令和3年度に本庁に設置しておりますけれども、この設置費については基礎工事を含めまして150万円程度の費用となっております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

運動公園や文化施設といった第2種施設では屋外で周囲に配慮した場所であれば壁や屋根等の設備は必要はありません。また、灰皿の設置についても可能であれば設置が望ましいと思いますが、携帯灰皿等の普及も進んでおりますので場所の設置と標識の掲示だけでもすみ分けは可能と考えられます。

健康増進法に基づき本市の公共施設を敷地内禁煙としていることは望まない受動喫煙を防止する上で一定の効果があり、評価すべき取組であると考えます。

一方で喫煙する利用者にとっては敷地内に一切喫煙場所がないことから駐車場に止めた車内や道路沿いまで出て喫煙をせざるを得ず、結果としてマナーやモラルといった観点でさらに肩身の狭い思いをされています。愛煙家で周囲に気配りのできる方々は施設を訪れたり、旅行をした際、まず喫煙場所を探します。今、議場におられる愛煙家の方々は恐らくそうだなというふうにならずいておられると思います。これは早く吸いたい気持ちもあるんですけども、きちんとマナーを守って周囲に配慮しなければならないとしつけられた結果であり、もはや習性となっています。

本市として受動喫煙防止と喫煙者双方への配慮を両立し、多様性の尊重の観点からも屋外喫煙場所の設置について場所だけでも検討

いただけないか、再度、市長に見解を伺って次の質問に進みたいと思います。

○財政管財課長（小園秀作君）

お答えいたします。

本市においては、健康増進法の趣旨である受動喫煙を防止し、市民の健康を守ることを最優先に考えており、行政庁舎や一部の公共施設においては必要な措置を講じた上で屋外喫煙場所を設置しているところでございます。

全ての公共施設において一律に喫煙場所を設けることは困難ですが、市民の皆様の健康を最優先としながら公共施設を利用される全ての皆様が気持ちよく施設を利用できる環境整備について研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

では、次に大枠2問目の再質問に移りたいと思います。

まず、今回、この交通違反通告制度の取締りが始まる要因についてどのような認識を持たれているかお尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

主な要因といたしましては、悪質で危険な違反や歩行者との事故が増加したことに伴いまして自転車を車両としての位置づけを明確にし、交通ルールを厳格に適用することで交通秩序の確率を図る必要があったというふうに考えております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

今、答弁にありますとおり、法的位置の明確性や交通秩序の確立にあると私も認識しているところであります。この法改正に先立ち、警察署のほうで基本的な考え方についてお尋ねしたところ、「交通事故につながる危険な運転行為などをした場合など、悪質、危険な

行為が取締りの対象になる」との見解でした。

本市の道路は路肩が狭い道路が多く、専用区分できるような広い道路がほとんどないのが現状であります。国の想定、認識している状態と本市の状況が異なることから市民への周知に際しては本市の状況を鑑み、状況に応じて歩道走行することができるなどを周知すべきだと考えますが、考えをお伺いします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

先ほど市長の答弁にもございましたように、原則としては車道の左側を通行することとなりますが、例外的に歩道も通行も許されているところですが、歩道を通行する際のルールについても併せて周知啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

この点につきましては、本来であれば、今までも違反行為であったものが今回青切符の対象になっただけなのですが、その項目は113項目にも及び、全てを把握することは到底難しく、中には本市では該当しない自転車専用道路とかそういう部分もあったりしますので、誤った認識で逆に危険に陥る可能性もありますので適切な対応を期待したいと思います。

現在、日置市において自転車を利用している市民に関しては、学生と外国人の割合が高いと思われています。外国人への対応については、今年、3月議会で同僚議員より一般質問がされており、「今年度の自転車講習会の実施に向けて協議検討をしていく」との答弁がありましたが、その後の進捗についてお伺いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（東 純一君）

お答えいたします。

外国人向けの自転車教室につきましては、交通安全協会と協議をするなど、実施に向けて準備を進めているところでございます。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

交通安全は道路を利用する全ての人の協力が必要不可欠となりますのでなるべく早期実施に向けた準備を進めていただけたらと思います。

次に令和2年から令和6年における全国の自転車乗車中の死傷者数の合計を年代別で見ると、15歳から19歳が最多で6万813人の方が事故等に遭われているということになっており、これは他の年代の2倍以上となっております。県内の今年度、令和7年度上半期のデータでも10代が44名と最多で、全体の約50%となっております。

今回の交通反則通告制度の取締り開始が今後の事故抑制の一助になるのではと期待しますが、文科省からの通知に対し、学校では周知は既に行われたのか、また、周知はどのような形で行われるのかお伺いいたします。

○学校教育課長（段原修司君）

お答えいたします。

先ほど教育長が答弁しましたとおり、文部科学省及び警察庁からの通知につきましては全ての学校に周知指導をするとともに管理職研修会で確認を行っております。このことを受けて中学校6校のうち既に全校朝会での講話による指導や制度変更に関するポスターを掲示し、注意喚起を促したという学校が2校ございます。

また、全ての学校が、今後、学年、学級PTAで保護者へ周知し、学期末に全校生徒に対して安全指導を行う予定であると把握しております。

以上です。

○1番（阿多聖弥君）

自転車学校まで通学する中高生について

は、学校のほうで対面で指導等もあって、ルールを守って運転している生徒がほとんどである一方、伊集院駅、東市来駅、湯之元駅まで自転車で通い、そこから J R で通学する生徒さんたちを朝夕見ることがあるんですけども、雨の日に傘を差して走行していたり、イヤホンを装着している姿をよく目にしており、実際に市民の方からも同様の話を聞いております。

制度が開始になり 16 歳の誕生日より反則金が発生するというところで、今まで以上にルールを守って自転車による事故の発生の可能性を減らすために、来年より該当者となる中学 3 年生に対しては特に卒業までに授業、もしくは特別授業等の実施についての考えを再度教育長にお伺いして一般質問を終わりたいと思います。

○教育長（奥 善一君）

反則金の対象になるという意味では、中学校 3 年生にとってはその自覚をしっかり持ってもらうということは大切だというふうに思いますし、反則金のあるないにかかわらず、これは自他の生命に関する大切なことでもありますから、学校ではやっぱり年間を通して機会を捉えて指導していくことと、あと、自転車というのは学校外で運転をします。休日も運転をしますので、地域の中でもそういう安全意識を高めるように見守り、あるいは声かけをするような、そういう空気、そういう意識を地域全体で高めていくことが大事かなというふうに思っております。

以上でございます。

△散 会

○議長（富迫克彦君）

以上で、本日の日程は終了しました。

12月19日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

第 5 号 (1 2 月 1 9 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 67号 日置市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定について
日程第 2	議案第 68号 日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について
日程第 3	議案第 69号 日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について
日程第 4	議案第 70号 日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について
日程第 5	議案第 71号 日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について
日程第 6	議案第 72号 日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定について
日程第 7	議案第 73号 日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定について
日程第 8	議案第 75号 日置市森林体験交流センター等条例の一部改正について
日程第 9	議案第 76号 日置市観光案内所条例の一部改正について
日程第 10	議案第 77号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 11	議案第 79号 日置市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
日程第 12	議案第 80号 令和7年度日置市一般会計補正予算（第8号）
日程第 13	議案第 81号 令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 14	議案第 82号 令和7年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 15	議案第 83号 令和7年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 16	議案第 84号 令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第 17	議案第 85号 令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第 18	議案第 86号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 19	議案第 87号 日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第 20	議案第 88号 令和7年度日置市一般会計補正予算（第9号）
日程第 21	議案第 89号 令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）
日程第 22	議案第 90号 令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）

日程第 2 3 発議第 3 号 日置市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定について

日程第 2 4 閉会中の継続審査の申し出について

日程第 2 5 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 2 6 行政視察結果報告について

日程第 2 7 議員派遣の件について

本会議（12月19日）（金曜）

出席議員 20名

1番	阿多聖弥君	2番	大川畑宏一君
3番	山口秀人君	4番	中村清栄君
5番	福田晋拓君	6番	長倉浩二君
7番	下園和己君	8番	佐多申至君
9番	是枝みゆきさん	10番	重留健朗君
11番	福元悟君	12番	山口政夫君
13番	中村尉司君	14番	留盛浩一郎君
15番	黒田澄子さん	16番	下御領昭博君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	池満渉君	20番	富迫克彦君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	濱崎慎一郎君	次長兼議事調査係長	諸正一久君
議事調査係	野崎元気君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	上秀人君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	瀬戸口亮君
市民福祉部長兼こども未来課長	馬場口美宗香さん	産業建設部長兼建設課長	田口悦次君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	東正和君	消防本部消防長	福田幸記君
東市来支所長	内山良弘君	日吉支所長	坂上誠君
吹上支所長	田代誠治君	総括監選挙管理委員会事務局長	東純一君
財政管財課長	小園秀作君	企画課長	園田賢一君
地域づくり課長	神之門英樹君	税務課長	有馬純一君
商工観光課長	上村裕文君	市民生活課長	瀬戸口和彦君
健康保険課長	宇都敏君	福祉課長	宮前美紀さん
介護保険課長	奥田美穂さん	農林水産課長	成田郷君
農地整備課長	上勇人君	上下水道課長	神余徹君
学校教育課長	段原修司君	社会教育課長	入佐好彦君

監査委員事務局長 濱 崎 慎一郎 君
会計管理者兼会計課長 今 村 幸 代さん
消防本部総務課長 藏 菌 健一郎 君

農業委員会事務局長 有 島 春 己 君
消防本部次長兼警防課長 久保園 幸 一 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（富迫克彦君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第67号日置市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定について

○議長（富迫克彦君）

日程第1、議案第67号日置市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定についてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長長倉浩二君登壇〕

○総務企画常任委員長（長倉浩二君）

おはようございます。ただいま議題となっております議案第67号日置市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定について、総務企画常任委員会における審議の経過と結果について報告します。

本案は、去る11月20日の本会議において本委員会に付託され、12月3日に委員全員出席の下、分科会を開催し、総務企画部長、企画課長補佐など、当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

本案は第2次日置市総合計画が令和7年度をもって終了することから、令和8年4月1日から令和16年3月31日までの8年間を計画期間とする第3次日置市総合計画の基本構想として策定するため、日置市議会の議決すべき事件を定める条例第1号日置市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止の規定に基づき提案されたものであります。

これから、本案についての審査の経過と結果をご報告いたします。

本計画は、日置市における総合的かつ計画

的な運営の基本となる計画であり、目指すべき将来像を市役所、市民、事業者が共有し、その実現に向けた取組の方向性を示すことで、各主体が行動するための指針となるものとして

位置づけについては、目指す将来像を、日置のありたい姿とし、その姿を実現するために、6つの市民の暮らしと取組の方向性で構成し、各分野の個別計画の最上位計画として位置づけられています。

なお、具体的な施策は、実効性や機動力を確保するため、各分野の個別計画で定めることとしています。

目指す未来となる日置のありたい姿は、「わたしから、はじまる。仲間とつながる。思いが、魅力が、活力が、めぐり広がるまち。」としており、6つの市民の暮らしは、1、日置の未来は「わたし」から始まる、2、多様な世代の学びから挑戦と応援が広がる、3、社会の変化と日置の未来に向き合う、4、一人一人の違いと個性を認めて他者と共生する、5、地域資源が生かされ、経済と魅力が循環する、6、豊かな自然環境と共生し、未来の世代につなげると定めてあります。

次に質疑の主なものを申し上げます。

委員より、第2次総合計画での結果は第3次総合計画においてどのように反映されているのかとの問いに、第2次総合計画のこれまでの実績、評価等をベースに20の問いを設けて、市民参加活動が行われた。その上で、第2次総合計画の考え方も継続しながら、取組の方向性を作成してきたので、第2次総合計画との継続性があると考えたとの答弁。

委員より、計画が冊子ということもあり、なかなか触れる機会がないが、これを市民に公開するための媒体はどのように考えているのかとの問いに、総合計画の冊子を全世帯に配る計画はないが、その代わり概要版を全世帯に配布する計画である。全体計画は市のホー

ムページに掲載するので、概要版に添付したQRコードから全体計画を見ていただくことを想定しているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、議案第67号日置市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（富迫克彦君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第67号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第67号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号日置市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第2 議案第68号日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について

△日程第3 議案第69号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について

○議長（富迫克彦君）

日程第2、議案第68号日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について及び日程第3、議案第69号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定についての2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長長倉浩二君登壇〕

○総務企画常任委員長（長倉浩二君）

ただいま一括議題となっております議案第68号日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について及び議案第69号日置市観光案内所に係る指定管理者の選定について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本案は、11月20日の本会議におきまして本委員会に付託され、12月3日に委員全員出席の下、委員会を開催し、総務企画部長、商工観光課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

初めに、議案第68号日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定についてをご報告いたします。

管理を行わせる公の施設の名称は、日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯であります。

指定管理者となる団体の名称は、株式会社モダン薩摩であり、指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とするものであります。

指定管理料の額は、各年度286万5,000円の合計1,432万5,000円

であります。

次に、質疑の主なものを申し上げますと、委員より指定管理者となる団体から出された事業計画でクレーム対応マニュアルを定めるとあるが、実際どのようなクレーム対応があったのか事業者から聞いているかとの問いに、美山陶遊館においては、利用者の満足度は非常に高いところである。このマニュアルに沿って対応しているが、特に大きいクレームなどはなかったと聞いているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第68号日置市森林体験交流センター美山陶遊館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定についてをご報告いたします。

管理を行わせる公の施設の名称は、日置市観光案内所であります。

指定管理者となる団体の名称は、Local is vivid（ローカルイズビビッド）であり、指定の期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とするものであります。

指定管理料の額は、各年度370万4,000円の合計1,111万2,000円であります。

次に、質疑の主なものを申し上げますと、委員より、指定管理者となる団体から提出された事業計画の中のその他特記事項等にある関連法人等、株式会社fab（ファブ）は、Local is vivid（ローカルイズビビッド）とどういう関係があるのかとの問いに、Local is vivid（ローカルイズビビッド）の代表である星原氏が伊集院駅北口かいわいでカフェやコイン

ランドリーなどを経営している。その会社名が株式会社fab（ファブ）となっているとの答弁。

また、委員より、Local is vivid（ローカルイズビビッド）が指定管理者として動いていくが、資金面等を含めて、後ろ盾になるような位置づけになるのかとの問いに、株式会社fab（ファブ）はレンタルスペースも運営しており、そのスペースでの共同イベントを開催するなどの話もあった。したがって、連携しながら事業を推進できる団体であると考えているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第69号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（富迫克彦君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第68号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第68号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号日置市森林体験交流センター美山陶遊

館及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第69号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第69号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第4 議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について

△日程第5 議案第71号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について

△日程第6 議案第72号日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定について

△日程第7 議案第73号日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定について

○議長（富迫克彦君）

日程第4、議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理

者の指定についてから、日程第7、議案第73号日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定についての4件を一括議題とします。

4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長坂口洋之君登壇〕

○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

ただいま議題となっております議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について、議案第71号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について、議案第72号日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定について及び議案第73号日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定についての4件につきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る11月20日の本会議において本委員会に付託され、12月3日に委員会を開催し、市民福祉部長、教育委員会事務局長及び担当課長など、当局の出席と説明を求め、その後、質疑、討論、採決を行いました。

指定管理者の選定に当たり、これまで3回の選定委員会を開催し、施設の状況や利用者の推移、収支状況、管理運営実績などを踏まえ、様々な観点から施設の今後の方向性、募集要項及び業務仕様書に定める事項について検討しております。

初めに、議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について、議案の内容を申し上げます。

管理を行わせる公の施設の名称は、日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」であります。

指定管理者候補の名称は、株式会社グッドフェローズダイニングであり、現在の指定管理者1団体のみ応募であり、指定管理を継続するものであります。管理を行わせる指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で、指定管理料の総額は1億6,356万円です。

事業概要及び事業計画の主なものとしまして、大浴場、レストラン、宿泊施設、トレーニング施設などを備えた3階建ての本館のほか、木工、竹工、陶芸を行う工芸棟及びふれあい健康センターの3つの施設になります。経営理念と基本方針として、運動、温泉、食を通じ市民にとってわくわく感を持ってもらえるような施設を目指しております。

市民サービス向上策や施設利用促進への対策では、ふれあいセンターでの屋内活動として、企業活動誘致、合宿での利用促進、食の可能性を広げるバーベキューの実施など、新たな業務提案がありました。

経営状況につきましては、指定管理者としての経験や実績も豊富であり、財務等分析報告においても優良であることから、指定管理者の受託に差し支えないものと思料されるとの説明がありました。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、今回1団体しか応募がなかったとのことだが、このことについて所管課としてどう捉えているのかとの問いに、本来なら複数の企業から応募いただき選定するのが望ましいと考えるが、施設の老朽化に伴う修繕や維持管理費などに相応の費用がかかっていることなどを踏まえ、最終的に1団体のみ応募であったとの答弁。

また、今回5年間の指定管理期間だが、今後のゆすいんの方向性や経営方針について何うとの問いに、ゆすいんの個別施設計画の活用方針で継続活用となっており、管理方針としては予防保全と位置づけられていることか

ら、今後も継続して活用していく方針であるが、ふれあい健康センターについては、大規模な修繕は行わないとなっている。

経営方針としては、都市公園の一部となっていることから、運動公園、小鶴ドームの利用者など、運動、温泉、食を通じて、広い視点で利用促進を図っていくことが望ましいと考えているとの答弁。

また、地元利用促進が示されているが、地元の従業員を何名雇用されているのかとの問いに、施設全体で8割から9割の方を地元雇用しているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。その後、討論に伏しましたが、討論はなく採決の結果、議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について、議案の内容を申し上げます。

管理を行わせる公の施設の名称は、日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターであります。

指定管理者候補の名称は、株式会社舞研であり、現在の指定管理者1団体のみ応募であり、指定管理を継続するものであります。

管理を行わせる指定の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間で、指定管理料の総額は1億5,732万円です。

事業概要及び事業計画の主なものとしまして、伊集院文化会館及び東市来文化交流センターの管理運営を行うものであり、平成18年から2つの施設の指定管理者でこれまでの経験があり、文化の発展に寄与してまいりました。

収支計画では、各施設のホームページ等を通じて、市内の幅広い層に施設の紹介、関連事業、イベントのPRを行い、自主事業の拡充を図りながら、年間利用者の増加を見込んでいることから、運営費が増加している状況であります。

管理運営費では、経費を削減するために最小限の人員で最大限の効果を生み出すことを掲げており、市の備品についても適切に管理されております。

また、決算資料についても財務の健全性、事業の継続性及び専門性の高さから、堅実な経営であることから、指定管理者の受託に差し支えないものと思料されると、財務等分析報告を受けているとの説明がありました。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、指定管理者の舞研は自主文化事業としてのイベントを行っているのかとの問いに、令和6年度の実績として、伊集院文化会館で8イベント、東市来文化交流センターで3イベントを開催しているとの答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明を了承し質疑を終了。その後討論に付しましたが、討論はなく議案第71号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定について、議案の内容を申し上げます。

管理を行わせる公の施設の名称は、日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設であり、合計で36施設となっております。

指定管理者候補の名称は、株式会社セイカスポーツセンターであり、3団体の応募の中から選定されております。

管理を行わせる指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で、指定管理料の総額は5億5,617万円

であります。

施設の概要として、まず体育施設では、日置市東市来屋内レクリエーション施設こけけドーム、日置市吹上人工芝サッカー場などの17施設、日置市都市公園運動施設では、東市来運動公園、伊集院総合運動公園、日置市吹上浜公園の3か所の運動施設、19施設となっております。

指定管理者候補となります株式会社セイカスポーツセンターは、昭和41年設立、従業員552名で、総合スポーツ関連業務を主に担っている企業であります。

事業計画の中で約20年にわたり、鹿児島県の体育施設の指定管理者として運営に携われており、これまでの豊富な経験と実績、創意工夫により老朽化した本市の施設の再生が期待されます。

また、まちのコイン、施設予約システム導入、市民サービスの向上につながる施設利用促進対策、既存職員の雇用を優先するなどの提案等がありました。財政面においても優良であり、財務等分析報告では、指定管理者の受託に差し支えないものと思料されるとの説明がありました。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員から、セイカスポーツセンターが選定された経緯について何うとの問いに、指定管理者候補者の選定基準及び視点に基づき10人の選定委員が採決した順位のうち、1位の数が最も多い団体で、総得点が原則7割以上の候補者を選定した結果であるとの答弁。

また、イベントや自主事業の企画において、よい提案があったのか、またその価値はどうだったのかとの問いに、応募のあった3団体からそれぞれ企画提案があった中で、この項目については、セイカスポーツセンターが一番高い評価であったとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。

討論の前に自由討議を行い、その中で委員から、今回、県内に本社のある事業者が指定管理者候補になったことについて、地域に密着した指定管理運営に努めていただきたいとの意見がありました。

その後、討論に付しましたが、討論はなく採決の結果、議案第72号日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定について議案の内容を申し上げます。

管理を行わせる公の施設の名称は、日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場であります。

現在の指定管理者1団体のみ応募であり、指定管理を継続するものであります。管理を行わせる期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で指定管理料の総額は1億5,266万円であります。

事業概要及び事業計画の主なものとしまして、昭和54年設立、従業員200人、スポーツ施設及び健康増進を目的とした業務を主に担っている企業であります。平成20年から本施設を運営し、水泳・運動教室のほか、自主事業やイベントなど、これまで数多くの実績を重ねており、利用者アンケートでは、おおむね利用しやすいとの回答を受けているとのことです。

また、売上げ、利益とも順調に推移し、資産の状況も健全であり、引き続き指定管理者の受託に差し支えない財務等分析報告を受けているとの説明がありました。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

委員より、市内の利用者、市外の利用者の状況はどうかとの問いに、令和6年度の利用者実績では7万5,800人、そのうち

市外からの利用者は3万1,092名であり、市外からの利用割合は約42%となっている。特にいちき串木野市からの利用者が多いとの答弁。

また、持続可能な施設を維持するためにも、温泉プールの泉源等は心配ないのかとの問いに、そのような声は特に聞いていないとの答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明を了承し質疑を終了。その後、討論に付しましたが討論はなく採決の結果、議案第73号日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（富迫克彦君）

これから、4件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第70号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第70号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第70号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第71号について討論を行

います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第71号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第71号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第72号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第72号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号日置市体育施設及び日置市都市公園運動施設に係る指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第73号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第73号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場に係る指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第8 議案第75号日置市森林体験交流センター等条例の一部改正について

△日程第9 議案第76号日置市観光案内所条例の一部改正について

○議長（富迫克彦君）

日程第8、議案第75号日置市森林体験交流センター等条例の一部改正について及び日程第9、議案第76号日置市観光案内所条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長長倉浩二君登壇〕

○総務企画常任委員長（長倉浩二君）

ただいま一括議題となっております議案第75号日置市森林体験交流センター等条例の一部改正について及び議案第76号日置市観光案内所条例の一部改正について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本案は、11月20日の本会議におきまして本委員会に付託され、12月3日に委員全員出席の下、委員会を開催。総務企画部長、商工観光課長など、当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

初めに、議案第75号日置市森林体験交流センター等条例の一部改正についてをご報告いたします。

今回の改正は、日置市森林体験交流セン

ター美山陶遊館の陶芸体験に係る使用料について、原材料価格の変動を迅速かつ適正に反映できる料金体系へ移行するため、これまでの「材料費及び指導料を含む」という表記を、「指導料を含む」という表記とし、体験に係る材料費は実費相当額を別途徴収するよう改めるものであります。

質疑を行いました但質疑はなく、当局の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、議案第75号日置市森林体験交流センター等条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号日置市観光案内所条例の一部改正についてをご報告いたします。

今回の改正は、観光案内所の会議室を事務室に変更するため、またパブリックビューア設備を廃止するため、使用料をそれぞれ削除するものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げますと、委員より、使用料として残ったアンテナショップの使用料は、どのようなものを対象にしているのかとの問いに、市をPRするような観光物産品に限っているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第76号日置市観光案内所条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（富迫克彦君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第75号について討論を行

います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第75号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第75号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第75号日置市森林体験交流センター等条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第76号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第76号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第76号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第76号日置市観光案内所条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第10 議案第77号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（富迫克彦君）

日程第10、議案第77号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長坂口洋之君登壇〕

○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

ただいま議題となっております議案第77号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、文教厚生委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本案は、去る11月20日の本会議におきまして本委員会に付託され、12月3日に委員会を開催し、市民福祉部長など当局の出席と説明を求め、その後、質疑、討論、採決を行いました。

本条例は、児童福祉法の改正により、虐待防止の強化、健康診査の省略、地域限定保育制度の一般制度化について規定されたことにより、日置市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、日置市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容を申し上げます。

まず、本条例第1条に規定する第25条、第2条に規定する第12条、第3条に規定する第12条の改正につきましては、虐待対応の強化に関する法改正に伴い、禁止されている虐待等にあたる行為について、引用している法の法則に生じた条項ずれ等に対応する条文整理を行うものであり、法改正により強化された虐待対応は、被措置児童虐待の対象に、

保育所等に入所している児童への虐待を追加するとともに、施設職員による虐待が行われた際に、施設に通報する通報義務を課すものであります。

次に、本条例第2条に規定する第17条の改正は、保育所等が乳幼児の健康診断を全部または一部を省略できる健康診断に母子保険法に基づく乳幼児健診を追加するものであります。

最後に、本条例第2条に規定する各条例文及び第3条に規定する第10条の改正は、地域限定保育士制度の創設に伴い、保育士の配置を必要とする基準において地域限定保育士のいずれかを配置することで、基準を満たすものであります。なお、地域限定保育士制度の登録を行った場合、通常の保育士でない者が、都道府県限定の保育士として業務を行うことを可能とする制度であります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

委員より、鹿児島県において、地域限定保育士制度の導入の予定はないとの説明であったが、全国的な取組状況を伺うとの問いに、もともと全国の特別区で実施していたもので、現時点で認識しているのは、大阪府、神奈川県、愛知県などであるとの答弁。

また、保育士と地域限定保育士の業務内容はどう違うのかとの問いに、業務内容は変わらない。資格取得において、本読み、ピアノ演奏、お絵描きのうち、2つの実技試験とし、それ以外は、現状の国家試験に近い形となっているため、保育士と同等の知識を必要とするとの答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明を了承し質疑を終了。その後、討論に付したところ討論はなく、議案第77号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整理等に関する内閣府令の施行に

伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（富迫克彦君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第77号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第77号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第77号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第77号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第11 議案第79号日置市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○議長（富迫克彦君）

日程第11、議案第79号日置市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長福元 悟君登壇〕

○産業建設常任委員長（福元 悟君）

ただいま議題となっております議案第79号日置市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は11月20日の本会議において当委員会に付託され、12月3日に委員全員出席の下、委員会を開催し、産業建設部長及び上下水道課長など、当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の改正は、上下水道課の企業職員の給与の種類に、特殊勤務手当を支給する項目を設けるもので、具体的な手当の種類は今後規程のほうで決めていく計画になりますが、漏水等による緊急時の時間外対応に対する緊急現場手当、消毒薬等を使用する際の有毒薬品等取扱手当が検討をされているとの説明がありました。

また、鹿児島県内19市の中で特殊勤務手当を支給できる条例上の整備がないのは、本市のみであると説明もありました。

なお、本条例の施行日は令和8年4月1日であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、他自治体の特殊勤務手当の内容はどの問いに、緊急現場手当、有毒薬品等取扱手当のほかに、工務手当や用地交渉手当等、様々な特殊勤務手当があるとの答弁がありました。

さらに、長時間の場合と短時間の場合でも、手当支給は同額かとの問いに、特殊勤務手当と合わせて時間外勤務手当が支給されるため、特殊勤務手当については同額となるとの答弁がありました。

また、出勤に対する手当ということであるが、待機者手当は設けないのかとの問いでありましたが、勤務に対する手当となるため、

自宅待機に対しては支給できないとの答弁。

現在、平日の時間外や土日祝祭日は、職員を5班に分けて班体制で当番を振り分けており、班長には専用電話を携帯させ、宿直などに電話があった際に漏水や施設の不具合の確認に出向いているとのことで、当番になった職員はいつ連絡があっても動ける状態でいなければならないという制約があるとの説明もありました。

このほか質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。その後自由討議を行い、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第79号日置市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（富迫克彦君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第79号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第79号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第79号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第79号日置市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時55分休憩

午前11時10分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第12 議案第80号令和7年度日置市一般会計補正予算（第8号）

△日程第13 議案第81号令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第14 議案第82号令和7年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第15 議案第83号令和7年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第16 議案第84号令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）

△日程第17 議案第85号令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（富迫克彦君）

日程第12、議案第80号令和7年度日置市一般会計補正予算（第8号）から、日程第17、議案第85号令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）までの6件を一括議題とします。

6件について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長下園和己君登壇〕

○予算審査特別委員長（下園和己君）

ただいま議題となっております議案第80号令和7年度日置市一般会計補正予算（第8号）から議案第85号令和7年度日置市下

水道事業会計補正予算（第2号）の6件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は去る11月20日の本会議にて予算審査特別委員会に付託され、12月3日にそれぞれ分科会を開催し当局の説明を求め、慎重に審査を行い、12月11日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い、審議いたしました。

初めに、議案第80号令和7年度日置市一般会計補正予算（第8号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億2,713万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を330億5,829万円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、地域経済循環創造事業費、保育所等給食支援事業費、土地区画整理事業費などの予算措置のほか、来年度の施設維持管理業務等で年度内に契約を行う必要があるものに係る債務負担行為の設定など、所要の予算を編成するものであります。

3分科会における質疑の主なものを申し上げます。

総務課所管では、文書費の郵便料35万4,000円の主な内容はとの問いに、主な要因として建設課の相続人調査に係る返信用封筒の切手、20周年記念式典の返信用封筒の切手、防災係の個別避難計画の避難行動要支援者調査に係る切手購入など、突発的な事業に対応をしたことにより、郵便料に不足が生じたため、増額補正したとの答弁。

財政管財課所管では、本庁舎西側入り口段差解消及び花壇撤去工事の内容はとの問いに、本庁舎においてハンディキャップ専用の駐車場スペースに一番近い第4会議室があるが、階段によって段差があるために、車椅子の方や高齢者の方が相談等に利用できない状況がある。また、指定ごみ袋の保管倉庫もあり階

段のため台車を使用することができず、納品業者から相談を受けているところで、段差解消で利便性向上を目指すため、スロープを設置するとの答弁。

企画課所管では、「はたらく街」モデル創出事業の新しい事業は、雇用何人以上とか、働き方改革とかの国の補助要件があるのかとの問いに、ローカル10,000プロジェクト補助金の支援対象の要件としては、①地域資源の活用があるか、②地域課題の解決につながるか、③地域金融機関等による融資があるか、④新規性があるか、⑤モデル性があるかである。この5つの要件について評価されることになっており、雇用的人数には明確な要件は設けられていないとの答弁。

地域づくり課所管では、委託料でネオ日置コンテスト追加業務が計上されているが、ネオ日置の取組は移住定住の中での事業である。ネオ日置に関する市民の関心度がまだ低い中で、何を目的にネオ日置をやろうとしているのかとの問いに、移住や関係人口の創出をどうやって市民の方に広めていくかが、今一番、我々も悩んでいるところではある。まず、ネオ日置プロジェクトは、関係人口を創出するのが目的なので、メタバースにある20の空間を市外の方々が見ることで、日置市はこんなまちなんだと感じていただいて、それが関係人口増につながればと考えているとの答弁。

商工観光課所管では、委託料でネットワーク環境整備観光協会分とあるが、市費で観光協会分を整備する理由は何かとの問いに、ネットワーク環境整備の経費は、これまでの本庁舎と同じ環境で業務を行うための整備費用となる。本庁舎との内線電話等を含めた電話環境とネットワーク環境の整備である。観光協会については、同じスペースで日置市の観光戦略を共同で推進していくパートナーとして、行政主導で依頼をし、進めていった側面がある。市においてネットワークの環境を整

備し、観光機能を充実していくための今回の補正であるとの答弁。

消防本部所管では、委員より、予算説明資料23ページ、時間外手当や特殊勤務手当が増えているが、消防職員の時間外の活動内容は何かとの問いに、災害件数の増加と市の研修会等の参加のために時間外手当が増えているとの答弁。

市民生活課所管では、マイナンバーカードの交付事務に関する補正が計上されているが、現在のマイナンバーカードの交付状況を伺うとの問いに、10月末時点での保有率は本市が85.7%、全国では79.9%、鹿児島県では83.8%であるとの答弁。

こども未来課所管では、休日保育事業費の保育士人件費単価見直しに伴う補正が計上されているが、詳細な理由を伺うとの問いに、もともと市の単独で実施しており、単価も5年間据置きになっていた。これまで事業所の運営費で補填しながら事業を行ってきたが、ここ数年の単価改定や休日に勤務しなければならぬ実情など現状を考慮し、今回単価の見直しを行うものであるとの答弁。

健康保険課所管では、産後ケア事業費の委託料について、利用者の増加に伴う補正であるとの説明であったが、詳細な説明を伺うとの問いに、産後ケアは宿泊型、日帰り型、訪問型があり、5回まで負担金が無料となる県の事業を活用したところ、宿泊型の利用者が約2倍に増えたことによるものであるとの答弁。

介護保険課所管では、介護予防サービス事業費の委託料について、ケアプランの作成利用者数の増加見込みに伴う補正とあるが、現在委託している事業所数を伺うとの問いに、市内13か所の事業所に委託しているとの答弁。

また、今回の増額分に対する事業所数はどのくらいかとの問いに、新規の申請を委託し

ている事業所に依頼する形なので、今後の申請数によって依頼件数も変わることから、最大で13か所となるとの答弁。

教育総務課・学校教育課所管では、旅費の減額について、弟子屈町姉妹都市交流事業の募集人員に達しなかったのが減額となったのかとの問いに、予定人員は13名で実績も13名であった。減額理由としては、この交流事業の旅費と学校教育課指導主事の赴任旅費の確定に伴う減額であるとの答弁。

社会教育課所管では、図書館費の共済費について、中央図書館長の変更に伴う補正とあるが、年齢層が変わったのかとの問いに、前館長は70歳代であったが、現在の館長は60歳代であることから、厚生年金保険料等が発生することになったとの答弁。

農業委員会所管では、会計年度任用職員の費用弁償について、6月からの雇用となったと説明があったが、その要因はどの問いに、4月から雇用予定の任用職員が都合により、6月から雇用となったためとの答弁。

農林水産課所管では、有害鳥獣捕獲事業費で農業団体への電気柵補助事業の新設があるが、1団体10万円を補助してどの程度の面積が賄えるのかとの問いに、電気柵の線を2本とバッテリーを設置した場合、200メートルでおおむね2万7,000円から3万円程度となる。この単価で計算すると約70アールが賄える計算となるとの答弁。

建設課所管では、公営住宅管理費で紙屋敷住宅エレベーターの修繕があるが、修繕内容とは何か。また、点検時期と頻度はどの問いに、ベルトとモーターの修繕となる。毎月20日から25日の間で点検を実施しており、翌月初めに報告を受けているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。

分科会の報告が終了し、特別委員会にて質疑を行ったところ、委員より、農業団体への

電気柵補助事業の新設に伴う補正について、吹上地域を選択した経緯と、今後、地域を広げていくような説明はあったのかとの問いに、吹上地域にとどまらず、日吉地域を含めた南部地域を主に対象と考えている。

鳥獣被害が広がっている中、3月には早期水稻の作付が始まることから、早急な対応が必要である。地域拡大については、財源等を含め今後協議していきたいとの回答であったとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、分科会長の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく採決の結果、議案第80号令和7年度日置市一般会計補正予算（第8号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、農林水産課が新設する電気柵補助事業について、早期水稻の生産に取り組んでいる団体を対象に予算計上されているが、有害鳥獣による被害は、普通期水稻や他農産物にも被害報告があるため、このような現状を踏まえた事業の構築を図り、令和8年度予算で措置できるよう検討いただきたいとの附帯意見を付しておきます。

次に、議案第81号令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ246万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億4,535万8,000円とし、管理運営業務で年度内に契約を行う必要があるものに係る債務負担行為を設定するものであります。

歳入の主なものは、普通預金利率増に伴う国保給付準備基金利子の増額などの増額で、歳出の主なものは前年度精算に伴う県支出金精算返納金の増額などになります。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し質疑を終了。特

別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第81号令和7年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号令和7年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,459万4,000円とし、管理運営業務で年度内に契約を行う必要があるものに係る債務負担行為を設定するものであります。

歳入の主なものは一般会計繰入金増額で、歳出の主なものは温泉設備修繕等に伴う管理事業費の増額になります。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し質疑を終了。特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第82号令和7年度日置市交流館事業特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号令和7年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ49万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億249万7,000円とし、管理運営業務で年度内に契約を行う必要があるものに係る債務負担行為を設定するものであります。

歳入の主なものは介護給付費準備基金利子の増額で、歳出の主なものは給付見込みに伴う高額介護サービス費の負担金の増額などになります。

質疑の主なものを申し上げます。

委員より、保険給付費の各事業費の財源内

訳が全て一般財源の補正となっているが、その理由を伺うとの問いに、執行見込みの増額を各介護サービス費間での組み替えにより補正するものであり、歳入の増額を伴わないためこのような表記になる。なお実際の財源内訳は国、県負担金等となるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第83号令和7年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、収益的収入及び支出について、収入は総額に2,708万8,000円を追加し、総額を10億4,044万8,000円に、支出は総額に2,151万5,000円を追加し、総額を10億746万3,000円とするもので、配水管破損等修繕費の増額です。

資本的収入及び支出については、収入は総額に4,495万円を追加し、総額を1億9,915万円に、支出は総額に5,000万円を追加し、総額を7億6,611万円とするもので、水道水源自動監視施設等整備に伴う工事請負費の増額になります。

また、来年度の水道施設維持管理業務等で年度内に契約を行う必要があるものに係る債務負担行為を設定するものであります。

質疑の主なものを申し上げます。

委員より、漏水が4月、5月、6月に集中しているが、どこの地域で多いのか、またこの時期が多い理由はとの問いに、地域としては、伊集院地域と東市来地域が多くなっている。また、時期に関しては、気温が高くなると使用する量が増え、老朽化した管の圧力が

変動し、損傷して漏水が増えると考えるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第84号令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第85号令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出については、既定の予算のとおりとし、来年度の下水道施設維持管理業務等で年度内に契約を行う必要があるものに係る債務負担行為を設定するものであります。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく当局の説明で了承し質疑を終了。特別委員会にて報告を行った後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第85号令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（富迫克彦君）

これから、6件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第80号から議案第85号までの6件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから議案第80号から議案第85号までの6件を採決します。この採決は、議案等採決区分表の採決順位により行います。それでは、採決順位第1の議案第80号から議案第85号までの6件を採決します。

お諮りします。6件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、採決順位第1の議案第80号令和7年度日置市一般会計補正予算（第8号）から議案第85号令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第2号）までの6件の議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第18 議案第86号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について

△日程第19 議案第87号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

○議長（富迫克彦君）

日程第18、議案第86号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について及び日程第19、議案第87号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第86号は、日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

人事院勧告の内容に準拠して、一般職の職

員の給与を改定するため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第87号は、日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。

一般職の市職員の給与改定を勘案し、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（瀬戸口亮君）

それでは、議案第86号日置市職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告の内容に準拠して、一般職の職員の給料月額及び宿日直手当の額を増額し、期末手当及び勤勉手当の支給割合を引上げ並びに新たな通勤手当を設けるものでございます。

なお、今回の人事院勧告の内容としましては、官民格差を考慮し、給料月額を平均3.3%引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当を合計で0.05月分引き上げるものでございます。

それでは、別紙をご覧ください。

まず、第1条による改正につきまして、第20条は宿日直手当に関する規定で、支給額を4,400円から4,700円に引き上げるものでございます。

次に、第23条は期末手当に関する規定で、第2項は職員及び管理職員の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の2.5引上げ、第3項は再任用職員及び再任用管理職員の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の2.5引

き上げるものでございます。

次に、第26条は勤勉手当に関する規定で、第2項第1号は、職員及び管理職員の勤勉手当の支給割合を、それぞれ100分の2.5引上げ、第2号は、再任用職員及び再任用管理職員の勤勉手当の支給割合を、それぞれ100分の2.5引き上げるものでございます。

そして、別表第1は給料表の改正です。

先ほど申し上げた人事院勧告の内容に準じ、給料月額を8,300円から1万2,400円の範囲内で引き上げるものでございます。

続きまして、第2条による改正につきまして、第13条は通勤手当に関する規定で、第3項に自動車で通勤する職員のうち駐車場を利用し、その利用料金を負担している職員に対し、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場の利用に対する通勤手当を支給することを追加するものでございます。

次に、第23条及び26条の改正は、先ほど第1条による改正に伴い、6月期と12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合にそれぞれ差が出ていることから、令和8年度以降は6月期と12月期の支給割合をそれぞれ均等にするものでございます。

附則第1項は、この条例は公布の日から施行しますが、第2条の規定及び附則第5項の規定は、令和8年4月1日から施行することとするものでございます。

附則第2項は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定を、令和7年4月1日に遡及して適用するものでございます。

附則第3項は、第1条の規定による改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすものでございます。

附則第4項及び第5項は、第1条及び第2条による職員給与条例の改正に伴い、日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関

する条例の条文整理を行うものでございます。

なお、今回の改正による補正額は、全体で9,028万1,000円でございます。

次に、議案第87号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、一般職の市職員の給与改定を勘案し、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げるものでございます。

それでは、別紙をご覧ください。

改正する条例は、第1条及び第2条は、市長等の給与等の条例の一部改正、第3条及び第4条は市議会議員の議員報酬等の条例の一部改正です。

なお、第1条及び第3条につきましては、令和7年度の支給割合の改正、第2条、第4条につきましては、令和8年度以降の支給割合の改正です。

第1条は市長、副市長及び教育長の、第3条は市議会議員の12月期の期末手当の支給割合を100分の5引き上げるものでございます。

また、第2条及び第4条につきましては、第1条及び第3条による改正に伴い、6月期と12月期の期末手当の支給割合にそれぞれ差が出ていることから、令和8年度以降は、6月期と12月期の支給割合をそれぞれ均等にするものでございます。

附則第1項は、この条例は公布の日から施行することとしますが、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、第1条及び第3条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定を令和7年12月1日に遡及して適用するものでございます。

附則第3項及び第4項は、それぞれの条例

に係る改正前の規定に基づき支払われた期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなすものでございます。

この改正による補正額は全体で12万5,000円でございます。

以上で説明を終わります。以上、2件ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから2件について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第86号及び議案第87号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第86号及び議案第87号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第86号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第86号日置市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第87号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

討論なしと認めます。

これから、議案第87号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第87号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第20 議案第88号令和7年度日置市一般会計補正予算（第9号）

△日程第21 議案第89号令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）

△日程第22 議案第90号令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（富迫克彦君）

日程第20、議案第88号令和7年度日置市一般会計補正予算（第9号）から、日程第22、議案第90号令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）までの3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第88号は、令和7年度日置市一般会計補正予算（第9号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,570万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を331億8,399万7,000円とするものであります。

今回の補正予算は、災害復旧費の増額や人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額等を

増額するとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げることに伴う予算措置並びに、失礼しました、引き上げることに伴う予算措置並びに一般職の市職員の給与改定を勘案し、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を引き上げることに伴う予算措置について、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入では国庫支出金につきまして、現年補助林道災害復旧事業費国庫補助金の増額により、2,000万円を増額計上いたしました。

繰入金につきまして、歳入歳出予算の調整に伴う財政調整基金繰入金の増額により、8,770万7,000円を増額計上いたしました。

市債につきまして、現年補助林業用施設災害復旧事業債の増額により、1,800万円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、議会費など、目的別に人事院勧告の内容に準じた人件費を増額計上いたしました。

災害復旧費につきまして、現年補助林道災害復旧費などの増額により4,002万5,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第89号は令和7年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

まず、収益的収入及び支出につきまして、収入は既定の予算のとおりとし、総額を10億4,044万8,000円、支出は総額に252万2,000円を追加し、総額を10億998万5,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出につきまして、収入は既定の予算のとおりとし、総額を1億9,915万円、支出は総額に121万7,000円を追加し、総額を7億6,732万7,000円とするものであります。

これらの予算措置は、人事院勧告の内容に

準じて人件費を増額計上するものであります。

次に、議案第90号は令和7年度日置市下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

まず、収益的収入及び支出につきまして、収入は既定の予算のとおりとし、総額を8億3,125万1,000円、支出は総額に72万2,000円を追加し、総額を6億7,828万3,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出につきまして、収入は既定の予算のとおりとし、総額を2億2,650万円、支出は総額に19万3,000円を追加し、総額を4億4,708万8,000円とするものであります。

これらの予算措置は、人事院勧告の内容に準じて人件費を増額計上するものであります。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（富迫克彦君）

これから3件について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第88号から議案第90号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第88号から議案第90号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第88号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議案第88号令和7年度日置市一般会計補正予算(第9号)は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第89号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(富迫克彦君)

討論なしと認めます。

これから、議案第89号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(富迫克彦君)

異議なしと認めます。したがって、議案第89号令和7年度日置市水道事業会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第90号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(富迫克彦君)

討論なしと認めます。

これから、議案第90号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(富迫克彦君)

異議なしと認めます。したがって、議案第90号令和7年度日置市下水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

△日程第23 発議第3号日置市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定について

○議長(富迫克彦君)

日程第23、発議第3号日置市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する

条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔12番山口政夫君登壇〕

○12番(山口政夫君)

ただいま議題となっています発議第3号日置市議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

皆様、ご承知のように、今回の改選前に同僚議員が長期間欠席されたとき、市民より、議員は長期欠席等で仕事ができないときの報酬はどうなっていますかと質問を受け、現状は全額支給されています。報酬を返納すると公職選挙法の寄附行為となると説明しましたが、市民から民間事業所等では、給料は支給されないか、解雇の可能性もある。民間はこのように厳しいのに、市議会は問題ではないのかとご指摘を受けました。

このことから調べてみますと、民間事業所では6年以上勤続者で、有給休暇は20日間で、これ以上欠勤等の給料の支払いはなく、解雇の可能性もある。ただし、会社に休職制度等が設けられている場合は、これに準ずるものと考えられます。

その後、議員報酬減額条例について調べたところ、多くの市町村で議員報酬減額条例制定について確認でき、約50か所の条例資料を調査しました。特に、令和元年から令和7年までに33市町村で制定されていました。

このようなことから、日置市議会として、長期欠席時の議員報酬及び期末手当に関する減額条例の制定が必要ではないかと考えたところであります。

議案第3条の減額期間と、減額率について説明いたします。

減額期間の90日から180日、180日から365日、365日以上は、調査団体中31団体と一番多く採用されていました。ま

た90日から180日の20%減額率は、日置市職員について調査しますと、90日間は有給休暇で対応できるが、90日を超えると20%減額率で、賃金は支給されると人事係に確認できました。

このことから、90日から100日の20%減額率が最善と考えました。18日から365日間の50%減額率は総団体の40%の団体、365日以降は100%減額率が多数であったので、この減額率等ではと考えました。

次に、第5条適用除外については、1項公務上による災害、2項議員の出産、3項感染症による感染、第4項その他議長が認める事由等を議案内容とし、地方自治法第112条第2項及び日置市議会会議規則第14条1項の規定により提案するものであります。

お手元に別紙資料をお届けされておりますので、ご理解いただきますように、審議よろしくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（富迫克彦君）

これから、発議第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第3号については、議長を除く19人の委員で構成する長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、議長を除く19人の委員で構成する長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審

査とすることに決定しました。

次に、長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する審査特別委員会の委員長、副委員長については、委員会条例第9条の規定により、委員会において互選することとなっております。

また、同条例第10条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせることとなっております。

ここでしばらく休憩し、その間、長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する審査特別委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いします。

委員の皆さんは、議員控室へご集合ください。

ここでしばらく休憩します。

午前11時59分休憩

午後0時07分開議

○議長（富迫克彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する審査特別委員会への委員長、副委員長の互選結果について、議長に報告がありましたので、これを報告いたします。

委員長に黒田澄子議員、副委員長に福元悟議員が選任されました。

以上、ご報告いたします。

△日程第24 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（富迫克彦君）

日程第24、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり

閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第25 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（富迫克彦君）

日程第25、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

産業建設常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第26 行政視察結果報告について

○議長（富迫克彦君）

日程第26、行政視察結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長及び産業建設常任委員長から、議長へ行政視察の結果報告がありました。報告書は議員へ配付いたします。

△日程第27 議員派遣の件について

○議長（富迫克彦君）

日程第27、議員派遣の件についてを議題

とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富迫克彦君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

△閉 会

○議長（富迫克彦君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、今期定例会は、11月20日の招集から本日の最終本会議まで30日間にわたり、専決処分の承認、財産の減額譲渡及び無償貸付、日置市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、施設の指定管理者の指定、アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定、日置市森林体験交流センター等条例及び日置市観光案内所条例の一部改正、日置市火災予防条例及び日置市火入れに関する条例の一部改正、日置市職員の給与に関する条例の一部改正、日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正、令和7年度日置市一般会計補正予算及び特別会計補正予算、水道事業会計補正予算など、各種重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

なお、会期中、議員各位からご指摘のあり

ました点につきましては、真摯に受け止め、円滑な市政の運営に努めてまいります。

最後になりますが、これから寒さが一段と厳しい季節を迎えます。議員各位におかれましては、健康に十分留意され、今後の市政運営に、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（富迫克彦君）

これで、令和7年第6回日置市議会定例会を閉会します。

皆さん、ご苦勞さまでした。

午後0時13分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 富迫克彦

日置市議会議員 下園和己

日置市議会議員 佐多申至